ISSN 0916-1120

2019 4 28





$\hat{-}$
ISHIKAWA PREFECTURAL MUSEUM OF HISTORY

Ishikawa Prefectural Museum of History

〔論	文〕	加賀前田家による京都北野社への太刀奉納			
			斎 久	代	1
		加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」北ルートの	の研究		
		濱 岡	1 伸	也	35
		初代石川県令内田政風 — その事績の検討 — 石 田	3	健	51
		美人ツーリズムの成立(上)			
		ー「加賀美人」の系譜 — 	Ĵ	哲	77

はじめに	L
	化
加賀前田家は菅原道真(天神)を祖と仰ぎ、五代綱紀以降、天神御	に
忌五十年おきに京都北野社に太刀や金・白銀などを奉納した。また、 ⁽³⁾	て
加賀小松の梅林院や金沢の玉泉寺天満宮で連歌会が催されるなど、加	
賀藩領内でも天神御忌にかかる諸行事が盛大に執り行われた。 (®)	た
北野天満宮に伝わる前田家からの奉納品の中でも、奉納太刀は同宮	納
を代表する宝物として大切に保管されている。江戸時代、前田家が北	Ø
野社に奉納した太刀は、いずれも鎌倉・室町時代に製作された古刀	る
で、拵は奉納に際して前田家が新調したものである。八五〇年御忌以	下
降に奉納された太刀は、藩から発注を受けた加賀の職人たちによって	水
分業体制で製作された。また、奉納太刀を収納する漆塗の箱には奉納	そ

ている。 ている。 ている。 した藩主や奉納年月日が高蒔絵で記されている。しだいに藩財政が悪

の成果として目録も作成されている。北野社への太刀奉納に関する、「水野家文書」)を用いる。「水野家文書」)を用いる。「水野家文書」は、加賀藩の白銀師の1前田家側の史料や北野社側の史料に加え、「水野源六家文書」(以に関わった藩士や製作を担当した職人の動向にも注目しながら、そにで、前田家の太刀がどのようにして北野社に奉納されたのか、奉布高の課題は、このように前田家が重要視していた天神御忌にあ

加賀前田家による京都北野社への太刀奉納

塩 崎 久

代

- 1 -

点は有効であると考える。
たのか、前田家の京都における社会的関係をふまえながら分析する視
きであるが、太刀奉納がどのような人々との関わりの中で成立してい
千葉氏が検討した寺社への助力金(米)の問題とは区別して論じるべ
太刀奉納は、前田家の先祖祭祀という特別な意味を持っているので、
を深めていったことを明らかにされた。天神御忌に際しての前田家の
家や寺社に助成金(米)を出していたことや縁組により公家との関係
詰める藩士たちの動向や京都屋敷の機能について検討し、前田家が公
礼・交際について論じた千葉拓真氏の仕事がある。千葉氏は、京都に
る必要がある。第二の点については、加賀前田家の京都における儀
のどのような人々が関わっていたのか、北野社側の体制にも目を向け
を置くものではないが、天神御忌における前田家の太刀奉納に北野社
されつつある。本稿は北野社の組織や経営について論じることに主眼
ついての研究があり、近世北野社の複雑な社内組織の実態が明らかに
は、石津裕之氏による僧位僧官の叙任経路や北野社内の支配・身分に
と朝廷・公家との関係、という二つの問題がある。第一の点について
①近世における北野社内部の状況、②前田家の京都屋敷の機能や同家
右に掲げた課題に取り組むにあたって、留意しておきたい点として
より詳細に分析し再評価する必要があろう。
の中で、さらには加賀の工芸史においてどのような意味を持つのか、
社への奉納太刀の製作について言及されているが、加賀前田家の歴史
古文書の翻刻も一部掲載され、水野家歴代の事跡を紹介する中で北野

よる北野社への太刀奉納の歴史的意義について考察する。	いながら、奉納に至るまでの過程を明らかにするとともに、前田家に	たので、現存する史料から奉納太刀の製作に携わった人々の動きを追	今回、北野天満宮に伝わる前田家奉納太刀を調査する機会に恵まれ
----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------

1 北野天満宮所蔵の前田家奉納太刀の概要

太刀の概要を提示しておきたい。 北野 社への太刀奉納の過程について考察を進める前に、 前田家奉 納

時代の奉納太刀とは形状も異なり、古市某が製作に関わっている。 た、 御忌の奉納太刀の装飾は家元の後藤家によるもので、 る。 光と十一代治脩が奉納した清則、 たがって、 が奉納太刀の製作に関わったことを示す史料は確認できなかった。ま 納太刀関係の史料を示したものであるが、後述するように、 定されている。「表2」は 北野天満宮に伝わる前田家の奉納太刀五振は このうち、恒次 [写真1]・師光・助守の三振は重要文化財に指 昭和二年(一九二七)に十六代利為が奉納した貞勝の太刀は江戸 水野家が関与した記録が残るのは、 「水野家文書」 十三代斉泰が奉納した助守の三振と に確認できる北野社への奉 八代重熈が奉納した師 「 表 1 」 加賀の職人たち の 八〇〇年 通りであ l

いうことになる。

	奉納年代	奉納者	代拝人	製作年代	銘	太刀全長 (cm)	刃長 (cm)	極書	反り (cm)	目釘孔	拵長 (cm)
百分	元禄15年(1702)	前田綱紀	사 미 h 태	(12) (12) (12) (12) (12) (12) (12) (12)	小口	0000	C V L	2尺4寸5分半	ა ∡		1071
	2月25日	(5代)	問기 ഥ니 시내 不見		旦外	32.2	14.3	/代金子10枚	2.4	7	1.101
4 工 工 工	宝暦2年(1752)	前田重熈	— 卷1 山 宍		1年光 目 きょうさい イト・シナ ケ	06 1	000	ーンキー	4		0 10
티민기다	2月25日	(8代)	町面窗—	ルいパタ牛(エ40と)	が用 別 支入がら いってん ノルシスペノレキー	00.4	00.0	宮町なっ	1.4	Γ	E.TOT
二日二	享和2年(1802)	前田治脩	★ 中 法			c / 0		2尺4寸/代金	ა ა		100 0
/月只り	2月25日	(11代)	則口字進	入別10年(1400)	洞则作/ 义明于八平八月 ロ	94.3	12.0	子10枚	2.3	~	0.701
카나	嘉永5年(1852)	前田斉泰	利本 口	(に%+++・6・1) ホパキロ 今 乗る	카다	c c 0		2尺3寸3分/	3 D		102.0
	2月25日	(13代)	即叫子同		ر رو	32.2	10.4	代金子15枚	۲.0	~	103.0
	(4601) ⇒46世紀	当日利み			奉納北野天満宮宝前/昭和二						
貞勝		山田山岡		昭和2年(1927)	年二月侯爵前田利為/大阪住	86.1	71.3	極書なし	I	Ц	101
	L/ 7	(1010)			人月山貞勝謹作(花押)						
②奉納箱について	5105										

[表1] 加賀前田家が北野社に奉納した太刀および奉納箱

①太刀について

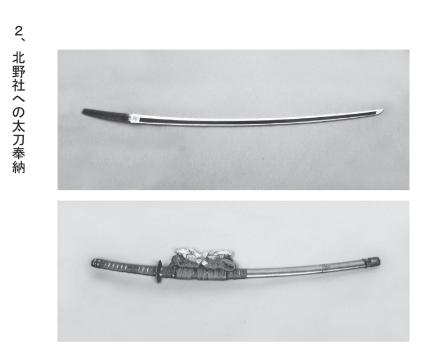
		•	
Э	縦120.5cm×横32.4cm×高25.2cm	送	貞勝
縦131.4×横47.4×高45.5	縦123.4×横36.5×高36.2	潊112.6×横22.0×高25.5	助守
縦127.0×横41.0×高41.2	縦120.9×横31.1×高30.7	縦111.5×横19.4×高17.0	清則
縦124.6×横37.8×高53.7	縦117.4×横28.6×高26.1	縦110.8×横19.4×高16.9	師光
縦128.8×横33.4×高33.7	縦123.5×横26.5×高26.5	縦115.8×横18.3×高15.2	恒次
外箱(cm)	中箱 (cm)	内箱(cm)	

No.	文書名	員数		年代
⊢	北野天満宮御献納御太刀之絵図	1近	享和元年	享和元年(1801)酉2月28日
2	真御太刀御金具図り書(写)	1冊	(享和元年)	5年)
ω	真御太刀御金具金目勘定書(写)	1冊	(享和元年)	年)酉11月 白銀屋後藤清次郎ほ
4	享和二年北野へ御奉納太刀拵図	1歩	江戸時代	(19世紀)
J	北野天満宮御献納御太刀相勤候人々書上(宝暦・享和)	1点	江戸時代(19世紀)	(19世紀)
9	北野天満宮御献納御太刀拵方に付請書	1点	(嘉永3年)	=)戌6月 水野源次ほか19名
7	(北野御献納)御太刀被仰付候二付罷出候様廻状	1点	(嘉永3年)	2) 6月14日 中村長三郎・吉野半
00	御献納御太刀金具手間料中勘願書	1点	(嘉永3年)	三)戌8月
9	御献納御太刀金具手間料雑用銀中勘渡願書	2点	(嘉永3年)	F) 成8月 水野源次(印)
10	真御太刀御金具新出来手間銀御渡願書(覚)	1点	(嘉永3年)	F)戌8月 水野源次
11	御献納御太刀拵方に付入用金銀手間料等中勘願書	1点	(嘉永3年)	毛)戌9月
12	北野天満宮御献納御太刀絵形、菱形等関係書類	3 迩	嘉永3年	(1850)
13	御献納御太刀御打合日変更に付廻状	1点	(嘉永4年)	F) 亥2月16日
14	北野御献納御太刀打合せ通知	1	(嘉永4年)	F) 4月4日

[表2]「水野家文書」にみえる北野社奉納太刀関係史料

15	北野御献納御太刀拵方に付光の字名乗り願書	1点	(嘉永4年)亥4月	白銀師 水野源六	表御納戸御役所
16	北野御献納御太刀打合日延期廻状	1歩	(嘉永4年)亥4月	樋口芥吉・石川栄左衛門	硎師 高尾太右衛門ほか16名
17	御太刀御身預人々書上	1歩	(嘉永4年)亥5月		
18	御太刀関係書状等①(写)	1点	(嘉永4年)亥6月17日	蒔絵師与衛門	水源六様貴下
19	御太刀関係書状等②(写)	1歩	(嘉永4年)6月24日		
20	御太刀関係書状等③(写)	1点	(嘉永4年)6月28日	中村長三郎・吉野半次	駒井久次郎
21	御太刀関係書状等④(写)	1点	I	I	I
22	北野御献納御太刀御絵形通り治定ニ付廻状	1点	(嘉永4年)9月	樋口芥吉・中村長三郎	硎師 高尾太右衛門ほか15名
23	中勘銀相渡に付廻状	1点	(嘉永4年)10月12日	樋口芥吉・中村長三郎	高尾太右衛門ほか15名
24	御太刀十二月四日二打合二付廻状	1点	(嘉永4年)11月28日	樋口芥吉	硎師 高尾太右衛門ほか11名
25	御献納御太刀御金具細工割	1点	(嘉永4年)亥12月11日	水野源次ほか4名	表御納戸方御用
(注)) 大まけ「水野家文事」のうち(前田家蒸瓴大刀間係の中找をおおよそ年得順に並べたちのたあろ(中述の住住について) 四の最合け固大の	E 作い 「面」	- 氷バナキのケガス - 中芝の年代にし		年代を示していろ」なお、本文書の多くは、聯人

たちが藩の表納戸方へ提出した文書や表納戸方から職人たちへ出された文書の控である。 (注)本表は「水野家文書」のっち、前出家奉納太刀関係の史料をおおよそ年代順に並べたものである。史料の年代について、写の場合は原本の年代を示している。なお、本文書の多くは、職人



[写真1] 元禄15年(1702) 800年御忌奉納太刀「恒次」 (写真提供:北野天満宮)

は、元禄十五年 ○二)、嘉永五年(一八五二) 江戸時代、 田家が北野社に太刀を奉納したことが確認できるの (一七〇二)、宝暦二年 の四回の天神御忌で、その前後に北野 (一七五二)、 享和二年(一八

「右箱ノ裏ニ書付」(朱筆)	天満宮 寶剣 青江恒次作 一鞘	箱ノ書付山本源右衛門基庸調之、	是年八百御年忌也、御使者前田修理知頼、	一、元禄十五年壬午二月北野 聖廟江従相公様御太刀被献、	杦本義隣覚書	「前田御家雑録巻第二 元禄十五年二月二十五日」(朱筆)	[史料1]加賀藩史料(一六.二八-八八) 前田家編輯方手写	社の社殿値違か行れれている 社の社殿値違か行れれている。 「11五代綱紀による太刀奉納 (11五代綱紀による太刀奉納 (11五代綱紀による太刀奉納 (金沢市立玉川図書館蔵、石川県指定文化財)に れている。 「史料1]・[史料2]はいず れている。 「史料1]・[史料2]はいず れている。 「史料1]・[史料2]はいず れている。 「水町社側いずれの史料にも記録さ れている。 「マ紹介する(史料名の下には「加越能文庫」の番号を示す)。 て紹介する(史料名の下には「加越能文庫」の番号を示す)。
		庸調之、	前田修理知頼、	聖廟江従相公様御太刀被献、		五年二月二十五日」		越能文庫」の番号を示す)。 ○年御忌に際し、五代綱紀が北野社○年御忌に際し、五代綱紀が北野社しいずれの史料にも記録さるが、当時の状況を伝える史料としはいず

— 6 —

[史料3]にはより詳細な情報が含まれており、冒頭の傍線部には	次に、北野社の宮仕の記録にみえる奉納太刀の記事を示す。
	から知ることができる。
ニと松梅院へ能順御約束也、	の代金が十両、神馬代の白銀が二〇〇〇両であったことを[史料2]
也、此太刀御虫干之時ハ楽間ニ而拭可申間、左様被成被下候様	預(筆頭の地位)であった能順等と申し合わせた上で行われ、太刀
観・能什・能通・能玉・能作也、内陣へハ松梅院・能順斗被入	えた。また、奉納は御奉納太刀裁許の仁岸惣右衛門が北野社の宮仕の
石衛門・左近也、衆中ハ能	修理知頼で、箱書の文字は書物役で詩歌にも長じていた山本基備が整
腰金具後藤細工也、躍物皆松と梅也、金十枚ノ折紙添也、夏	[史料1]によれば、京都北野社への使者(藩主の代拝人)は前田
付也、此分松梅院ゟ也、能順ゟ加賀守殿御奉納之御太刀青江壱	
由也、来国光ノ御太刀壱箱共也、紺地ノ今織ニ而包之鍔ハ金焼	之雷鳴震動致シ、何茂不堪不審与云々
首之和哥壱箱、是ハ二条与力松井善右衛門入道同輩申合奉納之	奉納之時雷鳴震動奇瑞有之、今度ハ如何有之哉与申処、間も無
被申也、其心入尤之事也、奉納物儒者大学頭五音之詩壱封八百	能順等有合申候、承應二年七百五十年祭之時、御代拝人御太刀
ニ付隠蜜也、松梅院云ニ、此方ニ奉納之物モ有之故、幸之事と	旧傳ニ云、元禄十五年御奉納太刀裁許仁岸惣右衛門、暨修竹庵
之事、松梅院ゟ蜜々也、其謂ハ他ゟ奉納被頼ニ付難儀黙も如何	御奉納 青江恒次 代金十枚、神馬代白銀二千両
成事也、ヶ様之事ハ松梅院衆中挨拶ノ事也、尤今度内陣へ奉納	一、元禄十五年二月廿五日八百年祭、御代拝人前田修理、御太刀
今未刻ニ奉納也、今度内陣へ能順御入候事重而必然之例ニハ難	【史料2】 加藩諸事雑記(一六.二八一七六) 森田良見編 自筆
一日之秉燭ゟ潔斎可有之旨松梅院ゟ内意ニ而潔斎互ニ被相勤、	
ニ云、奉納之節能順も内陣へ入申度之旨、則松梅院承引ニハ廿	天満宮寶剣
よ上京也、然所今日内陣へ奉納之事松梅院よ 能順御頼=而内意	「上箱ノ書付」
也、御宿坊能順へ黄金二之折紙ニ而去ル廿五日ニ御代参、加賀	(朱筆)
一、廿四日雨、松平加賀守殿ゟ為御寄進御太刀奉納、其粧藪丁寧	参議正四位下行左近衛権中将兼加賀守 菅原朝臣綱紀
五年三月二十四日条	元禄十五年歳次壬午春二月二十五日

奉納太刀の生	[史料3]
飾が丁寧である	にはより詳細な
こと、宿坊の能	な情報が含まれて
順を仲介として	おり、冒頭の傍
く二月二十	傍線部には

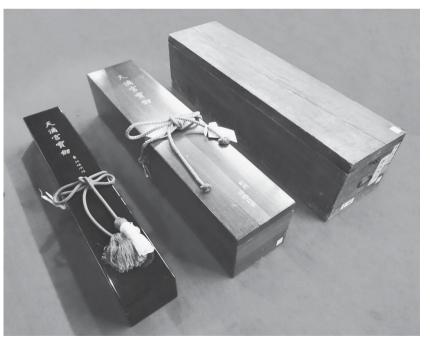
— 7 —

箱の側面に「祈所法橋能順」と金字で記されている。法橋能順」、内箱の蓋の表面に「天満宮寶剱 青江恒次作

(花押)」という墨書銘があり、中箱の蓋の表面に「天満宮寶剱

壱鞘」、

」、 祈 所



[写真2] 元禄15年(1702) 800年御忌奉納太刀「恒次」の収納箱

- 8 --

(2)八代重熈による太刀奉納	御馬代黃金	弐拾両
宝暦二年(一七五二)の八五〇年御忌に際しての太刀奉納について		
は、北野社側の史料が確認できないため、前田家側の史料を中心に紹	御目録	
介する。	外御寄進料白銀	二百枚附臺
	一、白銀十枚宛 附台	預玄院様・浄珠院様
[史料4]加藩諸事雑記(一六. 二八-七六) 森田良見編 自筆	御太刀金馬代	上総介様
一、寶暦二年二月廿五日八百五十年祭、御代拝人前田左門、御奉納	一、白銀五枚宛附臺	楊姫様
太刀備前師光 代金廿枚、白銀二百枚、北野松梅院能作を以、	御目録	斐姫様
百味并三二万燈被献、		健次郎殿
右御奉納之太刀、御在江戸三付於江戸太刀之飾等被仰付、上箱	一、白銀五枚宛、附台、御1	御目録 出雲守様奥方様
銘等書付細工奉行久田清左衛門書之、御献納之白銀者銀子一枚	一、御太刀金馬代	松平備後守様
宛封紙を以包之、上書者京都在住之御家人平田内匠書之、臺四	右之通ニ御座侯、真太刀	真太刀ハ江戸ゟ当十七日到来、御徒横目山田甚
ツニ銀子五拾枚宛積之云々、	兵衛、宰領足軽弐人、持	「人小者六人ニ而到着、御認木地篗箱しめ
	縄はり、其内木地箱ニ入唐	唐木綿白袷服紗包、内栗色御箱 浅貴打
[史料5]大野木克寛日記(一六.四〇-七八) 大野木克寛著	緒前田兵部殿封於御用所、	、両奉行・御徒横目立合上認取拂、左門
	殿江御渡、右栗色御筥之古	右栗色御筥之内白羽二重袷服紗包、内黒塗御筥、金粉
今日かね屋清四郎参出 是克成小つゝみの師也 新右衛門儀後当春ゟ清四	ニ而献納之御書付有之、ナ	右者廿五日卯下刻、木地篗箱ノ儘木地わ
郎令稽古、清四郎京師より之書立の由にて、為見候に付左写之處ニ、清四郎京師より之書立の由にて、為見候に付左写之	く臺ニ載之、御徒相添、	北野ニ而御宿坊能作方ニおゐて、左門は
	布衣着用、熊谷半左衛門長	こ長上下ニ而社頭江同道御献納御飾相済候
覚	と、左門殿御名代拝有之候	候、
一、北野社頭真御太刀 一腰 備前師光	一、当十九日壱萬燈明御執行	行、大々百味御餝、御祈念有之候、此外

— 9 —

二月廿五日(33)之儀追而可申上候、有増之儀別紙調入御覧申候、以上、
【史料6】政隣記(一六.二八-一一) 津田政隣編 自筆
聖廟八百五十年御忌゠付、京都北野江御代拝人持組前田左門被仰渡、(二月十三日)
之、(2)) 御内々御代参御持筒頭御近習竹田金右衛門被遣、二月廿五日相勤御内々御代参御持筒頭御近習竹田金右衛門被遣、二月廿五日相勤(20)
[史料4]によれば、八五〇年御忌の藩主の代拝は前田左門孝情(三 ⁽³⁸⁾
○○○石)がつとめ、奉納品は備前師光の太刀、白銀二百枚で、松梅
院・能作によって百味(供物)と二万灯が献じられた。藩主重熈が江
り上宿銘苺は冊工屋子りん田青三新問ジ售き、「卸状内と白根」は根戸に在府中のため江戸から太刀の飾等について指示が出された。太刀
子を一枚ずつ封紙で包んで献上された。また、封紙の上書は京都在住
の御家人平田内匠が書き、台四つに銀子が五十枚ずつ積まれた。〔史
料6〕によれば、このとき北野社だけでなく加賀の小松天神(梅林
院)でも万句の連歌が執り行われたという。
八五〇年御忌の太刀奉納の様子を最も詳細に記録しているのが、
[史料5]である。大野木克寛が京都に滞在していた息子克成の小鼓

 \mathcal{O}

と思われるが、

史料に明確に見えないので可能性を示すにとどめて

窶箱_ 方 側室、 名の計九名で運ばれてきたという。三重の箱のさらに外側には ば 郎 半左衛門は長裃で社頭へ同道し献納の飾りを行った。さらに、 添えて運ばれた。 Ų る 外箱である「木地箱」 収められた太刀は、 \mathcal{O} 都屋敷に出入りしている町人が御忌の奉納品の調達に関与していたも 藩主以外の奉納者は預玄院(五代綱紀の側室)、 には万灯会が行われ、 日の卯下刻(午前七時頃) ある「黒塗御筥」には金粉で献納の書付が記されている。 に渡された。 (六代吉徳の女)、斐姫(六代吉徳の女、 師 (後の十代重教、 「栗色御箱」は浅葱色の内緒で前田兵部孝起が御用所において封 町 松平備後守(大聖寺藩五代利道)である 両奉行・御徒横目の立ち合いの上で注連縄を取り払い、 江戸から送られた太刀は二月十七日に京都に届いた。 「かね屋清四 七代宗辰の母)、 人がこれだけ詳細な情報を得ていることは注目すべき点で、 (篗のある箱カ) この 北野の宿坊能作方で前田左門は布衣を着用し、 郎 「栗色御筥」の中には白羽二 七代宗辰の弟)、 御徒横目山田甚兵衛、 大々百味御飾を供え、 には唐木綿白袷服紗包が入っていた。 からの手紙の内容を記したもので、 上総介 があり、 に木地篗箱のまま木地篗台に載せ、 (後の九代重靖、 注連縄をはって体裁が整えられた。 出雲守 暢・操・偕ともいう)、 宰領足軽二名、 祈祷が行われた。 一重袷服紗包が、 (富山藩六代利與) 八代重熈の弟)、 浄珠院(六代吉徳の これによれ 三重の箱に 箱は二十五 持人足軽六 中 前田左門 御徒を 十九日 内箱 なお、 -箱であ 「木地 楊姫 熊谷 健次 \mathcal{O} 京 奧 T な

關右平太、従金澤取唀為御用御歩中西八郎、

発足、且御獻納物ハ江戸ゟ北野江被遣候ニ付、

橘三同日発足之

事

附、各三月二日金沢江歸

である。詳細な製作過程については不明であるが、江戸から指示を受以上の宝暦二年の太刀奉納過程の内容をまとめたのが、[表3-①]おく。
拝人が京都に向け金沢を出立し、太刀は御忌の八日前に江戸から京都 「カススロシネンス食の主体ス主なにオー 谷豆の二一一直した辛三のイ
箱」の三重箱に収められて奉納されたこと、「木地篗箱」に注連縄をにもたらされた。また、奉納太刀は「木地箱」、「栗色箱」、「黒漆塗
はって九名で運ばれ、丁寧かつ厳重に取り扱われていたことなどが確
認された。北野天満宮に伝わる外箱(木地箱)の蓋の表面には「寶剱
/御宿坊能作」、蓋の裏面には「宝暦二年壬申歳九月十六日三日齋戒
蔵/本社内ニ陣/神殿大預神事奉行松梅院法印禪深(花押)」という
墨書がある。ここから、この時の前田家の太刀奉納を担当した北野社
の宿坊(宮仕)が能作であり、九月十六日には三日間潔斎した松梅院
禅深によって内陣に収められたことがわかる。
八五〇年御忌の奉納太刀の御用に携わった職人については、太刀の
鍔の銘と「水野家文書」により知ることができる([表4-①])。太
刀の鍔には「後藤久清(花押)・水野多光(花押)・桑村克久(花
押)」・「寶暦二世年/二月吉日」と両面に金字で陰刻されている。加
賀後藤の家柄である後藤七兵衛久清、白銀師の三代水野源六多光、桑
村家中興の祖とされる桑村源左衛門克久の三人は京都神護寺への太刀
奉納にも携わっており、当時の加賀を代表する名工であった。このよ
うに、八〇〇年御忌の時とは異なり、八五〇年御忌の太刀奉納では、

但、二月七日発足与翌正月廿九日用番山城殿被仰渡、則同等之御使人持組前田橘三江被仰付	聖廟九百回御忌、来年二月廿五日就御相當ニ京都北野社江御代拝十二月廿九日	山政	側の史料を見ていく。 享和二年(一八〇二)の九〇〇年御忌の太刀奉納について、前田 (3十一代治脩による太刀奉納	上で、一つの画期となろう。	た。その意味で、八五〇年御忌の太刀奉納は、加賀の工芸史を考える	の装飾デザインは九〇〇年御忌・九五〇年御忌へと受け継がれていっ	る。こうして加賀の職人たちによってつくられた八五〇年御忌の太刀	になっているほか、鞘の部分が金梨地から金置平目地へと変化してい	された梅や松の表現が異なっており、八五〇年御忌以降は梅が八重梅	の奉納太刀とではデザインにも違いが見られる。例えば、大切羽に施	を果たすようになった。八〇〇年御忌の奉納太刀と八五〇年御忌以降	加賀藩の職人育成策が功を奏してか、加賀の金工職人が中心的な役割
則 同 日	御 代 拝		前 田 家		考える	ていっ	の太刀	してい	八重梅	羽に施	忌以降	な役割

-11 -

[表3] 北野社への太刀奉納過程

1850年御忌の太刀「師光」奉納
 ○宝暦2年(1752・申)

2月7日	前田家代拝人の前田左門が金沢を出立する
2月17日	真御太刀「師光」が江戸から京都にもたらされる
2月19日	万燈会 大々百味を飾り祈念する
2月25日	午前7時 木の篗台に載せられた太刀箱が御徒をそえて運ばれる。前田家の代拝人が 北野の宿坊(能作)で装束を整え献納の飾りを済ませる。 *同日、小松天神(梅林院)で万句の連歌が奉納される
3月5日	前田左門、金沢に帰る

(注)「大野木克寛日記」(史料5)、「政隣記」(史料6)により作成した。

②900年御忌の太刀「清則」奉納

○享和元年(1801・酉)

12月29日	金沢で完成した太刀「清則」の拵が江戸表にもたらされ、藩主(11代治脩)に上覧			
12月29日	する			
○享和2年	(1802・戌)			
2月4日	太刀拵が江戸表より東海道を通り京都へもたらされる			
2月7日	前田家代拝人の前田橘三と御歩の中西八郎、京都北野社に向け金沢を発足する			
2月25日 加賀前田家、太々百味と太刀・金銀などを北野社に奉納する。これにより、				
2月23日	言による奉幣も行われる。			
3月2日	前田橘三ほか2名、金沢に帰着する			

(注)「政隣記」(史料7)、「續漸得雑記」(史料9)、「宮仕記録」(史料10)により作成した。

③950年御忌の太刀「助守」奉納

○嘉永5年(1852・子)

2月6日	前田家御名代の前田監物が京都北野社に向け金沢を発足する
2月25日	前田監物、京都北野社で代参を勤める
2月28日	前田監物、京都を発足する
閏2月5日	前田監物、金沢に帰着する

(注)「續漸得雑記」(史料12)により作成した。

[表4] 北野社奉納太刀の製作に関わった職人たち

①宝暦2年	(1752)
-------	--------

No.	職名	職人名	備考
1	硎師	勘兵衛	
2		高良五郎兵衛	
3		高良又六	高良五兵衛忰
4	白銀屋	(水野)源六	
5	白銀屋	源左衛門	
6	白銀屋	次兵衛	
7	柄巻師	弥助	
8	蒔絵師	市兵衛	

(注)「北野天満宮御献納御太刀相勤候人々書上」(「水野家文書」№5)による

②享和2年(1802)

No.	職名	職人名	備考
1		森村平之丞	
2		高良又之丞	
3		水野源六	寛政三年(1791)12月病死
4		後藤清次郎	
5	白銀屋	甚助	源六病死のため加入
6	白銀屋	吉助	源六病死のため加入
7	柄巻師	弥助	
8	蒔絵師	市太夫	
9	蒔絵師	与右衛門	
10	餝屋	善兵衛	

 (注) No.1~9は「北野天満宮御献納御太刀相勤候人々書上」(「水野家文書」No.5)、No.10は「真御太刀御金具 図り書」(「水野家文書」No.2)による

③嘉永5年(1852)

No.	職名	職人名	備考
1		水野源次	
2		駒井久次郎	
3	硎師	高尾太右衛門	
4	鞘師	高良政之丞	
5	鞘師	高尾甚左衛門	
6	柄巻師	河村忠右衛門	
7	柄巻師	北川長蔵	
8	白銀師	後藤七兵衛	
9	白銀師	後藤才次郎	
10	白銀師	水野源六	
11	白銀師	吉助	
12	蒔絵師	与右衛門	
13	蒔絵師	五十嵐長左衛門	
14	餝師	久兵衛	
15	指物師	与助	伊勢屋(「水野家文書」No.7・16・22)
16	指物師	佐六	山田屋(「水野家文書」№7・16・22)
17	指物師	左平	糠見屋(「水野家文書」No.7・16・22)
18	金具師	財田弥兵衛	
19	組屋	徳右衛門	京物(「水野家文書」No.16)
			普照寺屋(「水野家文書」No.7)、
20	(呉服)	中嶋喜左衛門	呉服・呉服方(「水野家文書」№16・
			22)
21	餝師	横川屋久兵衛	「水野家文書」No.7 による

 (注)「北野天満宮御献納御太刀拵方に付請書」(「水野家文書」No.6)、「(北野御献納)御太刀被仰付候ニ付罷出候 様廻状」(「水野家文書」No.7)、「北野御献納御太刀打合日延期廻状」(「水野家文書」No.16)、「北野御献納御 太刀御絵形通り治定ニ付廻状」(「水野家文書」No.22)による。

御父子御三人御装束にて御詰被成候、前田橘三ハ烏帽子直垂に『谁供仕復』北聖御外詰ニ币御太刀等ゼ御排圖/「高辻尹釈言	と予即に吉 ニ 可即 に 丁 等 ニ 即 旨 罰 、 、 烈 相 立 、 跡 ゟ 御 用 聞 町 人 三 拾 余 人 、 女	行岡田又右衛門、京御屋敷ゟ北野迄、御太刀・御献納金銀入御	人、京都北野へ御名代前田橘三弐千五百石、京都御買手會所奉	ゟ京都迄指添人御歩壱人、足軽弐人、小者八人、宿人足十六	足軽弐人、持参人割場附小者雪中故四十人ニ而罷越候、江戸表	被遣候、且又金沢ゟ江戸表へ指添ニハ、割場附小頭壱人、才領	遣候、相公様御覧之上、二月四日江戸表より東海道通り京都へ	國ニ而御拵出来之上、前年十二月二十九日金沢より江戸表へ被	様より前々之通り拵御太刀御献納被遊ニ付、備前國清則一鞘御	一、享和二年二月二十五日天満宮九百回御忌ニ付、京都北野江相公	森田良郷著 前田家編輯方手写	[史料9]續漸得雑記 (一六.○五-六)	有之也、	り白銀五十枚、正姫君#三松壽院殿よりも白銀五十枚宛御献納	三百枚御献納、世子筑前守様より白銀百枚御奉納、壽光院殿よ	千五百石人持組前田橘三、御奉納太刀備前清則代金五枚、白銀	一、享和二年二月廿五日九百年祭相當ニ付、北野御代拝人知行高二	[史料8]加藩諸事雑記(一六.二八-七六) 森田良見編 自筆	
筑 –	- 相			Г				I		Г			之	金	御		左	て	

ゟ	1、 丘文 11 仓	御献納左之通	天満宮寶劔	箱之蓋表に左之通有之	参議正四位下行左近衛権中将立享和二年歳次壬戌春二月二十五日奉納	之蓋之裏に金の盛上にて左之通り有之、 並平目梨子、上箱とも三重に入、其上等	⇒ て丁一要、 全甲存備前 任ニ記、 て馬上、先乗りハ岡田又
壽光院様よ	一、三百女御同人様ゟ		備 前 国 利 一 鞘	r之	参議正四位下行左近衛権中将兼加賀守菅原朝臣治脩享和二年歳次壬戌春二月二十五日奉納	全之通り有之、 「重に入、其上篗入にしてしめ縄張、	
自金	白 眼				臣 治 脩	てしめ親張、	
						箱	

-15 -

参を終え	- 御忌の代会	こうして、二月二十五日の九〇〇年御忌の代参を終え	して、二月	馬上であった。こう
袴を着て	石衛門は長は	田橘三は烏帽子直垂を着て馬上、先乗の岡田又右衛門は長袴を着て	垂を着て馬	前田橘三は烏帽子直
ていた。	て先に詰め	高辻大納言親子三人が装束を着て先に詰めて	辻大納言親	等の指図のため、高
、御太刀	北野には、	がこれに御供した。	人三十余人	を着用した御用聞町人三十余人がこれに御供した。
み、布裃	の行列を組	北野まで長持七棹の	都屋敷より	右衛門が加賀藩の京都屋敷より北野まで長持七棹の行列を組み、
行岡田又	貝手會所奉	御忌の日には、前田橘三と京都御買手會所奉行岡田又	の日には、	橘三に従った。御忌
郎が前田	らも中西八朝	御歩の井関右平太が添えられた。また金沢からも中西八郎が前田	太が添えら	め、御歩の井関右平
ら送るた	品は江戸から	に決定した。奉納日	が二月七日	十九日には、発足日が二月七日に決定した。奉納品は江戸から送るた
翌年の正月二		の前田橘三に藩主の代拝が命じられ、	前田橘三に	「御寺方御名代」の対
人持組で	一十九日、	江戸に奉納太刀がもたらされたのと同日の二十九日、	っがもたらt	た。江戸に奉納太口
庙けられ	て京都へ日	総勢二十七名の人足らによって東海道を通って京都へ届けられ	の人足らにと	後、総勢二十七名の
上覧した	一代治脩に	三戸まで運ばれ、十一	金沢から江	割場付小者四十人で金沢から江戸まで運ばれ、十一代治脩に上覧した
中のため	納太刀は雪点	享和元年(一八〇一)十二月、完成した奉納太刀は雪中のため	八〇二 +	かる。享和元年(一
ことがわ	義作された	九〇〇年御忌の奉納太刀も国元の金沢で製作されたことがわ	記の奉納太	ように、九〇〇年御
ーとある	『御拵出来」	[史料9]の傍線部に「備前國清則一鞘御國ニ而御拵出来」とある	部に「備前	〔史料9〕の傍線
候事、	御献納無之	得共、御服中ニ候故御献納無之候事、	承督被遊候 得	但、淡路守様御家督被遊候得共、
1			同断	一、五十枚
			様よ	大聖寺飛騨守様ゟ
	同断	一、五十枚	白銀	一、五十枚
		松壽院様ゟ		正姫様ゟ
	白銀	一、五拾枚	同断	一、百枚

ツ、中檀ニ而乗成坊へ被渡、

其度々大床正面ニ飾、

扨乗成坊軾

~
設江之矣愛い波字也、タ方各出動三而申共散之、
北野社側の記録からは、九〇〇年御忌の一部始終を知ることができ
る。二月二十五日には、加賀前田家より太々百味が献上されるため、
北野社の宮仕たちは早朝より出勤したが、松梅院ほか祠官中が拝殿に
て法事を始めたため、宮仕は一旦下宿して準備を整えた。五ツ半時
(午前九時頃)、宮仕は再び出勤し、太々に備えてしばらく待つと、布
衣を着た前田家の代参が長裃の侍両人と夥しい供を連れて参詣し、例
のとおり太刀・金銀などを奉納した。これらの奉納物は中檀にて宿坊
の乗成坊が受け取り、大床の正面に飾られた。乗成坊は軾(半畳)に
て奉幣し祠詞をあげ、その後休息している間に、前田家の代参へ神
酒 ・神供が渡された。さらに、高辻大納言が参詣して中檀にて奉幣を
行った後、前田家へ挨拶し、夕方には宮仕が出勤して神供が下げられ
た。こうして、九〇〇年御忌に奉仕する宮仕たちの長い一日がようや
く終わった。
九〇〇年御忌の太刀奉納から史料に登場する高辻家は、北野社では
「菅家公家衆」などと称されていた菅原姓の公家で、五代綱紀の頃よ
り前田家と「同姓」の家として親しく交際するようになり、前田家の
法事で一定の役割を果たす一方で、同家から助力金(米)を受けてい
た。また、高辻家は加賀藩領内で雷除けの札守を配る活動を行ってお

金具の意匠や技法・素材が細かく記載されている。また、図面の奥書
3])。図面には金を用いる部分に黄色の彩色が施されており、太刀の
高尾吉助が表御納戸方へ提出した太刀の図面が残っている(「写真
さらに、九〇〇年御忌の奉納太刀については、享和二年に水野源六・
押)/享和二年二月吉日」と両面に陰刻されているが、金字ではない。
太刀の鍔には「後藤清明(花押)・駒井元甲(花押)・高尾金敦(花
り、金具の仕様と費用が製作過程で変化したことがうかがえる。
六分で、その内訳を列記した部分には朱筆で改められた部分が多数あ
れた。この勘定書によれば、太刀の金具・焼金買上請取高は五十八匁
以降、職人と表御納戸方との間で金具製作にかかる費用の調整がなさ
提出されたようであるが、図面は現存していない。さらに、同年四月
れる。奉納の前年にあたる享和元年二月二十八日には太刀拵の図面が
を提出させているので、寛政十年には製作が始まっていたものと思わ
るが、寛政十年(一七九八)に藩は高良又之丞ほか十一名に誓詞神文
[表5-①])。いつから製作にとりかかったのかについては不明であ
わった職人たちの動向をわずかに知ることができる([表4-2]・
さて、九〇〇年御忌の太刀奉納については、奉納太刀の製作に携
とって有益な関係、相互補完的な関係であったといえよう。
ことは前田家を権威づける上で必要であり、前田家・高辻家双方に
家とのつながりが前提としてあるが、古い由緒を持つ公家と結びつく
る。北野社での太刀奉納に高辻家が関与する背景には、こうした前田
り、前田家を後ろ盾とした経済活動も展開していたことが確認でき

[表5-①] 享和2年(1802)奉納太刀「清則」の製作過程

○享和元年	(1801	・西)
-------	-------	-----------------------

2月28日	太刀の絵図(現存せず)を表御納戸方へ提出する
4月	後藤清次郎ほか2名、表納戸方へ太刀の金具にかかる費用の見積を表御納戸方に報告する
6月	白銀屋後藤清次郎ほか3名、太刀の金具にかかる費用の見積を表御納戸奉行の井口勇次郎
0月	・井上靱負に報告する
11月	白銀屋後藤清次郎・甚助・吉助、奉納太刀の金具にかかる費用を表納戸方に報告する

[表5-②] 嘉永5年(1852) 奉納太刀「助守」の製作過程

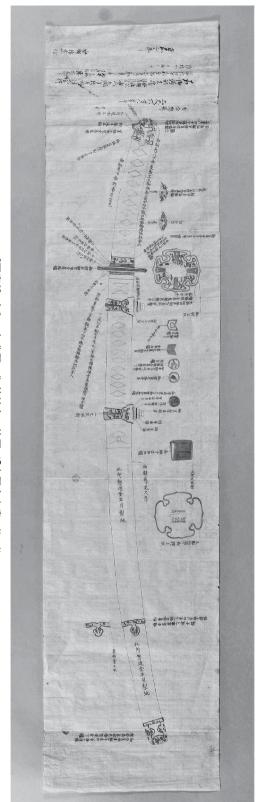
○嘉永3年(1850・戌)

6月14日	表御納戸奉行の中村長三郎・吉野半次、硎師高尾太右衛門ほか16名に表納戸方への出仕を 命じる
6月	水野源次ほか19名、表御納戸方役所へ御用の請書を提出する
	水野源六ほか4名、表御納戸方へ手間料・雑用銀として中勘の支払いを願い出る
8月	水野源六ほか5名、表御納戸方へ手間料・雑用銀として中勘の支払いを願い出る
	水野源六ほか3名、表御納戸方へ新たに手間料などが生じたため中勘の支払いを願い出る
9月	水野源六ほか3名、表御納戸方へ入用金銀・手間料などの中勘の支払いを願い出る

○嘉永4年(1851・亥)

2月16日	表御納戸奉行の石川栄左衛門・井浦理三郎、高尾太右衛門ほか16名の職人たちに打ち合わ
=>)]=0 H	せ日の変更を伝える
4月4日	表御納戸奉行の樋口芥吉・石川栄左衛門、硎師高尾太右衛門ほか16名の職人たちに打ち合
	わせ日を伝える
4月16日	表御納戸奉行の樋口芥吉・石川栄左衛門、硎師高尾太右衛門ほか17名の職人たちに打ち合
4月10日	わせ日の延期を伝える
4月	白銀師水野源六、表御納戸御役所へ「光」の字を用いて奉納太刀の鍔に「光和」と名彫す
4万	ることを願い出る
5月	5月11日から翌年の正月晦日までの太刀の刀身を預かる人々の名前と期間を定める
6月17日	蒔絵師与右衛門、風邪で外出できないため水野源六に「一貫三百七拾弐匁」の領収証を代
0月17日	理で(表御納戸御役所へ・筆者注)提出するよう依頼する
6月24日	表御納戸方役所、太刀拵方の請書を作成し持参するよう諸職人に命じる
6月28日	表御納戸奉行の中村長三郎・吉野半次、駒井久次郎に水野源六とともに表御納戸役所へ出
0月20日	仕するよう命じる
—	白銀師源蔵ほか3名、当年より「定式御用」に加えられる
9月	表御納戸奉行の樋口芥吉・中村長三郎、太刀が絵形通りに完成したことを硎師高尾太右衛
9月	門ほか15名に伝える
10月12日	表御納戸奉行の樋口芥吉・中村長三郎、高尾太右衛門ほか15名に中勘銀を渡すため明後日
10月12日	14日四ツ時に表御納戸役所へ出仕するよう命じる
11月28日	表御納戸奉行の樋口芥吉、硎師高尾太右衛門ほか11名に打ち合わせ日時を知らせる
12月11日	水野源次ほか4名、表御納戸方御用へ金具の細工割を提出する

*「水野家文書」により作成した。



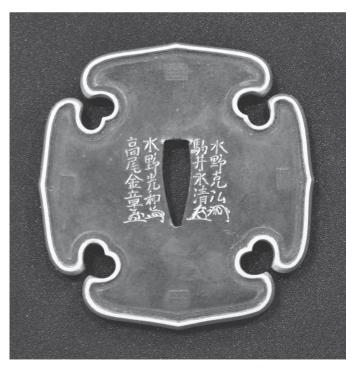


によれば、製作途中で白銀師水野源六が病死し、また源六の息子は服	天満てる神のなかれを汲し身のいかてか梅をよそに詠めん
忌につき御用をつとめるのが難しいため、駒井甚助・高尾吉助の二名 (**)	
が源六の代わりとして急遽加わり、御用をつとめることになった。な	[表3-③]に示した通り、九五〇年御忌の太刀奉納は、これまで
お、外箱の蓋の裏面には「御師 順承」という墨書銘があるが、松梅(4)	の先例にならって行われ、代拝人は前田孝連であった。外箱の蓋の表
院が奉納に関与したことを示す墨書は九〇〇年御忌以降確認できなく	面には「御太刀/御師順承」、裏面には「御師 能作家」という墨書
なる。	銘があり、八五〇年御忌以降の前田家の太刀奉納を担当した宿坊がい
以上が九〇〇年御忌の太刀奉納過程であるが、太刀を北野社に奉納	ずれも能作家であったことが確認できる。
した直後の翌三月、十一代治脩は斉広に家督を譲り、隠居した。	以上の史料からは北野社への太刀奉納の進め方に大きな変化は見ら
	れないが、九五〇年御忌の太刀奉納については、「水野家文書」に奉
(4) 十三代斉泰による太刀奉納	納太刀の製作過程を伝える史料がある程度残っている ([表5-②])。
嘉永五年(一八五二)の九五〇年御忌の太刀奉納については北野社	嘉永三年(一八五〇)六月、表御納戸方から職人たちに御用が申し付
側の史料は現存しておらず、前田家側の史料のみが残っている。	けられ、刀身の押型が製作されるとともに、製作のための打ち合わせ
	や費用の調整が行われた。[表4-③]にあるように、白銀師のほか
【史料11】加藩諸事雑記(一六.二八一七六)	鞘師や柄巻師、蒔絵師といった二十一名の職人の名前が確認でき、こ
一、嘉永五年二月廿五日九百五十年祭相當三付、北野御代拝人知行	れらの職人たちを統括していたのが水野源六であった。太刀の細工割
高三千石人持組前田監物、御奉納太刀備前助守外白銀等、前々	[表6]も残っており、刀身は嘉永四年(一八五一)五月十一日から
之依旧例御献納有之也、	翌年正月晦日まで高尾太右衛門・高良政之丞・高尾甚左衛門・水野源
	六の四名がおよそ二週間おきに交代で預かり、一ヶ所で長く保管する
【 史料12】續漸得雑記 (一六.○五-六)	ことがないようにしていた。江戸時代の奉納太刀のうち師光以外の太
京都北野江、御名代前田監物 孝連人持組三千石 二月六日発足、二	刀については、本阿弥家の折紙(極書)が折紙箱とともに北野天満宮
十五日御代参相勤、途中行粧等享和二年御献納之通、同二十八日	に現存しており、こうした高価な太刀が紛失することがないよう厳重
彼表発足、閏二月五日帰着也、右御遠忌ニ付少将慶寧公御詠歌、	に管理されたものと思われる。

120.	」助りの並兵杣工司	
No.	職人名	製作を担当する金具
1		御大切羽弐枚共
T	水野源次	御星目釘
2	時共有の何	御縁頭共
2	駒井久次郎	御革紋両方共
		御鍔幷御切羽共
		御鎺
3	白銀師吉助	御鞘責
		御革先御金具
		御猿手御鵐目
		御帯取二ノ分
4	白銀師後藤(改)才次郎	御石突
		御革紋裏具
(>>)	===>.4左 (1051) 10日11日 上野)	

[表6] 助守の金具細工割

(注) 嘉永4年(1851) 12月11日、水野源次ほか4名がに「表御納戸御用」へ提出した「御 献納御太刀御金具細工割」(「水野家文書」No.25)により作成した。



[写真4] 嘉永5年(1852) 950年御忌奉納太刀「助守」の鍔

て許されている「史料13」。 て許されている「史料13」。

右願之趣り被為仰付被下候者通、「「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」	恐多奉存候得共、何卒光ノ字	多光与名彫仕候、右之仕合御座候間、	宝暦年中 御献納御太刀被為仰付候節も	代々光ノ字を以相名乗申候、則	名乗御座候、然所私方江者被免置候間、前々よ	通り字御座候ニ付、免シ無之候而者難白銀職徒者	彫物元祖後藤祐乗以来於家元	其意候、右光ノ字幷乗ノ字之義ハ	光ノ字相改申候様被為仰渡、奉得	仰付候三付、私義光和与相名乗申候所	奉存候、就夫御鍔ニ名彫被為	被為仰付、冥加至極難有仕合	北野御献納御太刀御拵方	一、今般私義	[史料13] 北野御献納御太刀拵方に付光の字名乗り願書
			•	候 彫	奉 年 年 光 ノ 学 半 キ 中 ノ 字	奉 与 年 光 御 存 名 中 ノ 座 候 彫 字 候	奉 与 年 光 御 字 存 名 中 ノ 座 御 候 彫 字 候 座	奉 与 年 光 御 字 元 御 祖 展 縦 座 後 隆 隆 後	候影 字候 座 後右	候影 字候 座 後右改	候影 字候 座 後右改付	候影 字候 座 後右改付就	候影 字候 座 後右改付就	候影 字候 座 後右改付就、納	候影 字候 座 後右改付就、納 奉
	影 字 候 座 後 右 改 付 就 、納	字候 座 後右改付就、納	 一、今般私義 北野御献納御太刀御拵方 被為仰付、冥加至極難有仕合 奉存候、就夫御鍔ニ名彫被為 仰付候ニ付、私義光和与相名乗申候所 光ノ字相改申候様被為仰渡、奉得 光ノ字相改申候様被為仰渡、奉得 直り字御座候ニ付、免シ無之候而者難 通り字御座候ニ付、免シ無之候而者難 「前々ゟ 名乗御座候、然所私方江者被免置候間、 	 一、今般私義 北野御献納御太刀御拵方 被為仰付、冥加至極難有仕合 奉存候、就夫御鍔ニ名彫被為 仰付候ニ付、私義光和与相名乗申候所 光ノ字相改申候様被為仰渡、奉得 光ノ字相改申候様被為仰渡、奉得 九、一、百銀職徒者 百銀職徒者 百銀職徒者 「自銀職徒者 「自銀職徒者 「自銀職徒者 「自銀職徒者 「自銀職徒者 「自銀職徒者 「「、今般私義 		後右改付就、納	右改付就、納	他 一 们 献 我 改 付 就 、 納	付就、納	就、納	前納	北野御献納御太刀御拵方一、今般私義	一、今般私義		

亥		

難有仕合ニ可奉存候、

以上

白銀師 水野源六

四 月

表納戸御役所

右御聞届ニ付光和与名彫仕候事

深い。 正統な流れをひく職人であるという水野源六の主張が垣間見え、興味 例を引いて藩の表御納戸方を説得している。ここに、金工の後藤家の されていたのであるが、水野家は家元の後藤家より「光」の字を名乗 ることを許され、八五〇年御忌の際にも先祖が「多光」と名乗った先 加賀後藤の家と家元の後藤家との間には、さまざまな取り決めがな

⑤奉納太刀の箱について

忌の奉納太刀の箱の文字の輪郭を写したものである [写真5]。 を伝える史料が二件確認できる。一つは、九〇〇年御忌と九五〇年御 「加越能文庫」には、北野天満宮奉納太刀を収めた箱についての情報 最後に、太刀を収める箱や折紙箱について簡単にふれておきたい。

もう一つは、 九五〇年御忌の奉納太刀の箱の製作を担当した五十風

くりであったことが確認できる。 くりであったことが確認できる。 くりであったことが確認できる。その金辂と仕様をすとがたのがで見知 していたの仕様は全体が「黒蝋色」、内が「黒塗」であった。このよう に、太刀拵だけでなく、太刀を収める箱についても豪華かつ丁寧なつ (濃梨子地とも)、木丁面縁廻は「金紛色付」、中箱は内外ともに「す が「表7」であるが、総額は二貫九〇四匁であった。鞘は「平目梨子	「「「かちーからっか」」であった。「ひか」で、「でかっか」」で、「あっかった」」で、「御小箱」・「御折紙箱」の三箱および箱の文字を高蒔絵で仕所へ提出した箱の仕様・見積書で、彼らが「真之御太刀御鞘」と「御長左衛門・蒔絵師与右衛門が、嘉永三年(一八五〇)に藩の表納戸役
--	--

[表7] 奉納太刀「助守」の箱製作および文字の仕上げにかかる費用

No.	項目	費用	仕様
1	真之御太刀御鞘	726匁	中塗、渡は極上焼黄金平目置詰、鯉口は上々焼黄
1	<u> 美</u> を単入り単発	12075	金粉に仕上げる
			木地より製作し、惣布きせ上々堅地外蠟色仕上げ、
2	御太刀箱	1貫576匁	箱の内裏・太刀掛二つを惣地焼金梨子地とし、木
			丁面縁廻り、焼黄金粉色付に仕上げる
3	御中箱	170日	渡・内外ともにすき溜塗に仕上げる
0		тоц	
4	御折紙箱	57匁	木地より製作し、惣布きせ上々堅地外蠟色内黒塗、
-		5175	縁上々焼黄(金粉の二字脱カ)色付に仕上げる
5	文字の什上げ	375匁	太刀箱・中箱・折紙箱に入れる文字大小62字ばかり
5	ステジロエリ	21274	を上々焼黄金粉高蒔絵極上仕立に仕上げる
	≣+	2貫904匁	

(注)嘉永3年(1850)に表御納戸役所へ提出した「北野天満宮御宝剣御箱等御図り書」(16.61-200) により作成した。



[写真5] 天満宮宝剣箱書文字·折紙題筌等写(部分)

る京都詰めの藩士や町人は、

京都屋敷を拠点に担当する職務の一つと

おわりに
加賀前田家による北野社への太刀奉納過程とその歴史的意義につい
て、前田家側・北野社側の史料、太刀製作に携わった白銀師水野家の
史料を用いて考察を加えてきた。本稿で明らかになったことをまとめ
て結びとしたい。
元禄十五年の八〇〇年御忌に際し、五代綱紀が宮仕の能順を仲介と
して北野社に太刀を奉納した。この時はあくまでも北野社で行われる
御忌に合わせての奉納であったが、しだいに前田家は北野社でも菅家
と認識されるようになったようである。そして、五〇年後の八五〇年
御忌、さらに五〇年後の九〇〇年御忌と奉納の回数を重ねていく中
で、同姓(菅原姓)とされる高辻家との交際を深め、前田家の太刀奉
納は北野社の御忌を構成する一行事として恒例化していった。太刀奉
納にあたっては、天神に敬意を払い、太刀を収めた三重箱の上に注連
縄を張った篗箱を設け、威儀を正した代参の長い行列が組まれた。大
勢の御供を連れて参拝する前田家の行列は人目を驚かせたであろう。
藩主の代拝人である「御寺方御名代」は人持組の前田家(菅原姓)か
ら選ばれ、藩主に代わって前田家一族からの金子・銀子等とともに百
味・太刀を献上する儀礼を行い、万灯の献上を行う役目を負ってい
た。このように、御忌に際して藩主が北野社に参詣することはなかっ
たが、太刀や金銀を北野社に奉納し、家や領国の繁栄を祈ることは、
歴代藩主が政治を行う上で心のよりどころとなったものと思われ、そ

ちが先例をもとに綿密な打ち合わせを重ねながら準備を進めていた様 装飾や細工割、 ザインが確立し、継承された点が注目される。 で拵や箱を製作した。とりわけ、金具の細工は当初家元の後藤家が主 た。 おける社会的関係の一端を垣間見ることができた。千葉氏が指摘され 題であるといえよう。 に残そうとした職人たちの思いが伝わってくる。 子がうかがえ、職人名が彫られた太刀の鍔からは、 を果たした。「水野家文書」 職人たちを統括する立場にあったのが白銀師の水野源六家で、 導していたが、八五〇年御忌以来、 は藩の表御納戸方を通じて発注を受けた加賀の職人たちが、 たように、 の関係については、 ある後藤家と加賀の職人との関係について、 の意味では前田家の統治の根幹であったといえる。 人の権限も限定されたものであった。それゆえに、 第三に、 の太刀奉納を通じて見えてくる奉納品の製作体制や家元の後藤家と 第 まず、 R 北野社への太刀奉納過程の分析を通じて、 京都屋敷の規模・機能は必要最低限のものであり、 奉納太刀はいずれも折紙付きの名刀で、 奉納太刀の製作過程や体制、 藩の表御納戸方との折衝などにおいても中心的な役割 加賀の工芸史を考える上でもさらに深めるべき課 の一連の史料から、 加賀が誇る名工たちによる装飾デ 藩の指示系統、 以下の点が明らかになっ 奉納太刀製作に携わる 表御納戸方と職人た 前田家による北野社 八五〇年御忌以降 天神御忌に関与す 優れた仕事を後世 前田家の 金工の家元で 分業体制 太刀の 京都詰 京都に

して、

天神御忌のための書付作成や物品購入を行っていた。また、

先

註

坊)や公家の高辻家との関係を築くことにより、北野社の天神御忌の
行事に参入することに成功した。前田家が北野社へ太刀を奉納するた
めには、このような京都での交際、京都詰人と江戸や国元の藩士との
連携、物品を調達する町人の存在が必要不可欠であった。
最後に、前田家が太刀奉納等を通じて北野社(天神)との関係を保
ち続けたことの意義について、見通しを述べたい。小松に隠居した三
代利常は、「寛永諸家系図伝」において前田家が菅原姓であることを
公式に主張し、五代綱紀はその流れを受けて北野社へ太刀を奉納する
ことにより、天神との結びつきを強め、その慣習は歴代藩主に受け継
がれた。そして、加賀藩領内の天神信仰は、家臣や領民を連歌会や御
忌の祭祀に参画させることにより、個別の大名家の先祖という枠をこ
え、前田家の家臣・領民をあげて祀る象徴的存在として広がっていっ
た点に特徴がある。こうした点をふまえると、前田家は盛大に天神御
忌の行事を行うことにより、近世大名としての前田家の権威を高め、
あるいは対外的に広めることを意図したものと思われるが、現時点で
は筆者の推測の域を出ないので、加賀藩領内における天神信仰の展開
や前田家の由緒形成、他の大名家との比較などを通じて、検証する必
要があると考えている。

(1)加賀前田家がいつから菅原道真(天神)を意識し、菅原姓を名乗ってい(1)加賀前田家がいつから菅原道真(天神)を意識し、菅原姓であることを

- 語としては「北野社」の語を用いる。社で、天暦元年(九四七)に北野の地に建立された。本稿では、歴史用(2)現在の北野天満宮(京都市上京区馬喰町)。菅原道真を主祭神とする神
- 3 野天満宮社報』第三四六号、 前田家の奉納太刀のうち、恒次・師光・助守の三振は図録『北野天満宮 加賀前田家十六代前田利為奉納の太刀」(『北野天満宮社報』二十一号 00二年)、 前田綱紀奉納の太刀―青江恒次―」『北野天満宮社報』 第三四三号、二 いる。前田家奉納太刀の史料紹介については、藤井譲治「歴史の一齣 神宝展』(京都国立博物館・東京新聞、二〇〇一年)に図版掲載されて 一〇一九年) こがある。 同「歴史の一齣 二〇〇二年)、同 前田重熙奉納の太刀―備前師光―」(『北 「天満宮 歴史の一 齣
- た。 によって小松城の鬼門に建立された社で、小松天神、梯天神とも呼ばれ(4)現在の小松天満宮(小松市天神町一)。明暦三年(一六五七)、三代利常
- (5) 玉泉寺(時宗)に隣接して祀られていた天満宮(現在の泉野菅原神社)。(5) 玉泉寺(時宗)に隣接して祀られていた麦津を御言し、寛永六年(一六二九)に玉泉神を祀っていた越中国の浄禅寺を勧請し、寛永六年(一六二九)に玉泉(5) 玉泉寺(時宗)に隣接して祀られていた天満宮(現在の泉野菅原神社)。

玉川図書館蔵、

一六.三一一六五)は

「先祖由緒」と略す。

																8		$\widehat{\underline{7}}$					6
含まれている。以下、加越能文庫の「先祖由緒并一類附帳」(金沢市立古文書である「水野家文書」にも珥兵律家とのやりとりを伝える文書が	「こときごうか「くそそことは「「二戸表理兵衛弟子」とあり、源六家の水野源次家由緒の初代の部分に「江戸表理兵衛弟子」とあり、源六家の	水野家は(源次家・源六家ともに)、後藤理兵衛家とのつながりが強く、	○○年御忌)、七代源六光和(九五○年御忌)が関わっている。なお、	奉納太刀製作には、三代源六多光(八五〇年御忌)、四代源六光政(九	役目を託したといわれ、信頼が厚かったことがうかがえる。北野社への	藩から受けている。後藤悦乗が江戸に帰る際、水野源六に白銀職頭取の	代の見送り・出迎えに出ることを許され、武器の製作など数々の仕事を	より五人扶持を賜り、白銀職御用を命じられた。年頭のお目見や参勤交	初代源六は寛永元年(一六二四)に分家独立し、寛永年中に三代利常	して以来、水野源六家は代々高岡町に居住した)。	持を頂戴して金沢へ移り住んだ(正保三年(一六四六)に屋敷地を拝領	間には二代利長の御用をつとめるようになったことをきっかけに五人扶	てて京都で白銀師を志し、後藤光乗に入門、長乗にも師事した。慶長年	野源次好栄という豊臣家の武士であったが、徳川の時代となり武士を捨	原点』(橋本清文堂、一九九六年)によれば、元祖は摂州大坂の人で水	- 黒川威人『金沢金工師 水野源六家史料 江戸期金沢ご用職人の創造の	(名著出版、一九八〇年)。	- 田畑勉「加賀藩財政と産物方政策の動向」(『加賀藩社会経済史の研究』	代、巻二からは年寄衆の発句が収められ、人持衆もこれに加わった。	句と灯明会を執行する旨が仰せ渡されたという。奉納連歌の巻頭は作	によると、元禄十五年の八〇〇年御忌の際には前年に前田家から連歌千	七五一)正月八日に小松梅林院が寺社奉行の多賀宇兵衛に提出した文書	- 「開帳旧記」(加越能文庫、一六. 六一-二六〇)。例えば、寛延四年(一

	$\widehat{\underline{10}}$				9
号、二〇一六年)、同「神社・門跡・社僧―宮寺としての近世北野社―」経路に関する一考察―北野社を素材として―」(『史林』第九九巻第五―」(『日本史研究』六三七号、二〇一五年)、同「近世僧位僧官の叙任	石津裕之「近世における神社伝奏に関する一考察―北野社を素材として大学、一九九五年)、黒川前掲書(註8)等がある。	訴願関係(1)」(『金沢美術工芸大学紀要(第三十九号』金沢美術工芸大学、一九九三年)、同「加賀金工、水野源六家史料(一)―扶持相続家と金工(2)」(『金沢美術工芸大学紀要(第三十七号』(金沢美術工芸	トイズ・金沢』前田印刷株式会社出版部、一九九二年)、同「水野源六「幻のデザイン都市―白銀師・水野源六家の歩みを通して―」(『ホワッ美術工芸大学紀要(第三十五号』(金沢美術工芸大学、一九九一年)、同	ある。関連する研究として、同「水野源六家と加賀金工(1)」(『金沢紋型図案」四十九点、「家事」六十五点、「趣味蔵書その他」四十三点で藤勘兵衛関係書簡」二十四点、「後藤理兵衛関係書簡」七十六点、「絵形	訳は「金工業職務関係」二二五点、「扶持・相続・訴願」一〇一点、「後載されている。これによれば、「水野家文書」の総点数は五八三点、内沢美術工芸大学紀要(第四十号』金沢美術工芸大学、一九九六年)に掲目録は、黒川威人「加賀金工、水野家史料(二)―全史料見出し」(『金

「加賀藩京都藩邸の構成員と機能―その職務規定と業務報告を通じて―」で」(『論集きんせい』三二号、二〇一〇年)、同「加賀藩京都藩邸に関する一考察―その成立第一号、二〇一一年)、同「加賀藩京都藩邸に関する一考察―その成立第一号、二〇一一年)、同「加賀藩京都藩邸に関する一考察―その成立で「『論集きんせい』三二号、二〇一〇年)、同「京都をめぐる加賀前で」(『日本史研究』六六号、二〇一八年)。

<u>11</u>

-27 -

<u>15</u>	14			<u>1</u> 3													$\widehat{12}$	
江戸時代の修造は、①寛文七年 (一六六七)~同九年、②元禄十三 (一	奉納太刀の柄の鯉口の部分に「金工/古市□謹作」とある。	会石川県支部副支部長の小浦宗五郎氏にご指導を賜った。	協力を得た。また、刀剣の取り扱い等については、日本美術刀剣保存協	北野天満宮の史料調査では、当館館長藤井譲治、同学芸主幹北春千代の	るのみである。	までであり、菅原道真(天神)の忌日については忌日一覧に示されてい	理していたことを明らかにされているが、分析の対象は藩祖利家の時代	問 ・ 吟味が 禁止されるという 司法上の 弊害を 抑えるため、 藩が 忌日を 整	は、加賀藩で歴代将軍や歴代加賀藩主とその正室の忌日には死刑・拷	総合人文科学研究センター研究誌』二号、二〇一四年)がある。谷口氏	法業務への影響―「行政」と「司法」の分離の芽生え―」(『早稲田大学	先祖祭祀に関する研究として、谷口眞子「加賀藩における先祖祭祀と司	うした観点で前田家による太刀奉納について検討する。なお、前田家の	先祖祭祀である天神御忌とでは性格が異なると考えるので、本稿ではこ	紹介されている。前田家ゆかりの寺院への定期的助力と五十年に一度の	は、前田家が京都の紫野大徳寺芳春院と酬恩庵へ助力米を出した事例が	千葉氏前掲論文「京都をめぐる加賀前田家の儀礼と交際―」(註11)で	(『加賀藩研究』 第三号、二〇一三年)。

なお、 年間の勧化によって賄うことになっていた。 野天満宮信仰と名宝 われている(竹居明男 嘉永五年(一八五二)の六回で、社殿の修造はおおむね五〇年おきに行 ④明和五年 (一七六八)~同七年、 七〇〇)~同十四年、 社殿の修造は幕府からの社領と援助、 ③享保二十年 (一七三五)~元文二年 (一七三七)、 天神さんの源流』京都文化博物館、 「菅原道真と北野天満宮―「北野」 ⑤文化四年 (一八〇七)~同九年、 畿内五ヶ国を対象とした五 二〇一九年)。 の磁力」(『北 (6)

三』(北野天満宮、二〇〇〇・二〇〇一・二〇〇三年)を参照。近世北野社の修造については『北野天満宮史料 遷宮記録一・二・

- 一六)に小松城代をつとめた。(16)前田知頼は、禄五〇〇〇石の加賀藩士(人持組)。太刀奉納の三年後に(16)前田知頼は、禄五〇〇〇石の加賀藩士(人持組)。太刀奉納の三年後に
- (18)近世の北野社は、曼殊院の支配下にあり、法体(僧形)の「祠官(松梅(一七一三)二〇〇石を領し、享保十年(一七二五)六十九歳で没した。命じられ、元禄七年(一六九四)父の遺知一〇〇石を受け、正徳三年(17) 山本基庸は、通称源太郎・源右衛門。延宝五年(一六七七)、書物役を
- 曼殊院門跡より法橋の位に叙された。 支配をしていた人々で、宮仕の一﨟である預は、北野社の別当であった人」によって構成されていた。このうち宮仕とは、神事をつとめ賽銭の院・徳勝院・妙蔵院)」・「宮仕」・「目代」、西京に居住する俗体の「神

た。 中は九十三人であったが、 す)によれば、 九八一年、二〇五頁、 三月五日条 北野社に奉仕していたとされている。 ができる。また、 数六十一人(うち坊主七人)であったことなどが確認され 六人(うち法師が七十五人)、 た。 家数は四十六軒、 ~五二四頁)、北野社の宮仕の身分や宗旨、 これまでの研究では、 同五年(一六八八)七月の宗旨改では、家数四十八軒・惣人数二三 貞享三年

(一六八六)に公儀の調査のために書き上げた宮仕衆中 (『北野天満宮史料 松梅院を訪ねた宮仕衆中は六十人あまり(このときの衆 長屋(表裏あわせて)は三十軒、 享保四年 以下『宮仕記録』・『宮仕記録・続一』のように略 近世にはおよそ三十家、 病気・外出・隙入などを理由に不参)であ (一七一九)八月十三日条によれば宮仕の家 借屋敷の宮仕中の家数が二十四軒・惣人 宫仕記録』北野天満宮史料刊行会、 「宮仕記録」寛文九年 存在形態を詳細に知ること 七十人前後の宮仕家が 屋敷は二ヶ所であ (同 (司 (一六六九) 五. 二 ல் 6

五〇石、

通称左膳

隼人、新蔵)

の公務に関する日記で、享保元年

 \square

とあ

__ 九

23 22 21 19 $\widehat{20}$ Ŋ 九九年、 「宮仕記録」宝永三年(一七〇六)七月六日条(『宮仕記録・続三』 ŋ ところ、 関するものであったかどうかは不明である 乗が金沢に召されたという記載があるが、 「後藤家旧記」(一六.六二-一二四) 代拝人姓名未詳、御奉納太刀銘等不知」とあるが、 能文庫一六.二八-七六)に「一、承應二年二月廿五日七百五十年 \mathcal{O} 忌の奉納太刀は北野天満宮に現存しておらず、 承応二年 専門委員会、一九八六年)、『新修小松市史 能順は三代利常に招かれ、 数 出)に、八〇〇年御忌にあたる元禄十五年(一七〇二)に後藤勘兵衛達 行われたかどうかは疑わしい 小松市、二〇一〇年)、『新修小松市史 『加賀 い 天満宮と能順については、『小松天満宮誌』(小松天満宮、 「大野木克寛日記」 一五年)、綿抜豊昭『小松天満宮と能順』(小松天満宮社務所、二〇) 六年)等の研究がある 「詳細情報を伝える史料は確認できない。 《は公儀 雷鳴振動したという記述 とされている(『宮仕記録・続六』二〇一四年、 実際に奉納太刀の拭いを行ったことが記されている。 小松天満宮と梯川―小松天満宮専門調査報告書―』(小松天満宮 三四九頁)に「一、松平加賀守殿奉納之御太刀拭ニ来也」 雷鳴振動が起こるという奇瑞があり、 (一六五三)の七五〇年御忌に際して代拝人が太刀を奉納した へ届け出た「宮仕中家数四拾九軒」から増減があってはならな は、 加賀藩士大野木家に伝わった大野木克寛(一六 加賀小松の梅林院の初代別当となった。 ([史料2] 傍線部) 所収の 資料編十二 美術工芸』(小松市 また、 その御用が北野社奉納太刀に 「先祖由緒書」 資料編九 寺社』(石川県 八〇〇年御忌の際もやは 前田家側にも代拝人など があるが、七五〇年御 「加藩諸事雑記」 二〇五頁 実際に太刀の奉納が 一九八二年)、 (明治

(加越

-祭御

小松

 $\widehat{24}$

竹田昌忠。 した。

表小将番頭のち大組頭

(『諸士系譜

一石川県、

1010

七一六)~宝暦四年

小将となった後、

小松城番、 (一七五四)

奏者番を勤め、

宝暦四年 (一七五四)

に没

までの三十二冊が現存する。

克寛は大

25

「政隣記」は、

津田政隣

(七百石)

が天文七年(一五三八)から文化十

一年(一八一四)までの加賀藩の歴史を編年体にまとめた記録

行、大小将組、

馬廻組、

宗門奉行を歴任し、文化十一年に五十九歳で没

に御

日に

- 29

近 Ŧī. ⊞

である。政隣は、

治脩・斉広に仕えて、

大小将番頭歩頭、

町

奉

(全 三 十

年)。

二年

提

27 28 26 久田清左衛門篤敬 (三百五十石) 二年後の宝暦四年(一七五四)に小松御城番、 平田家は、代々加賀藩の有職方 月四日に組外御番頭となった(『諸頭系譜 した。 田内匠が目録以下の書付を作成している。 世史料館、二〇一三年)。 組外表御納戸奉行から細工奉行に任じれられ、 留守居をつとめ、 前田孝情は、 前田対馬守家の五代孝行の弟孝和 同十一年(一七六一)に三十四歳で没した。 (在京役人) は、 延享四年 上』金沢市立玉川図書館 をつとめた家。 同七年 宝暦四年(一七五四) (一七四七) 八月朔 知 の 子。 (一七五七) 太刀奉納の

- 戸・京都の二名体制だったことも明らかにされている。千葉拓真 京大学日本史学研究室紀要 における武家領主の家督相続儀礼と朝廷―加賀藩前田家を中心に」 人文社会系研究科・文学部日本史学研究室、 討された加賀藩の家督相続時における禁裏・仙洞への献上儀礼では、 別冊 「近世政治史論叢」』東京大学大学院 二〇一〇年)。 また、加賀藩の有職方が 千葉氏が検 「近 『東 亚 世 江
- 29 享保十年(一七二五) 前田孝起は、 前田利家の五男利孝 四月に定火消、 (七日市藩祖) 延享五年 (一七四八) の流れの家に生まれ に御近習御

(一))ーン 三自十二百二肖市高良乙二をほいころぶ 受即内司 アニ是日	御太刀御絵形」(複製)がある。これは太刀の拵の図面で、享和元年	本美術刀剣保存協会石川支部、一九八三年)の付録「北野天満宮御献納	(32) この他、八五〇年御忌の太刀に関する史料として『加賀金工大鑑』(日	「大萬燈祭」、二十五年毎に行われるものを「半萬燈祭」という。	(31)菅原道真の薨去後に行われてきた式年祭。五十年毎に行われるものを	小学館、一九九七年、初版は一九七五年)。	(30)江戸時代の武家の礼服で、絹地無文で裏のない狩衣(『日本国語大辞典』	緒」、「前田兵部系図帳」(一六. 三一-一九五))。	五月に「御寺方御名代役」に任じられたという記述がある(「先祖由	六年(一七六九)に三役とも除かれた。なお、享保十四年(一七二九)	石川県、二〇一一年)。宝暦十三年(一七六三)、小松城代となり、明和	り、四〇〇〇石(うち一〇〇〇石は与力知)を賜った(『諸士系譜	月 (寛延二年(一七四九) に御家老弟老年客 「同三年に年春中力半とな
エハゴ 受罪内古 アニョピュゴ	の拵の図面で、享和元年	付録「北野天満宮御献納	こて『加賀金工大鑑』(日	禹燈祭」という。	十年毎に行われるものを		狩衣(『日本国語大辞典』		う記述がある(「先祖由	享保十四年(一七二九)	、小松城代となり、明和	賜った(『諸士系譜 四』	同三年に年春中力半とな

- 納日
- したものである。 (一八〇一) 三月廿二日に鞘師高良又之丞ほか五名が表御納戸方に しかし、 原本の所在は今のところ不明である。 提出
- 33 九 『加賀藩御細工所の研究 八九年) など。 (一)』(金沢美術工芸大学美術工芸研究所、
- 34 森田良郷 (一七九〇~一八五七) 文庫目録 る第三十一本以下は、 て、文政から安政四年迄に採録したもの。 上卷』(金沢市立図書館、 良郷の子良見が増補したものとされる が、 一九七五年)。 祖盛昌の 明治二十一年までの記事があ 「漸得雑記」 (『加越能 にならっ
- 35 月十一日小松御城番、文化十三年(一八一六)御算用場奉行兼御預地 前田橘三恒友(二五〇〇石) 文政二年 (一八一九)に役を除かれた(『諸士系譜 は、のち才記孝弟と名乗った。 四』石川県、 享和 一年六

名代之儀被 一〇一一年)。 仰渡相勤申候、 また、 「先祖由緒」には「(前略) 聖廟九百年御忌ニ付、 享和元年三月御寺方御 北野江之御使同年十

> 一月被 -侯 (後略)」 仰渡、 とある。 同 年 一月御国発足仕、 右御 _____ 」 」 享和二年 月罷帰

- 36 6 が、 るような形に変える動きが北野社門前の水茶屋との交渉の中で生まれた る。 このような 日条、 開する動きがあったことが確認できる という点は、 物であったとされており、その背景には宮仕の勝手不如意という経済的 の取り沙汰よろしき様に行うよう、 ある。太々百味は元禄十五年二月の天神御忌の時に三度献上されたが、 勧めること、③音楽などを交えて献上するなどの演出を加えること、 であること、②供物の菓子献上方法が古法と異なる上、水茶屋がこれ は、 献上が北野社内で問題となっている(「宮仕記録」 る。 な問題があった。 北野社における太々百味の献上については、 享保期には神事の内容に改変を加えて一般の旦方向けの神事へと展 例えば、 新しい方法の導入を勧めたのは、 ①旦方が講中を結び九十人余で掛銀を行っていることが奉加のよう 太々百味は天神御忌という特別な行事で献上されたものであった 『宮仕記録・続六』六五~六六頁)。ここで問題となっている 「異形」 享保三年 近世北野社の性格を考える上で興味深い。 天神御忌の太々百味献上の古法を改め、 」の仕形で行った例はないので、「御神ノ御為」世間 <u>一</u>七 八 松梅院らによって吟味がなされてい には宮仕能音の旦方による太々百味 下水茶屋の「なつきよ」という人 享 ·保期の記録に多く見 享保三年六月二十五 以上のことか 集客が見込め で を え
- 37 とができなくなってしまった。 九〇〇年御忌の当日、 面の机の上が供物で埋め尽くされ、 祠官家の人々がこれまでの先例にならって拝殿で法事を始めたため、 松梅院がこれに加わると言い出した。今回の神事を担当する宿坊(宮仕 \mathcal{O} (乗成坊) の裁量で松梅院に参加を求めないことにしたが、松梅院以下 宮仕が早朝から太々を献上しようとしたところ、 法事が終わるのを待つのもどうかと思 宮仕衆中は太々献上の神事を行うこ Æ

のた(『諸士系譜 四』石川県、二〇一一年)。 (4) 高良又之丞は鞘師で、三人扶持または二人扶持を給され、下近江町に居(4) 高良又之丞は鞘師で、三人扶持または二人扶持を給され、下近江町に居これに副されなカイた			(39)千葉氏論文「加賀藩前田家と公家との交際」、同「京都をめぐる加賀前前掲註10)。公家にとって執奏料は重要な収入であった。	(33)例えば、「宮仕記録」正徳四年(一七一四)十一月十五日条に「一、菅どめておく。 の緊張関係がうかがえるのであるが、本題から逸れるので指摘するにとりからは、北野社内の秩序の混乱、松梅院ら祠官家と宮仕衆中との一種い、宮仕衆中は一度下宿したという。九〇〇年御忌当日の一連のやりと
○一一年)。 ○一一年)。	(1年7) 21年7, 21年7, 217, 217, 217, 217, 217, 217, 217, 21	六 六一-二五九)。安永四年(一七、八綱紀が蔵書の内容について高辻家註11。なお、「松雲公採集遺編類纂」	%との交際」、同「京都をめぐる加賀前は重要な収入であった。 ■における神社伝奏に関する一考察」、 ■における神社伝奏に関する一考察」、 ■「宮仕記録・続五』二〇一〇年、九 扇子三本入一重くり台扇子三本物、勿	七一四)十一月十五日条に「一、菅小、本題から逸れるので指摘するにとっ。九〇〇年御忌当日の一連のやりと

([] `

-31 -

	<u>49</u>						$\underbrace{48}$						<u>4</u> 7					$\widehat{46}$						4
る。	「御太刀御身預人々書上」(「水野家文書」№17)。以下、翻刻を掲載す	ない。	な理由により色付がなされなかった可能性もあるが、その理由は定かで	ら、藩が製作費用を抑えようとしていたことがうかがえるので、財政的	が施されている。藩の表納戸奉行と職人との費用に関するやりとりか	羽は両面とも金の色付がなされているが、助守の切羽は片面だけに色付	江戸時代に前田家が北野社に奉納した太刀のうち、助守以外の太刀の切	おさめられている。	鎺や大切羽、鐔、切羽、革先金具、猿手、責金具といった金具の押型が	ために製作された図面であることが知られる。本図には、刀身のほか、	写図也」とあることから、本図が嘉永五年の九五〇年御忌の太刀奉納の	に「嘉永三年六月十四日被為仰付候」、左下に「備前助守御太刀御身正	(47)「旧藩御用太刀図面」(「水野源六家資料」、金沢美術工芸大学蔵)。右上	年(一八五〇)までは、小松城番をつとめた(『諸頭系譜』上)。	士系譜 四』石川県、二〇一一年)。天保六年(一八三五)から嘉永三	に残知あわせて三〇〇〇石(うち一〇〇〇石は与力知)を賜った(『諸	生まれ、文政十年(一八二七)に幼少につき半知千石を賜り、同十二年	前田孝連(監物)は、前田利家の五男利孝(七日市藩祖)の流れの家に	箱に書き入れたものであろうか。	九〇〇年御忌の年には、まだ順承は生まれていないので、後に順承が木	(『加賀 小松天満宮と梯川』前掲註19)。享和二年(一八〇二)の天神	都に戻り、明治十九年(一八八六)十月十七日に八十一歳で没した	十三年間小松梅林院の七代住職をつとめた。慶応二年(一八六六)に京	順承(龍竹戸)に北町社の宮仕てあったカ - 嘉永六年(一八王三)より
同月十五日迄	九月朔日ゟ		同廿九日迄	八月十六日よ		同十五日迄	八月朔日ゟ		同晦日迄	七月十六日ゟ		同月十五日迄	七月朔日ゟ		同廿九日迄	六月十六日ゟ		同十五日迄	六月朔日ゟ		同月廿九日迄	五月十一日ゟ	亥	一 御太刀御真御預人々
	水野源六			高尾甚左衛門			高良政之丞			高尾太右衛門			水野源六			高尾甚左衛門			高良政之丞			高尾太右衛門		

正月十六日ゟ	子 正 月 朔 日 左	同廿九日迄	同十五日迄	同晦日迄	同月十五日迄	同廿九日迄	同十五日迄	同晦日迄
高尾太右衛門	水野源六	高尾甚左衛門	高良政之丞	高尾太右衛門	水野源六	高尾甚左衛門	高良政之丞	高尾太右衛門

此 後 藤 氏) 田枚付						ŀŁ	士		
姓は名乗らない後藤姓の許可願を藤東乘に起請文を	中 ` •	入刀	表			_ 亥	い 段	心之语		
白姓来よれ	善助 代 男 守 金	付	表御納戸			五	岬達、	地り		同晦
計起は、	喜男『金沢金明中八代金子十枚、	馬す	Ч				ン奉	探々	以上	日迄
文 文 政	沢和枚金八、	る 極					此段御達シ奉申上候、	位御	Ŀ	
提十二	工年清のへ則	太刀に付属する極書について、						右之通り操々仕御預り申候、		
すし、年	系一七百	つい		水高	高	高	以上	申候		
三①一	記と変 七 一 和	Ţ		水野源六	良政	尾太				
加賀谷	容二年			水野源六	高良政之氶	高尾太右衛門				
藤東乘に起請文を提出し、①加賀後藤の代替わりごとに上・下後藤家に氏によれば、文政十三年(一八三〇)八月、後藤七兵衛清恒は京都の後	喜男『金沢金工の系譜と変容』(国際連合大学、一九八〇年)。田中助守は明和八年(一七七一)六月三日付・代金子十五枚である。 代金子十枚、清則は享和二年(一八〇二)正月三日付・代金子十	恒次は元禄十五年(一七〇二)		Ē]	門				
代月	際百八 連付 〇	禄								
陸市わ後	合、三大代	五								
(在)ないていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	学金正	+ 								
ELLINEのハハイを受してきました。「「ハウハウハウトドロード」とある。後藤姓の許可願を提出すること、②上・下後藤家、その門弟に対し後藤藤東乘に起請文を提出し、①加賀後藤の代替わりごとに上・下後藤家に氏によれば、文政十三年(一八三〇)八月、後藤七兵衛清恒は京都の後	一十三	七〇								
円上宿	八枚付	\bigcirc								
「に「「は」	年あ代									
③分家や弟子には後藤、その門弟に対し後藤、ことに上・下後藤家にごとに上・下後藤家に	· 3 [°] 金 田 子 中 十	正 月 三 日								
滕滕に後	中 十	日								

									<u>51</u>			<u>50</u>
七ヶ条の約束を交わしている。	がとり行う、⑦上・下後藤家の仕法・彫物は勝手に使用しない、という	のでお届けする、⑥上・下後藤家が来沢の際は、接待はすべて加賀後藤	使用しない、⑤加賀後藤では家紋として瓜のなかに唐花紋を用いている	姓を遣わさない、④上・下後藤家伝統の「光」「乘」は号・実名ともに	姓は名乗らない(後藤姓は藩領のみで用いる)、③分家や弟子には後藤	後藤姓の許可願を提出すること、②上・下後藤家、その門弟に対し後藤	藤東乘に起請文を提出し、①加賀後藤の代替わりごとに上・下後藤家に	氏によれば、文政十三年(一八三〇)八月、後藤七兵衛清恒は京都の後	田中喜男『金沢金工の系譜と変容』(国際連合大学、一九八〇年)。田中	枚、助守は明和八年(一七七一)六月三日付・代金子十五枚である。	付・代金子十枚、清則は享和二年(一八〇二)正月三日付・代金子十	太刀に付属する極書について、恒次は元禄十五年(一七〇二)正月三日

	54			53		52
て、仕様を明記しながら藩の表納戸方へ報告したものである。び文字の仕上げにかかる費用、製作に必要な金の目形(重さ)につい衛門と蒔絵師与右衛門が、太刀の鞘・太刀箱・中箱・折紙箱の製作およ		三両を拝領し、明治十年(一八七七)十一月に没した。与右衛門も五十枚を拝領した。この他、慶応二年に螺鈿御太刀御用をつとめた際には銀御太刀御用」をつとめ、銀五両を拝領し、同年十二月二十八日には銀三	扶持を加増された。嘉永四年、表納戸より命じられた「北野へ御献納之町会所より毎年十五貫文充頂戴し、慶応三年(一八六七)七月には一人によれば、藩の蒔絵御用をつとめた人物で、嘉永五年十二月二十八日に左衛門(祐甫)は、明治期の系譜「五十嵐家系」(一六. 六二-一一五)	て以来、加賀前田家の御用蒔絵師をつとめた(『市史・工芸編一』)。長五十嵐家は、寛永年間に三代利常が京都の五十嵐道甫(忠三郎)を招い柄と鞘の図であるが、北野社への奉納品であるかどうかは不明である。	加玺器	十五日 奉納/参議正四位下行左近衛権中将兼加賀守菅原朝臣治脩」、うち、「天満宮寶劒備前國清則作 一鞘」、「享和二年歳次壬戌春二月二)「天満宮宝剣箱書文字・折紙題筌等写」(一六.六一-二〇一)。全七点の

55 甩 享保五年 家の宿坊能作の使である能的から「北野社中より前田家への祝儀は無 定而菅家之儀ニ候故、 との申し入れがあったことが確認できる。 仕様を明証しながら藩の表納戸方へ報告したものである (| 七二〇)、 北野ゟ祝儀ニ出向候儀も可有やと為心得申参候や 五代綱紀が上京することを伝える記事に、 これを受け、 宮仕衆中は 前田

> らん、 例がないので、相談の上、 享保五年四月四日条(『宮仕記録・続六』二七六頁)。 は北野社が前田家を菅家として認識していたことがわかる。 仕置也」という対応を取っている。 其訳不知候、 先年ケ様ニ格式も無之事ニ候故何も相談之上其通 祝儀に出向かないことに決めたが、 宮仕衆中は、 前田家に祝儀に赴いた 「宮仕記録 この頃に ŋ

56 博物館、 年度秋季特別展・展示図録 相 の広がりについて紹介したことがある(石川県立歴史博物館平成二十八 江戸時代の金沢における天神信仰を概観したものとして「天満宮の諸 加賀前田家の天神信仰についての研究として小倉学「加賀藩主前田家の て筆者も小松梅林院の金沢出開帳について調査し、その盛況ぶりと信仰 天神信仰の一考察」(『石川郷土史学会々誌』第十八号、 (『金沢市史 二〇一六年)。 資料編13 『城下町金沢は大にぎわい!』 寺社』金沢市、一九九六年)がある。 一九八五年)、 石川県立歴中 かつ

(付記)

旺氏に心よりお礼申し上げます。 貴重な史料の調査をお許しくださった北野天満宮、 野天満宮」にかかる調査の過程で明らかになったことをまとめたものである。 本稿は、 図書館近世史料館、 当館の平成三十一(二〇一九)年度秋季特別展 金沢美術工芸大学美術工芸研究所の職員の皆様、 小松天満宮、 「加賀前田家と北 金沢市立玉 水野

Ш

越後新潟、出羽酒田、羽後秋田など、東北地域の日本海側に多く見ら冬囲いを行っていたのか?大坂はもちろんであるが、郷里をはじめ、	◆用、と言って、とつい♪ K友よっららっでらら∀、 ◎見とよどら、見れば、その訪問は全国各地からとなっている。そうした船はどこでする日本海側の諸国というイメージに引きずられているが、客船帳を	わけではない。また、船籍についても、なんとなく北国籍をはじめと態、母港などが細かく設定されており、すべてが同じ動きをしている	れがちである。しかし、実際には持ち船ごとに航行ルート、経営形ジが強く、廻船問屋の船はすべてそのルートに就航していると考えら	「北前船」というと、どうしても大坂―蝦夷地を結ぶというイメー
	越後新潟、出羽酒田、羽後秋田など、東北地域の日本海側に多く見らる。伊いる名とていたのか。プリにせたころであるが「独自るにしめ	越後新潟、出羽酒田、羽後秋田など、東北地域の日本海側に多く見ら冬囲いを行っていたのか?大坂はもちろんであるが、郷里をはじめ、見れば、その訪問は全国各地からとなっている。そうした船はどこでする日本海側の諸国というイメージに引きずられているが、客船帳を	越後新潟、出羽酒田、羽後秋田など、東北地域の日本海側に多く見らする日本海側の諸国というイメージに引きずられているが、客船帳をわけではない。また、船籍についても、なんとなく北国籍をはじめと態、母港などが細かく設定されており、すべてが同じ動きをしている	越後新潟、出羽酒田、羽後秋田など、東北地域の日本海側に多く見らた、母港などが細かく設定されており、すべてが同じ動きをしているためけではない。また、船籍についても、なんとなく北国籍をはじめとわけではない。また、船籍についても、なんとなく北国籍をはじめとたる日本海側の諸国というイメージに引きずられているが、客船帳を見れば、その訪問は全国各地からとなっている。そうした船はどこでや田いを行っていたのか?大坂はもちろんであるが、郷里をはじめ、シが強く、廻船問屋の船はすべてそのルートに就航していると考えら

び上がってくる。

はじめに

న్త	オーバーラップし、停滞気味の研究が活性化することを目指してい	果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割が
停滞気味の研究が活性化		
停滞気味の研究が活性化	果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割が形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結	形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結
オーバーラップし、停滞気味の研究が活性化することを目指してい果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割が形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結文書」に含まれる廻船資料を紹介し、廻船問屋が持ち船をどのような	果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割が形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結文書」に含まれる廻船資料を紹介し、廻船問屋が持ち船をどのような	形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結文書」に含まれる廻船資料を紹介し、廻船問屋が持ち船をどのような
オーバーラップし、停滞気味の研究が活性化することを目指してい果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割が形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結と乗り回している資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家	果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割が形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結文書」に含まれる廻船資料を紹介し、廻船問屋が持ち船をどのようなと乗り回している資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家	形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結文書」に含まれる廻船資料を紹介し、廻船問屋が持ち船をどのようなと乗り回している資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家
オーバーラップし、停滞気味の研究が活性化することを目指してい果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割が形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結形で運用している資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家屋が持ち船の一部を羽州酒田に置き、東北から北海道さらには江戸へ	果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割が文書」に含まれる廻船資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家屋が持ち船の一部を羽州酒田に置き、東北から北海道さらには江戸へ	形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結文書」に含まれる廻船資料を紹介し、廻船問屋が持ち船をどのようなと乗り回している資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家屋が持ち船の一部を羽州酒田に置き、東北から北海道さらには江戸へ
オーバーラップし、停滞気味の研究が活性化することを目指していと乗り回している資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家文書」に含まれる廻船資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家産物方御用船 威徳丸の「航跡」」を示し、加州本吉の廻船問屋加登	果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割が文書」に含まれる廻船資料を紹介し、廻船問屋が持ち船をどのような屋が持ち船の一部を羽州酒田に置き、東北から北海道さらには江戸へ産物方御用船 威徳丸の「航跡」」を示し、加州本吉の廻船問屋加登	形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結文書」に含まれる廻船資料を紹介し、廻船問屋が持ち船をどのような屋が持ち船の一部を羽州酒田に置き、東北から北海道さらには江戸へ産物方御用船 威徳丸の「航跡」」を示し、加州本吉の廻船問屋加登
オーバーラップし、停滞気味の研究が活性化することを目指していと、たち、「「「「「「」」」」で、「「」」」」」で、「「」」」」」で、「「」」」」」で、「「」」」」」で、「「」」」」で、「「」」」で、「「」」、 この視点から「宮林家文書」に含まれる廻船資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家文書」に含まれる廻船資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結系で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結系で、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」、「」、「」」、「」、「」	果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割がを称う御用船 威徳丸の「航跡」」を示し、加州本吉の廻船資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結系で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結果が、これまでの「北前船」研究と相まって、廻船の果たした役割が	形で運用し、交易活動を行っていたのかを描き出してみたい。その結産物方御用船 威徳丸の「航跡」」を示し、加州本吉の廻船資料を紹介した。本論では、この視点から「宮林家主業者は、歴史博物館が所蔵する「加藤家文書」の分析から「加賀藩

加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」 北ルートの研究

濱 畄 伸

也

一、越中放生津綿屋彦九郎の蝦夷地交易	に
	前
歴史博物館では、大鋸コレクションに含まれている古文書について	て
まとまったものから古文書目録を発行してきた。その中に、『大鋸コ	と
レクション古文書目録(一) 宮林家文書目録』がある。綿屋を名	
乗った宮林家は、もとは砺波郡にあってわら製品の綱や網を販売して	加
いたが、その縁で一八世紀初頭には放生津に引っ越し、網元に成長し	交
たという。同時に、土地の集積も多くなり、定置網の網元で大土地所	
有者であり、町役人や新田裁許、算用聞役などの任につく傍ら、廻船	宛
業にも参入して幕末期には越中を代表する廻船問屋に成長していた。	_
天保一二年(一八四一)、綿屋は、高岡町の井林屋伊左衛門から七	
五〇石積の弁才船を買い入れた。綿屋が積極的に廻船業に参画する資	•
料は、宮林家文書の中ではこれが最初である。また、この時、放生津	
の卯尾屋栄蔵も四八〇石積の弁才船を三日曽根村の善右衛門に売却し	
ており、綿屋はほどなくこの弁才船も入手したようである。そこから	
積極的に廻船業に参入した。四八〇石積の恵吉丸が持ち船として運用	
されており、七五〇石積の買入船は神速丸と考えられる。綿屋は、こ	
の恵吉丸や神速丸を運用して廻船業に参入していた。	
幕末の神速丸の動きがわかっている。万延元年(一八六〇)五月二	
六日には越中伏木を出帆し、二九日には能登小木へ。そこから越中放	
生津を経て、佐渡小木へと到着した。さらに、津軽深浦へと向かい、	
六月五日に到着している。同一二日は金ヶ沢に行き、七月二日に松前	

思召可被下候先月廿日吉岡湊へ無事二而罷在折申候乍憚御休意

申候ニ付廿三日箱館罷下り候得者

立方割合宜敷相場相聞得入船仕候而諸方聞合候得者箱

越中建稲積屋伊右衛門船当地二百	夜中頃ゟ五日暮迄大地他二而	弐拾艘斗御座候其後当四日	大地他二而破船拾六艘痛メ船	一、先月廿三日当地午未風之	重便二可被上候	舞仕度等奉存候尚又慥成義	物積入可仕候為其廿日頃二手仕	昨十二日二当地へ相廻り直様荷	箱立ゟ廻り日和無之ニ付漸々	宿元二而手当仕侯当分船玉	乗二御座候残荷物右割合二而	上方届ケト印三拾七匁ホ印卅六匁	六百目替ニ而半分手当仕侯尤	ト印廿壱貫三百匁替ホ印廿壱貫	罷出直樣買附仕候唐太粕	晦日二仕立仕候而当地へ当朔日	二而直段高直二相成り就夫箱立
	在之場所幷地方辺二も多分八艘破船ニ相成り痛メ船十七八艘	場所幷地方辺二も多分破船ニ相成り痛メ船十七八頃ら五日暮迄大地他二而	場所幷地方辺二も多分破船ニ相成り痛メ船十七八頃ゟ五日暮迄大地他二而艘斗御座候其後当四日	場所幷地方辺二も多分破船ニ相成り痛メ船十七八頃ら五日暮迄大地他二而艘斗御座候其後当四日	場所幷地方辺二も多分破船ニ相成り痛メ船十七八頃ゟ五日暮迄大地他二而破船ニ相成り痛メ船十七八	場所幷地方辺二も多分破船ニ相成り痛メ船十七八頃ら五日暮迄大地他二而破船ニ相成り痛メ船十七八頃を五日暮迄大地他二而可とし、一次に、「ない」の「「な」の」の「な」の「「な」の」の「な」の「な」の「な」の「な」の	場所幷地方辺二も多分で、人気をなって、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので	場所幷地方辺二も多分で、 場所幷地方辺二も多分の したので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	場所幷地方辺二も多分の指示が、	在之場所幷地方辺二も多分 八艘破船ニ相成り痛メ船十七八 で中頃ゟ五日暮迄大地他二而 代期斗御座候其後当四日 大地他二而破船拾六艘痛メ船 大地他二而破船拾六艘痛メ船 大地他二而破船拾六艘痛メ船 大地他二而破船拾六艘痛メ船 大地他二而破船拾六艘痛メ船 大地他二而破船台六艘痛メ船 大地他二而破船台六艘痛メ船 大地他二而 大地他二而 大地也二而 大地也二而 大地也二而 大地也二而 大地也二 () () () () () () () () () () () () ()	場所幷地方辺二も多分の正式のなど、	場所弁地方辺二も多分として、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、	場所幷地方辺二も多分として、気気が	場所弁地方辺二も多分 場所弁地方辺二も多分 一市半分手当仕候光 一般 一市半分手当仕候当 の 市手当仕候当 の 市手当仕候当 の 市手当仕候当 の 市手当仕候当 の 市 本 和 四 り 日 和 無 之 二 村 本 和 四 り 百 七 段 志 日 将 物 右 割 合 二 而 一 前 物 右 割 合 二 而 一 前 物 右 割 合 二 而 一 前 物 右 割 合 二 而 一 前 物 右 割 合 二 而 一 前 物 右 割 合 二 而 一 前 物 右 割 合 二 而 一 前 秋 一 日 二 当 地 へ 相 廻 り 直 武 世 日 頃 二 手 仕 供 満 大 世 日 頃 二 手 仕 伝 満 大 世 日 頃 二 手 仕 伝 満 大 世 日 頃 二 千 仕 一 一 前 本 一 一 一 世 一 一 一 世 一 一 一 世 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	場所非地方辺二も多分と大地他二而の時半年の一方の市子の市子の市子の市子の市子の市子の市子の市子の市子の市子の市子の市子の市子の	場所非地方辺二も多分・七八	場所非地方辺二も多分・七八
難船御座候誠二気毒二奉存候尤	破船ニ相成り痛メ船十七八	破船ニ相成り痛メ船十七八頃ゟ五日暮迄大地他二而	破船ニ相成り痛メ船十七八頃方五日暮迄大地他二而艘斗御座候其後当四日	破船ニ相成り痛メ船十七八頃ゟ五日暮迄大地他二而破船拾六艘痛メ船	破船ニ相成り痛メ船十七八頃方五日暮迄大地他二而破船拾六艘痛メ船月廿三日当地午未風之	破船ニ相成り痛メ船十七八頃方五日暮迄大地他二而破船拾六艘痛メ船月廿三日当地午未風之	り 痛 メ 船 十 七 八 勝 席 ノ 総 当 四 日 船 之 船 二 而 八 約 二 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	破船ニ相成り痛メ船十七八頃を五日暮迄大地他二而破船ニ相成り痛メ船十七八	破船ニ相成り痛メ船十七八頃方五日暮迄大地他二而 関斗御座候其後当四日 関子御座候其後当四日 した一一一個人子を見 の で で 他二一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	破船ニ相成り痛メ船十七八頃を五日暮迄大地他二而破船ニ相成り痛メ船十七八	破船ニ相成り痛メ船十七八町を五日暮迄大地他二而で す社に保当分船玉 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	八艘破船ニ相成り痛メ船十七八八艘破船ニ相成り痛メ船十七八	破船ニ相成り痛メ船十七八のない日本のなど、	破船ニ相成り痛メ船十七八のなど、していた。	破船ニ相成り痛メ船十七八	破船ニ相成り痛メ船十七八	破船ニ田市の大学を貫三百名な市平台で、 を貫三百名な市平台で、 たち貫三百名な市平台で、 で下印三拾七名、 に、 一一一当地へ相廻り 一一一当地へ相廻り 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
※コーキョーを行きませいいます。 第船御座候誠二気毒二奉存候尤 在之場所幷地方辺二も多分		頃ゟ五日暮迄大地他二	頃ゟ五日暮迄大地他二艘斗御座候其後当四日	頃ゟ五日暮迄大地他二艘斗御座候其後当四日	頃ゟ五日暮迄大地他二艘斗御座候其後当四日他二而破船拾六艘痛メ月廿三日当地午未風之	頃ゟ五日暮迄大地他二艘斗御座候其後当四日他二而破船拾六艘痛メ月廿三日当地午未風之可被上候	頃ゟ五日暮迄大地他二明な五日暮迄大地他二可被上候町、一日当地午未風之可被上候	頃ゟ五日暮迄大地他二明な五日暮迄大地他二年	頃を五日暮迄大地他二明を五日暮迄大地他二	夜中頃ゟ五日暮迄大地他二 弐拾艘斗御座候其後当四日 大地他二而破船拾六艘痛メ 大地他二而破船拾六艘痛メ 大地他二而破船拾六艘痛メ	頃を五日暮迄大地他二 明十二日当地へ相廻り直様 可仕候為其廿日頃二手 日二当地へ相廻り直様 日廿三日当地午未風之 月廿三日当地午未風之 月廿三日当地午未風之	頃を五日暮迄大地他二町被上候町で、「「「」」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」」で、「」」、「」」	頃を五日暮迄大地他二而 でからい三拾七匁本印卅六 ででしたので、	頃を五日暮迄大地他二而でなたり、地位二而でなり、	頃を五日暮迄大地他二而でなた、地他二而	頃 を し 二 当 地 二 市 半 の 長 二 市 半 の た た に に の た た の た ち の た た の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た ち の た た の た の た ち の た た た た た た た た た た た た の た の た た の た た た た た た た た た た た た た	頃を五日暮迄大地他二而 昭治二時 御空候其後当四日 船 二 御座候 大 や 下 印 七 に 保 売 市 半 分 手 当 仕 候 満 本 和 一 一 当 七 候 売 二 百 久 替 二 百 久 替 二 百 久 替 二 百 久 替 二 百 久 替 二 百 久 替 二 百 久 替 二 百 久 替 六 印 二 告 七 欠 六 印 三 百 久 替 六 印 二 当 仕 候 高 二 当 七 候 六 の 二 当 七 候 志 七 久 赤 印 廿 亡 官 先 七 久 赤 印 廿 亡 伝 続 古 七 欠 赤 印 廿 亡 宗 志 七 欠 赤 印 廿 亡 伝 歳 志 七 知 二 一 竹 物 右 割 合 二 而 世 一 一 竹 七 久 赤 印 廿 亡 伝 成 志 七 久 赤 印 廿 亡 伝 六 む 七 久 赤 印 廿 一 一 前 七 久 赤 印 廿 亡 伝 成 売 二 一 竹 冊 二 一 前 本 二 一 前 六 一 一 二 前 本 二 一 前 六 一 一 二 一 前 六 一 一 二 一 前 六 一 一 一 二 一 而 六 六 一 一 一 二 一 而 六 二 一 而 六 六 一 一 二 一 而 六 二 一 一 二 二 一 二 一 二 一 二 一 二 二 一 二 二 一 二 二 二 二 二 一 二 二 二 一 二 二 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
は 一般 高山 二市 一部	艘斗御座候其後当四日 一部本を候当地 中世三日当地 や 市手当仕候 市 大 府 市 半 分 手 当 仕 に に に に 、 約 市 半 分 手 当 仕 候 高 二 二 相 成 り 和 来 た 候 尚 、 和 十 た に 候 志 れ 七 奴 赤 印 十 た に 候 志 れ 七 奴 赤 印 十 た に 候 志 れ 七 奴 赤 印 十 た に 候 志 れ 七 奴 赤 印 十 た に 候 志 れ 七 奴 赤 印 十 た に 候 浩 七 奴 赤 印 十 た に 候 当 仕 候 唐 太 粕 れ 一 十 た に 候 当 七 奴 赤 印 十 た に 候 当 七 奴 赤 印 十 た に 候 当 七 奴 赤 印 十 た に 候 当 七 安 太 和 十 一 明 七 奴 赤 印 十 た に 候 二 当 七 奴 赤 印 十 た 七 奴 赤 印 十 た に 安 赤 前 れ 二 竹 十 た に 殿 赤 和 れ 二 の 十 市 一 二 二 十 七 坂 赤 印 十 た 、 の 赤 に の 赤 印 十 た 、 の 赤 に 、 れ 印 十 元 、 二 一 前 本 の 二 一 前 本 の 二 一 前 本 二 一 前 本 二 一 二 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 一 、 一 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 二 一 一 一 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 一 二 一 一 一 一 二 一 一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	他二而破船右六艘高正相成り就夫箱之 「一般高直二相成り就夫箱」 「一般高直二相成り就夫箱」 「一般高直二相成り就夫箱」 「一般高直二相成り就夫箱」 「一般高」 「一般高」 「一般高」 「一般高」 「一般高」 「一般一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	月廿三日当地午未風之	可被上候 可被上候 で が た に 当 北 の 日 二 当 北 く 府 三 百 久 春 二 百 久 春 二 百 久 春 二 百 久 春 二 百 久 春 六 印 二 倍 次 子 、 印 二 百 久 春 志 和 一 ぞ の 校 で の 物 右 二 百 久 春 志 の 行 の 代 候 而 当 仕 候 而 当 仕 候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 而 当 七 (候 方 号) () の () の () の () の () の () の () の () の () の () の () の () ()	等奉存候尚又慥成義町仕に三相成り就夫箱立 「日二当地へ相廻り直様町 一代候為其廿日頃二手仕 一日二当地へ相廻り直様前 「日二当地へ相廻り直様前 「日二当地へ相廻り直様前 「日二当地へ相廻り直様前 「日二当地へ相廻り直様前 「日二当地へ相廻り直様前 「日二当地へ相廻り直様前	可仕候高直二相成り就夫箱立 でからりに、 ののの です。 で た り 日 和 無 之 仕 候 成 荷 物 右 割 合 二 町 七 候 点 石 匁 替 本 印 半 分 手 当 仕 候 虎 石 匁 替 本 の 日 本 和 一 た の 者 本 の 日 本 の 者 本 の 日 の 者 本 の 日 の 者 本 の 日 の 者 本 の 日 の 者 本 の 日 の 者 本 の 日 の 子 の 日 の 者 本 の 日 の 者 本 の 日 の 者 本 の 日 の 子 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日	日二当地へ相廻り直様荷 四り日和無之二付漸々 一手当仕候当分船玉 一手当仕候当分船玉 日二当地へ相廻り直様荷	廻り日和無之ニ付漸々 で手当仕候当分船玉 で手当仕候当分船玉	而手当仕候当分船玉 座候残荷物右割合二而 一手当仕候当分船玉	二御座候残荷物右割合二而 百目替ニ而半分手当仕候尤 日二仕立仕候而当地へ当朔日 日二仕立仕候而当地へ当朔日 日二仕立社候市当地へ当朔日	方届ケト印三拾七匁ホ印卅六百目替ニ而半分手当仕候尤用二仕立仕候而当地へ当朔日日二仕立仕候而当地へ当朔日日二日の替ホ印廿壱貫	六百目替ニ而半分手当仕候尤や印廿壱貫三百匁替ホ印廿壱貫三百匁替ホ印廿壱貫	ト印廿壱貫三百匁替ホ印廿壱貫罷出直様買附仕候唐太粕日二仕立仕候而当地へ当朔日二而直段高直二相成り就夫箱立	罷出直様買附仕候唐太粕晦日二仕立仕候而当地へ当朔日二而直段高直二相成り就夫箱立	晦日二仕立仕候而当地へ当朔日二而直段高直二相成り就夫箱立	二而直段高直二相成り就夫箱立	

2	相之、御	二取綱湊	二当相南御拾二码 式地聞部座七而系	诐
下の之趣聞及奏聞得申候越後ゟ米少々積、大乗丸義箱立入船様子相	相しれ不申為其手仕舞二而地他之様子相聞得申候得者何之事も、神楽丸義江差表罷下り	포_{戻或}中二昜所登冶多分可申候誠二近年珍敷大風二百弐拾両迄二相雇人ヲ	拾壱両而雇人ヲ以様 居合船繰合与三右衛 子コツヘイ濱二而破 長合船繰合与三右衛 「朝中候誠二気毒二御	船度辺屋八三郎船司断江差

不申尚又湊ゟ委敷事重便	委敷事重便
ニ可申上候先	ニ可申上候先二右申上度如此
	御座候已上
西	神速丸
八月十三日	彦次郎(印)
御旦那様	_
神速丸の動きと、	、直前にあった大風の被害状況、綿屋持ち船の動向
などが報告されている。	いる。神速丸は、七月二〇日に箱館の東に位置する
吉岡湊へ入津した。	吉岡湊へ入津した。そこで、箱館の相場がよくなっていると聞き、二
三日に吉岡湊を出	三日に吉岡湊を出帆して箱館に移った。ところが、そのニュースが広
まって、箱館には	箱館には下り船が多く集まって荷物不足の状況となっていた
ため、七月晦日に	ため、七月晦日に箱館を出帆し、八月朔日松前に移動した。松前で、
二種類の唐太粕を	二種類の唐太粕を購入することとなった。「ト印」が二一貫三〇〇匁
替え、「ホ印」が一	「ホ印」が二一貫六〇〇匁替えとなり、半分は自ら買い入れた。
そのうち、上方回漕分は	漕分は「ト印」三七匁増し、「ホ印」三六匁増しで
買い付けた。残り	買い付けた。残りの分は、同等の相場で松前の宿元が買い入れた、と
報告している。こ	これが、買い積みと運賃積みの混載と考えられるが、
詳細は語られてい	られていない。この買い入れに従い、箱館から船玉を廻送し
て積み込みしよう	て積み込みしようとしたが、天候が悪くて延期され、昨一二日によう
やく到着した。こ	やく到着した。これから積み込みを始めるので、二〇日ころに完了す
る見込みであると	る見込みであると伝えている。また、綿屋所有の神楽丸は、江差へ向
かったが詳細がわ	かったが詳細がわからない。無事であれば上方へ向かうと思われる、

御家内様御雪徳可被遊御座一筆啓上仕候向寒之節二一筆啓上仕候向寒之節二	「AFT MALE この後、神速丸は大坂へ航海し、船頭彦次郎から主人・彦九郎と善らしたものであった。	害が大きかったので、綿屋の主人・彦九郎にわかる限りの情報をもた活動しているこの時期に北海道西南部地域で台風と思われる大風の被部ヲコツヘイ浜で桶屋徳左衛門船が破船したと伝えている。持ち船が破船「七〜「八艘・被害船二〇艘余を数え」 湊屋長九朗船か碰掛 「南	 ・皮害公二〇要余を致え、奏屋長九郎沿が、とする。福重丸は、江差へ向かったと思いした。同郷(越中?)日から五日未明にかけて再び大風が吹き、船一六艘・被害船二〇艘余という大きな被 えた。このころ、七月二三日には松前周辺、、箱館に入津している。越後から少々の米
------------------------------------	---	--	---

無異変罷在居申候乍憚御休意喜悦至極二奉賀候随而私船中

一、松前物当時之処兵庫	操々商内無御座候為其にも	三貫九百匁位之申建候得とも	仕候ニ付買入不仕候当時相場	此之節兵庫表二滞船	ゟ三五拾迄二少々取様御座候	七八十匁	一、 <hr/> <hr/>	仕度候間此段御承引可被下候	巻揚次第手仕舞二而帰国	相廻り折申候為其一両日中ニ	且又船玉之義ハ一昨日当地へ	利合三百拾六両斗御座候	右之直段二而売払仕候就而ハ	ソヲヤ四拾八匁	唐太分	ハ~モツへ 四拾七匁七分	リイシリ粕 四拾八匁七分	兵庫二而先月廿七日売払左ニ	思召可被下候殊二積登荷物
	御差直段出来仕候得者御差	差 直 段	差直段出来仕候得者御差々商内無御座候為其にも貫九百匁位之申建候得と	差直段出来仕候得者御差々商内無御座候為其にも貫九百匁位之申建候得とく	差直段出来仕候得者御差々商内無御座候為其にも貫九百匁位之申建候得と候ニ付買入不仕候当時相之節兵庫表二滞船	差直段出来仕候得者御差々商内無御座候為其にも 慣九百匁位之申建候得と に、付買入不仕候当時相 之節兵庫表二滞船	差直段出来仕候得者御差々商内無御座候為其にもく、一人で、「「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の「」の」の「」の」の「」の	差直段出来仕候得者御差々商内無御座候為其にもて、一人前の一人前の一人前の一人で一人一人で一人一人で一人一人で一人一人で一人一人で	差直段出来仕候得者御差々商内無御座候為其にもて、料直段先達而三貫九百匁位之申建候得とで、料直段の大庫表二滞船で、「「」」の一個で、「」」の一個では、「」」の一個では、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、	直段出来仕候得者御差 商内無御座候為其にも た八 百久位之申建候得と 一 七八 二 代 買 八 不 仕 候 当 時 相 二 が に 長 二 一 の 本 二 少 々 取 様 御 座 一 三 貫 九 百 久 位 之 中 建 候 舎 号 に も 二 少 々 取 様 御 承 引 可 被 下 候 当 時 相 二 が に 殿 先 三 一 の 々 取 様 御 座 長 二 一 の 一 の で の で の で の に の 一 の に の の の で の で の の で の の で の で の で の の で の に の 一 の に の の の で の に の の の で の に の に の 一 の し の に の 一 の に の の の で し に 勝 一 の 一 の に の に の 一 の に し の に の の に の し の で し の に の の で し の し の し の に の に の の で し の で の で の で の で の で の で し の の の で の で の の の の の で し た つ で の で し の で し の で し の 一 の し た つ で の で の の の の の の の の の の の の の	候 申 仕 滞 々 而 引 而 一 雨 引 雨 扉 町 る 建 候 船 取 貫 被 国 者 其 得 時 御 七 九 候 差 と 相 座 八 百 候 ニ	御差直段出来仕候得者御差 御差直段出来仕候得者御差 で、ビーの日本 に の が 第 手 仕 編 二 府 日 中 二 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一	御差直段出来仕候得者御差 でのたいの人気をした。 で、約玉之義、一昨日当地へ を候間此段御承引可被下候 た三五拾迄二少々取様御座 に、ど約直段先達而三貫九百 た一時日当地へ た二五拾迄二少々取様御座 に、ど約正行買入不仕候当時相 したで一葉の一下候 た て しての一手での た の た の の の の の の の の の の の の の の の の	御差直段二而売払仕候得者御差 で、ど和直段二一売払仕候就而ハー に し に た 三 貫九百匁位之申建候得と た 一 に り 新申候為其一両日中ニ 一 の 日 中 二 一 の 日 中 二 一 の 日 四 の 折 中 候 為 其 一 両 日 中 二 一 に 候 二 の 指 し 段 二 の 指 し 段 二 の 指 中 候 為 其 一 両 日 中 二 の 治 二 の 治 二 の 指 の 折 中 候 為 其 一 両 日 中 二 の 治 二 の 方 の 一 の 日 号 に の の 一 の 日 一 の 日 中 二 の 約 一 の 日 一 の 日 一 の 日 中 二 の り の 一 の の 日 一 の の 日 の 一 の の の の の の の の の	直段二 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	直 府 九 二 行 段 正 行 買 九 二 市 売 払 仁 候 為 其 一 市 日 当 地 へ 正 合 定 一 定 一 市 日 当 地 へ 正 合 定 一 定 一 市 日 中 二 へ 正 合 買 九 石 一 昨 日 当 地 へ 正 合 定 単 建 候 当 時 日 中 二 へ 正 代 候 為 其 一 両 日 中 二 へ 正 代 候 み 正 町 市 日 当 地 へ 正 代 候 み 正 町 市 日 当 地 へ 正 て 候 当 時 日 中 二 へ 正 た 百 候 二 少 々 取 様 御 座 候 就 而 八 知 正 代 候 為 其 で 尚 日 中 二 へ 正 て 候 子 和 正 代 候 書 時 日 中 二 へ 四 拾 八 知 二 か て 候 当 時 日 中 二 へ 二 か て 候 書 時 日 中 二 へ 二 か て ば い わ に に わ い の に む む こ か に い か で 解 書 む い か で 解 書 む む ひ か で 解 書 む い か で 解 書 む か で か で か で 解 書 む か で 解 書 む か で か で か で か で か で か で か で か で	直段二年の支援のため、「「「「」」」」であった。「」」」では、「」」」では、「」」」では、「」」」」では、「」」」」では、「」」」」では、「」」」」」」では、「」」」」」」」」」」	直段二年での 直段二年での 市内無御座 大市 市 た 二 の た 二 の た に た 一 市 た れ た に た 本 一 に た の た 本 一 に た の た 本 一 に た れ た の た れ た の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や 、 の や の 、 の や の 、 の や の 、 の や の 、 の や の 、 の や の 、 の や の に に た れ 仕 候 点 、 の 、 の や の し の た に 一 市 市 品 れ 仕 候 点 、 一 昨 日 当 地 へ 、 の や 町 一 市 一 市 一 市 一 市 一 市 一 市 一 に 日 一 い た い た い た い た い た い た い た い た い た い た の 、 の 、 の い た に の 一 に に 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に し 、 の 、 の 、 の に し 、 の 、 の に し 、 、 の に し 、 、 の に し 、 、 の に し 、 の に し 、 の に し 、 つ に に の に の 、 の の に し 、 の の に し つ の に し つ の に し つ の に し つ の の い つ た い ろ の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の に う 、 の 、 の 、 つ に う っ の に 、 つ 、 の 、 つ に う っ の に う っ つ に う つ っ の に う の つ に う つ っ つ に う つ っ つ に う つ っ つ こ つ っ つ っ つ っ つ い つ っ つ っ つ っ つ っ つ っ つ の つ っ つ の つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	直
図丈ケ之〆粕買入申度候		々商内無御座候為其に	々商内無御座候為其にも貫九百匁位之申建候得と	々商内無御座候為其にも貫九百匁位之申建候得と候ニ付買入不仕候当時相	々商内無御座候為其にも貫九百匁位之申建候得と候ニ付買入不仕候当時相之節兵庫表二滞船	々商内無御座候為其にも 貫九百匁位之申建候得と 候ニ付買入不仕候当時相 之節兵庫表二滞船	々商内無御座候為其にも 貫九百匁位之申建候得と 候ニ付買入不仕候当時相 之節兵庫表二滞船 七八	マ商内無御座候為其にも で、 前兵庫表二滞船 で 前兵庫表二滞船 で 一 て の て 七 川 の の 位 之 申 建 候 得 と 一 代 買 入 不 仕 候 当 時 相 二 の 、 の 、 一 行 買 入 不 仕 候 当 時 相 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	商内無御座候為其にも た百匁位之申建候得と に し て 行 買 入 不 仕 候 当 時 相 世 代 買 入 不 仕 候 当 時 相 に の に の に の に の に の の に の に の の に の	候 中 住 滞 船 で 一 而 引 而 高 可 被 下 候 船 の 様 の で の で の で の で の の で の の の の の の の	操々商内無御座候為其一両日中ニ と買九百匁位之申建候得と して、ア り で 時 に に の の が 第 手 仕 舞 九百匁位之 中 建 係 得 と 二 浩 治 に の の 本 し に 候 間 い 段 の 第 号 に 時 相 直 段 先 達 而 三 貫 九 百匁位之 中 月 の 来 の の の の の の の の の の の の の の の の の	操々商内無御座候為其にもとしたの無御座に当地へとした。 との時代でのため、 をにていた。 をにていた。 をにした。 をにした。 とので、 をにした。 で、 が 前 に した。 に の で に の に の に の に の に の に の に の に の に	操々商内無御座候為其にもとしたの人の合三百拾六両斗御座候為其一両日中ニマ船玉之義ハー昨日当地へ、ど粕直段先達而三貫九百年に、ど粕直段先達而三貫九百年に、ど粕直段先達而三貫九百年に、と割兵庫表二滞船 に之節兵庫表二滞船 に人でた候当時相	商内無御座候為其一両日中ニートの時二一市売払仕候就一ハーの日本の時代の時代の時代である。 「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	商内無御座候為其一両日中二、 市市売払仕候就而ハ を 市市売払仕候就而ハ や 市市売払仕候就 市 の た の の た で に の の で に の の で に の の で に の の で に の し の の で に し の 御 本 一 市 市 売 払 仕 候 為 式 一 市 市 売 払 仕 候 為 式 一 市 市 売 払 仕 候 満 二 一 市 市 売 払 仕 候 満 二 一 市 市 売 払 仕 候 洗 一 市 市 売 払 仕 候 洗 一 市 市 売 払 仕 候 洗 一 市 市 島 国 で に の う で 他 に の し で の で に の し の で に の に の 一 市 に し の の で に の で の に の に の で の で に の に の に の で の で に の に の で い た の た の た の で の で し で し つ で の で の で の で に の で の で の で の で の に の で の で の で の た の た の で の で の で の で の で の で の で の で つ で の で の で の つ で の つ で の で の つ で の で の つ で の つ で つ で つ で つ で つ つ つ で つ つ で つ っ の つ で つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	商内無御座候為其一兩日中 二市売払仕候就而ハ 石 留 の 二 付 買 入 不 仕 候 当 地 の 一 市 市 志 治 之 義 八 一 昨 日 当 地 の 一 市 売 払 七 候 為 其 一 両 氏 四 一 而 売 払 七 候 為 其 一 両 行 置 入 不 亡 世 告 六 両 子 和 四 段 二 而 売 払 七 候 為 其 一 両 行 四 天 之 義 八 一 昨 日 当 地 の の 日 名 二 の 手 代 二 の 子 七 の 二 の 一 形 日 四 告 二 の 一 の 日 名 二 の 一 の 日 の 二 の 一 の 日 の 二 の 一 の 日 の 二 の 一 の 日 の 一 の の の の の の の の の の の の の の	商内無御兵の御子の御子のなどのなど、ないないない。 高内無御兵の御子の御子の御子の御子の御子の御子の御子の御子の御子の御子の御子の御子の御子の	商内無御室候為其一兩日中建候当時相	商内無御庭保為其一両日中と日売払左ニーの時代の支援した。

追々相きまり義可申上候
一、金子御地へ持参候様御
申越被下承知仕候就夫御地
為替相尋候得共慥成候為替
無之候ニ付為其帰国之節
船中一同持参可仕候是又
御承引可被下候先ハ問一札
御案内申上度候頓首以上
神速丸
十一月六日 彦次郎
御旦那様
善右衛門様
先の書状で八月二〇日頃に積み込みが完了したとすると、その後出
帆し、どこをたどったかは不明であるが、一〇月二七日には兵庫に入
津している。そこで、リイシリ(利尻)粕を四八匁七分替え、ハ〜モ
ツへ粕を四七匁七分替え、ソヲヤ(宗谷)粕を四八匁替えの割合で売
り払い、三一六両の儲けを得たとする。その後、大坂へ向かい一一月
四日に入津した。兵庫も大坂も高直が続き売り捌くのが困難である。
兵庫では渋屋八三二郎が値下げに応じてくれたため、商売が成立した
が、大坂では成立しなかった。大乗丸が積んできた昆布も同様であっ
たが、近日中には捌ける見込みも出てきたという。自分たちは、今
日・明日(六日・七日)中には冬囲いの準備を終え帰国したいと記し

_ , ` 帆用之儀ハ是迄之振合も有之候得者諸 鯡〆粕 可申定 風合と寄候而茂深浦鰺ヶ軽江不寄場所と 海上有之節ハ荷邨敷金損之定為念 右之通約定致候処相違無之候萬々一 之処ニ而萬事外船の並合ヲ以取下物候定 事御改革今ニ何二茂治定無之ニ付て定 之上残金割増ニ而受取可申定 直登り致候節ハ為違約金帆用春運賃 手振合を以江差出張野村常三郎ゟ相渡 一札如件 仲立 間屋 越中放生津恵吉丸 明治三庚午 積送状之事 四月 越後屋喜兵衛殿 中田屋発蔵殿 綿屋甚吉殿 弐百廿七本 野村常三郎印 今村九左衛門印 武田熊吉印 明治三庚午年 前書之通積登り候ニ付其御表着岸 可被成候仍而送状如件 送り申候間其表着岸次第相改御請 右之通恵吉丸甚吉船江為積登指 次第改御受取指引決算可被成下候以上 ` 八月十一日 〆百八拾弐石壱斗九升九合 此惣目 数乃子粕 石数 石数 此惣目形 拾四石五斗 五百八拾貫目 百六拾七石六斗九升五合 六千七百七貫弐百目 七月廿日 恵吉丸 小樽内出張 甚吉殿 利尻郡 津軽商社出張所 金澤英助印 弐拾本 大橋弥兵衛印

永	九拾五両	指引而	永三	九両壱分三朱	内	永四	✓百五両弐朱	永拾	一、五両弐分弐朱	永拾七	一、三拾四両三分	永拾	一、五拾六両	永五	一、弐両壱分	永拾	一、五両弐分弐朱	差引	恵吉丸甚吉殿	八月七日	手
永拾壱文壱分壱厘	九拾五両弐分三朱		永三拾六文五分	万三朱		永四拾七文五分壱厘		永拾五文	力弐朱	永拾七文三分九厘	両三分	永拾弐文六分六厘	五拾六両壱分壱朱	永五十文	入 入掛物	永拾五文 石役	Ŧ.		□殿	問屋会所	手宮
連				受取		座		石役	当湊出帆	目録之表	出掛物	目録之表	税金	目録表	199		人乗利尻行				

代〆七千八百八垥	代六百弐貫六百九拾壱文	直段拾九貫四百五拾文	六百五拾貫七百拾匁	目形	同弐	追断	代五千百六拾五貫九百貫文	直段拾九貫四百五拾文	五千五百七拾七貫六百目	目形	一、鯡〆粕百九拾九本弐分	代弐千百拾弐貫文	直段拾六貫五百文	目形弐千六百八拾	一、鰊鯑粕	掛物目録	口干)	恵吉丸甚殿	八月七日	午	右之通御座候以上
百八拾貫六百拾壱文	日九拾壱文	日五拾文	口拾匁		弐拾三本弐分四厘		員九百貫文	 <u> </u>	「貫六百目		九本弐分	X	X	17八貫目	九拾六本		脱)		問屋会所印		

主の旗などは近年の例に倣い不要とする。」など細かな取り決めを行	合といっても、深浦と鯵ヶ沢を素通りした登り船は違約金を取る。荷	うしても空船となった場合は江差にいる野村から返金させる。風の都	の場所から補填し、差額が生じた場合は深浦と鯵ヶ沢で調整する。ど	では、「漁の良・不良により不足が生じた場合には長谷川与兵衛支配	大坂へ輸送するもので、敷金として九〇〇両を前払いした。弘前商社	津軽商社が管理する利尻郡増毛場所から「荷物三〇〇石」を津軽や	又次郎様	神速丸	庄兵衛	午九月三日 越後屋	受取預り置申候間相届可被下候以上	一、恵吉丸甚吉様行金札弐拾両慥ニ	覚	恵吉丸甚吉殿	八月七日 問屋会所印	右之通別紙差引ニ入此表相渡申候以上	永拾七文三分五厘	此金 三拾四両三分	四百拾八文 三分	一、弐百三拾六貫 右口銭	此掛り物
	である。	品などの販売と、木材や海産物の買入や委託輸送などを行っていたの	津軽のみならず北海道との交易に関わり、北国から運んだ米やわら製	このように、越中の廻船問屋である綿屋は、津軽の問屋を介して、	積出した どを大坂へ輸送することが記されている。	明治四年の場合にも、手宮海官所の出津許可証には、増毛場所から	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	では水主三人が増員され、八人乗りとして大坂行きの許可が下りてい	人乗りで許可を得ていた。ところが、荷物を積んで南下した際、手宮	の恵吉丸は、荷物積み込みのため津軽から利尻に向け北上した時は五	種税金などの徴収に加え、販売先などの管理も行っていた。明治三年	される「荷物」(おもに海産物・海産加工品)の管理を目的とした各	各種税金や運賃も支払われた。この手宮問屋会所が北海道から積み出	宮問屋会所(明治四年には手宮海官所となる)に先行して支払われた	が成立していたようである。津軽商社からは、商品代のほか小樽の手	深浦に入津すると越後屋庄兵衛の仲介で津軽商社が買い取る形で取引	買い取りのような形で代金を入れ(着手金、保証金のようなもの)、	れ、小樽内を経由して、津軽や大坂へ輸送した。一旦、恵吉丸甚吉が	海道で所有している増毛「場所」から、鯡〆粕や数の子粕を積み入	によって、越中の廻船問屋綿屋は、津軽商社の仕事を受け、同社が北	い、「海の都合で損害が生じた場合は保証しない」とした。この契約

-44 -

二、建築用材の確保と領内米の販売、海産物の輸送
北国、特に加賀藩領内では建築資材としての良質・大量の木材や
鉄、鉛、銅などの金属を南部や津軽に求めてきた。その輸送手段とし
て船は不可欠のものであり、早くから自国の廻船問屋による輸送や積
み荷となる商品の確実・安定的な調達が求められてきた。それは、廻
船がオンシーズンとなる三月下旬から一一月初旬に集中して行われる
ため、船の効率的な運用が必要であった。加賀藩領内と、大坂、津
軽・出羽を区分けし、持ち船をそれぞれの地域で冬囲いしていたので
ある。これにより、各地の船宿との関係を築くことができ、荷捌きの
情報や売買取引の円滑・迅速化が図られた。この方式は加賀藩領内に
限らず、他所の廻船問屋でも確認される。さらに、この方法を後押し
したのが日本海側を治める幕藩領主たちであった。とくに北国から東
北にかけての地域は、早くから米どころとして良質の米が多く収穫で
きる地域として知られていたが、米の収穫が行われ年貢皆済が終わる
ころには、廻船がオフシーズンとなり、大坂回漕はもちろん、領外へ
の輸送も不可能となっていた。加賀藩では年貢米が蔵入りとなると
「蔵締り」と称して米の売買輸送を制限し、翌春彼岸を過ぎて廻船が
オンシーズンになった時に「蔵解き」と称して解禁していた。ところ
が、米の売却が行われなければ藩や藩士が現金を手にすることはでき
ない。そこで藩は廻船問屋を中心に米の買い取りをしてくれる商人を
捜す。 一定量の蔵入米を大坂へ輸送して売却することとし、 大坂相場

められ、 た。 現地定繋の廻船が不可欠となったものと考えられる。 Ŋ 理場所も広くなった。こうした時代背景も北国の廻船問屋を後押しし 蝦夷地交易の拠点となる「場所」 の役所を設けることとし、 国船の出現が多くなり、 で木材や金属材料、金肥を持ち帰った。廻船が盛んになると一往復で ができる地域・湊を模索していた。 額の交渉を行っている。これは、 ないことや、輸送旅程での海難などのリスクの読み合いを盾に妥結金 であり、 で見積もりして現金化し、 を経て大坂までの輸送、 る荷物の売り捌きや、 に乗り出し、 は効率が悪く需要に追い付かないなどから、 化を求めるものであった。これは、 の米の輸送と副次的なわら製品の持ち出しが注目され、 こうした条件が重なり、寒冷地で稲作があまり盛んではない北日本 定繋地とした出羽酒田や津軽深浦を中心に、 九世紀に入ると蝦夷地や北日本を中心に、 廻船問屋の場合は、藩と交渉する一方でより高値で売り捌くこと 大坂相場が翌春の 箱館奉行所が東部や南部を統括し、 箱館を直轄化するとともに蝦夷地の西海岸に砲台や監視 戻りの積み荷の確保、 漁業でのトラブルも増えてきた。 蝦夷地からの 津軽藩や秋田藩などに命じた。 輸送費を支払うという契約で、 「蔵解き」以降に保証されているものでは の管理をしてきた松前藩の領域が狭 大坂廻米という名の 商人からしたら保証のない貸付け 海産物を江戸 下りと登りを同時に行う 小樽以北では津軽藩の管 蝦夷地や東北から瀬戸内 各地の沿岸部にまで外 国元の船が運んでく へ輸送など、 「買取」 その帰り便 幕府も対策 年内 その結果 -の現 さま であ

金

	てきた。	必九百九拾三両
端を示す格好の資料であることがわかっ	と、北海道交易の複雑さの一端	合金
て、大坂までの輸送も委託されているこ	うに、津軽までの輸送に加えて、	永三拾五匁
。ところが実際には右で確認してきたよ	いたと推察するくらいである。	代 六拾弐両
兵衛の下にある印から読める)で売り捌	南下する途次、津軽深浦(庄兵	四百三十両かへ
、綿屋甚吉が北海道で仕入れた商品を、	粕や数の子粕であることから、	此石数 拾四石五斗
以外読み取ることは難しい。商品が鯡〆	ら買い入れをしたということ以	此目形 五百八拾貫目
が、これのみであれば、越後屋が綿屋か	これは翌年の仕切書であるが、	一、数の子粕 弐拾本
_	綿屋甚吉殿	永七拾匁七分弐厘
庄兵衛(印)		代 九百三拾両分
越後屋	未七月廿九日	五百五十五両かへ
	此表出入無御座候以上	六斗九升五合
	右之通代金当ニ引受	此石数 百六拾七石
	九分四厘	此目形 六千七百七貫八百目
	永七拾七匁	一、鯡〆粕 弐百廿七本
	惣〆千三拾弐両分	「 買仕切
		体的な状況を記した資料が多く残されている。
とも四分	二分弐厘	自体が構築されておらず、契約ごとの相対的な状況だったためか、具
幷仲立ス九	永七十弐匁	で十分だったのかもしれない。それに比べて北方での交易はシステム
右口銭	一、三拾九両分	ステムが完備されているため、細かな書類を必要とせず、仕切書のみ
	外者	していたことがわかる。もちろん大坂への登り荷については売買のシ
厘	永五匁七分弐厘	ざまな関係を築きながら、国元の本店を拠点に幅広い廻船事業を展開

-46 -

されるものは、

現米を大坂市場に運び入れることとして用いられてい

たとみられる。

みか運賃積みかなど)、航路(西回り航路、大坂と蝦夷地を一往復な
実働を描き、船籍(北国籍か否かといったこと)や経営形態(買い積
される。そうした事例の積み上げによって、一九世紀における廻船の
が着任しており、廻船問屋の事業として重要視されていたものと想像
し、別稿および本論で取り上げた二例は、いずれも船主の息子や兄弟
この比率がどういったものかは現時点で示すことができない。しか
き、各湊の船宿らと業務提携を結んで、参加していった。
持ち船の一部を新潟、酒田、秋田、深浦など、日本海側の拠点湊に置
関係を円滑にして、販路の拡大や輸送業務の確保に努めた。実際には
す加賀藩領内の船持ちたちは、北日本の各地に拠点を置き、地元との
れない。しかし、領内の米の消費地を確保し廻船経営の安定化を目指
う一般的な概説では、見過ごしてしまうような出来事であったかもし
ここまで資料を挙げてみてきたことは、これまでの「北前船」とい
結びにかえて
男甚兵衛の活動と同様であった。
その傾向は、先に示した別稿における加州本吉の加登屋における次
へと受け継がれた感がある。
を繋ぎながら輸送業や漁業に転化して成功を収めた明治期の廻船問屋
た信頼が、同時期から盛んとなる北海道移民の入植と、それぞれの地
こうした長年の交易によるノウハウの蓄積と、現地に入り込んで得

れた米の等量交換であった。	送費の負担が少ない近隣米を集積していく。この取引では、切手に記	は、手持ちの米切手の交換をしながら、高直で取引される地域米や輪	から実際に廻船が動き出す三月彼岸過ぎまで、領内の蔵宿や米仲買	で現米が動くことは無い。この行為を「大坂廻米」とする。この時期	場を基準としている。交渉では、運賃までが議論されるが、この段階	いて、藩と商人たちが交渉を重ねる。秋に大坂米市場が公表した米相	称して封印され、現米は動かせなくなる。その時から蔵米の売却につ	年貢米が藩の御蔵や商人たちの町蔵に収まる一二月、「蔵縮り」と	〔追記〕		米の書利が進んていくことを其行している。
	された米の等量交換であった。彼岸が過ぎて三月下旬から廻船が動き	た米の等量交換であった。	された米の等量交換であった。彼岸が過ぎて三月下旬から廻船が動き送費の負担が少ない近隣米を集積していく。この取引では、切手に記は、手持ちの米切手の交換をしながら、高直で取引される地域米や輸	された米の等量交換であった。彼岸が過ぎて三月下旬から廻船が動きは、手持ちの米切手の交換をしながら、高直で取引される地域米や輪から実際に廻船が動き出す三月彼岸過ぎまで、領内の蔵宿や米仲買	された米の等量交換であった。彼岸が過ぎて三月下旬から廻船が動きは、手持ちの米切手の交換をしながら、高直で取引される地域米や輸から実際に廻船が動き出す三月彼岸過ぎまで、領内の蔵宿や米仲買で現米が動くことは無い。この行為を「大坂廻米」とする。この時期	は、手持ちの米切手の交換をしながら、高直で取引されるが、この段階は、手持ちの米切手の交換をしながら、高直で取引される地域米や輸から実際に廻船が動き出す三月彼岸過ぎまで、領内の蔵宿や米仲買物を基準としている。交渉では、運賃までが議論されるが、この段階	よれた米の等量交換であった。彼岸が過ぎて三月下旬から廻船が動きは、手持ちの米切手の交換をしながら、高直で取引される地域米や輸いて、藩と商人たちが交渉を重ねる。秋に大坂米市場が公表した米相いて、藩と商人たちが交渉を重ねる。秋に大坂米市場が公表した米相	なれた米の等量交換であった。彼岸が過ぎて三月下旬から廻船が動きは、手持ちの米切手の交換をしながら、高直で取引される地域米や輸いて、藩と商人たちが交渉を集積していく。この取引では、切手に記は、手持ちの米切手の交換をしながら、高直で取引される地域米や輸いて、藩と商人たちが交渉を重ねる。秋に大坂米市場が公表した米相いて、封印され、現米は動かせなくなる。その時から蔵米の売却につ	年貢米が藩の御蔵や商人たちの町蔵に収まる一二月、「蔵縮り」と	「追記」 「追記」 「追記」 「したた」 「「した」」 「した」 「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	〔追記〕 「追記」 「追記」 「追記」 「追記」 「追記」 「追記」 「追記」 「「した」 」」 」」 「「した」 「「した」 「「した」 「「した」 」」 」」 」」 」」 」」 」」 」」 」」 」」

料の蓄積が進んでいくことを期待している。 料の蓄積が進んでいくことを期待している。

-47 -

〈書)が詳しい。
上証文等留牒」(石川県門前町『新修門前町史 資料編1 海運』所収、
展開した「松平出雲守様御米引請代金幷月割納金御預所御引請儀定諸書
(12)能州黒嶋の廻船問屋濱岡屋弥三兵衛と森岡屋又四郎が、富山藩と交渉を
を、手宮海官所が追認する形となっている。
(11)同右、同右。明治四年の書類は、前年に「問屋会所」が行った手続き
(10)同右、№一二二三「渡海船手形」。
(9)同右、同右。
(8)同右、№一二三七「売紙定証文」(紙定は、約定の間違い)。
(7)同右、№一二五七「高内情況等報告書簡」(高内は、商内の間違い)。
(6)同右、Na一二五六「函館湊にて航海便り」。
(5)同右、№一二四九「神速丸雑用帳」。
六「恵吉丸売渡」。
(4)同右、№一二三四「船買券状」及び№一二三五「船売渡状」、№一二三
(3)同右書所収、№一二三二「船買請証文」及び№一二三三「船売渡証文」。
館、一九九三)。
(2)『大鋸コレクション古文書目録(一) 宮林家文書』(石川県立歴史博物
立文化財機構、二〇一九)所収)。
渡ったイナウーアイヌと和人の文化交渉史の研究―』(独立行政法人国
(1)拙稿「加賀藩産物方御用船 威徳丸の「航跡」」(今石みぎわ編『海を
註
り、いずれ稿を改めて論じていくこととする。
る「現米が動かない」米取引に関しては、筆者の長年のテーマであ
大坂廻米、大坂為御登米の用語に関する規定や、米切手を中心とす

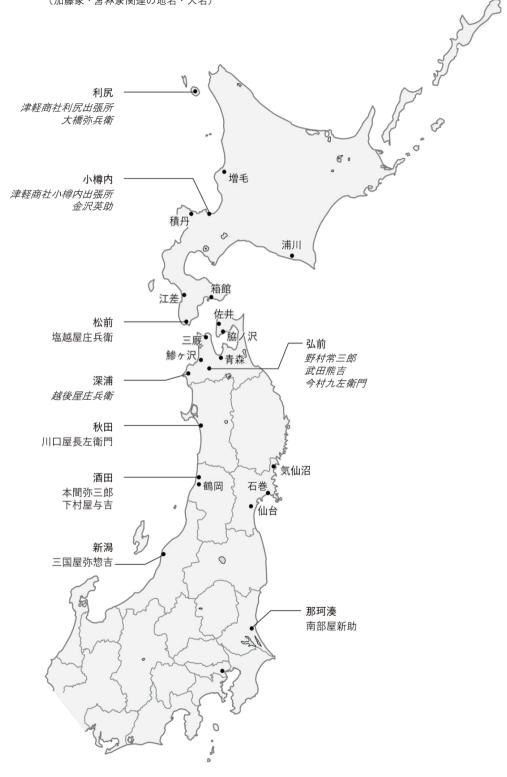
- れていた。(文末に記す〔追記〕を参照)。の「蔵解き」の期間、実際の米が動くことは無く、切手での取引が行わ(13)年貢米を御蔵に納めた後に行われる「蔵縮り」から廻船が動き出す来春
- (14) 表1「幕末の蝦夷地関係年表」参照。
- (15) 註(2)目録所収、№一二〇九「仕切書」。
- (16) 註(1) に同じ。
- (17)図1「幕末から明治初頭の北ルート」参照。

18

書、二〇一八)から、多大な学恩を得ている。高槻泰郎『大坂堂島米市場―江戸幕府VS市場経済―』(講談社現代新

【図1】江戸末~明治初頭の北ルート

(加藤家・*宮林家*関連の地名・人名)



【表1】幕末の蝦夷地関係年表

『見る・読む・調べる 江戸時代年表』(小学館、2007)より抜粋して作成

年号	西曆	月日	項目
享和2年	1802	2月23日	蝦夷奉行設置
		5月11日	箱館奉行に改称
		7月24日	東蝦夷地を上げ知
文化元年	1804	8月4日	津軽・南部両藩に東蝦夷地警備を命じる
文化4年	1807	3月22日	西蝦夷地を上げ知、蝦夷地すべてが直轄地
		10月24日	箱館奉行廃止、松前奉行に
文化5年	1808	1月	仙台・会津両藩に蝦夷地警備を命じる
		12月18日	津軽・南部両藩に蝦夷地警備を命じ、加封して家格をあげる
文化6年	1809	1月	松前・津軽に烽火台
		6月	樺太を北蝦夷地と改称
文化9年	1811		東蝦夷地で場所請負制度実施
文化10年	1812	12月22日	南部藩に、蝦夷地警備費1万両を貸与
文政4年	1821	12月4日	南部・津軽両藩の蝦夷地警備を廃止
		12月7日	東西蝦夷地を松前藩支配に戻し、松前奉行廃止
天保2年	1831	10月29日	松前藩主松前章広を万石格とし広域警備を命ず
嘉永2年	1849	7月10日	松前崇広(松前藩)と五島盛成(福江藩)に警備のための新城築城を命ず
嘉永6年	1853	6月3日	ペリー浦賀来航
		9月15日	幕府、大船の製造を許可
嘉永7年	1854	3月3日	日米和親条約 下田・箱館開港
		6月30日	箱館奉行 再置
		8月23日	日英和親条約
(安政元)		12月21日	日露和親条約
安政2年	1855	2月22日	松前城周辺以外の蝦夷地を直轄に
		3月27日	仙台・津軽・南部・秋田・松前各藩に蝦夷地警備を
		10月14日	蝦夷地移住を許可、開拓を命じる
		12月4日	松前藩に、陸奥・出羽のうちに替地を(転封)
		12月27日	日蘭和親条約
安政4年	1857	閏5月4日	松前・箱館・蝦夷地用通貨「箱館通宝」を鋳造
安政5年	1858	6月19日	日米修好通商条約
		7月	日蘭、日露、日英、日仏修好通商条約 5か国条約
安政6年	1859	1月13日	長崎、箱館、神奈川へ出稼ぎ・移住・自由売買を許可
		6月2日	神奈川、長崎、箱館 5か国との自由貿易解禁
安政7年	1860	1月13日	咸臨丸出港
(万延元)		閏3月19日	5品江戸廻送令 雑穀・水油・蠟・呉服・生糸
		6月17日	日葡修好通商条約 ポルトガル
		12月14日	日普修好通商条約 プロイセン
元治元年	1864	9月5日	5品江戸廻送令廃止
慶応2年	1866	6月21日	ベルギーと通商条約
		12月7日	デンマークと通商条約

はじめに	を開催した。
	本稿では、展覧会に際して行った内田に関する史料調査で分かった
明治四年(一八七一)の廃藩置県により旧藩主前田家は東京へ去	ことに加えて、展覧会後の県内史料の再調査で内田自筆による履歴書
り、薩摩出身の内田政風が本県の初代長官として着任したことは広く	類の存在が判明したことから (**)、彼の事績と生涯について検討を加
知られている。しかしながら、その人物像や事績についてとなると認	えることを通して、幕末から明治初期という時代を考える手がかりを
知度は高いとは言えないのが現状であろう。そこには、歴史的研究の	探ってみたい。
蓄積が決して多いとは言えない石川県地域の明治初期に関する成果	
が、近年、ようやく新たな進展をみせてきたことにも遠因があるので	一幕末期薩摩藩の政治活動における内田政風
はないだろうか (-)。	
平成三〇年(二〇一八)は、内閣官房「明治一五〇年」関連施策推	1. 内田政風の出自と家格
進室によるキャンペーンもあり、各地で幕末・維新期をあつかった展	内田政風(通称仲之助)は、文化一二年(一八一五)一二月二日、
覧会が盛んに行われ、当館でも春季特別展「明治維新と石川県誕生」	薩摩藩士内田仲蔵政為の二男として鹿児島城下新照院通町に生まれ、

石 田

健

初代石川県令内田政風

その事績の検討

内田は、天保八年(一八三七)に大阪藩邸の蔵吏、同一〇年には江と自ら記している (*)。
「軍場ニ臨メハ従者十人ヲ召連、主従十一人騎馬ニテ出陳スル制タリ」
番(他藩の馬廻役)ノ家格ニテ」、「目見以上ノ上士トス」とあり、
院通町に移り代々居住した。内田の家格については、「政風カ家ハ小
初)に島津家に臣従し、慶長一六年(一六一一)、鹿児島城下の新照
功により日向国宮崎郡の代官に返り咲いた。元亀年間(一五七〇年代
なるも、伊東氏により掠奪。足利尊氏の九州下向の際、兵粮を募った
呂であるという。元弘年間(一三三〇年代初)日向国宮崎郡の代官と
内田の直筆履歴書類によれば、先祖は藤原鎌足の孫・左大臣武智麻
畏重せられたる」と内田を紹介している点は見逃せない (*)。
(大久保の号)の先輩として、また直言極諫の士として、薩摩隼人に
一〇月二二日付の朝野新聞)においても、「南洲(西郷の号)、甲東
際、内田政風の死去が報じられた新聞記事(明治二六年〔一八九三〕
たため、内田と西郷・大久保は対等な関係ではありえなかった。実
る郷中教育)においても徹底して年長者を敬うことが教え込まれてい
るかに厳格であった時代であり、薩摩藩特有の藩士育成教育(いわゆ
久保利通よりは一五歳年長という点である。長幼の序が現代よりもは
たいのは、幕末政局で活躍した薩摩藩士西郷隆盛より一二歳年長、大
最高権力者であった島津久光より二歳年長である。また、より注目し
確認しておきたい点は内田の生年である。内田が終生仕えた薩摩藩の
兄(政徳)に継子がなかったため内田家を継いだ。ちなみに、ここで

述のように久光側近として活動した内田の久光へ対する尊敬の念が読
情からは、明治期に旧主島津久光と西郷や大久保が激しく対立し、後
明治期に旧主島津久光と西郷や大久保が激しく対立し、田直筆の履歴に斉彬が藩主の時代についての記載が無い
は、明治期に旧主島津久光と西郷や大久保が激しく対立し、内田直筆の履歴に斉彬が藩主の時代についての記載が無いら財政の事を掌」り、藩財政の再建に功があったとの記載が
は、明治期に旧主島津久光と西郷や大久保が激しく対立し、内田直筆の履歴に斉彬が藩主の時代についての記載が無いら財政の事を掌」り、藩財政の再建に功があったとの記載がにも、内田が「勤王家の巨擘として藩主斉彬公に抜用せられ
は、明治期に旧主島津久光と西郷や大久保が激しく対立し、内田直筆の履歴に斉彬が藩主の時代についての記載が無いら財政の事を掌」り、藩財政の再建に功があったとの記載がにも、内田が「勤王家の巨擘として藩主斉彬公に抜用せられか藩主の時代についての記載が一切無いことである。前掲の
は、明治期に旧主島津久光と西郷や大久保が激しく対立し、内田直筆の履歴に斉彬が藩主の時代についての記載が無いいがあったとの記載がにも、内田が「勤王家の巨擘として藩主斉彬公に抜用せられか藩主の時代についての記載が一切無いことである。前掲の石の誉れ高く死後は「順聖院様」として崇敬の対象とされた
は、明治期に旧主島津久光と西郷や大久保が激しく対立し、内田直筆の履歴に斉彬が藩主の時代についての記載が一切無いことである。前掲のが藩主の時代についての記載が一切無いことである。前掲のは記載がない(⑤)。さらに興味深い点は、内田自筆の履歴

2 島津久光の「国事」運動と内田政風

当時これを、藩内業務を超えた国家レベルの施策への対応として「国 な大名の幕政参画という形態となった。つまり、大名領国内支配 運営に組み込むことで難局の打破を試みたが、 行った。当時、老中首座であった阿部正弘は、 府はそれまでに前例のない外様も含めた各大名に対する政治諮問 系統とは別系統の業務となった。そのため、 事」と呼んだ。大名家において「国事」は、 治」)のみならず、 「藩治」とは別の次元で発生し、 周知のごとく、嘉永六年(一八五三)のペリー来航を受け、 領国を越えた業務が生じてきたというわけである。 家老より形成される藩治業務の政務 通常の一般業務としての 「国事」に携わっていく 結果としてそれは有力 公論衆議の要素を幕 徳川幕 (藩 政 を

者は、大名や久光のような大名にかわる権力者に近侍する者に多いの
はこのためであり、実際に薩摩藩でいえば、西郷や大久保は、本来的
な藩治行政の職としてではなく、久光の御側から出てきた政治主体で
あったと指摘されている (~)。さらに、久光の「国事」運動で指摘さ
れる点は、久光が目指したものが、島津家中が宗家主体に運営しうる
体制(挙藩一致の体制)で、「国事」を周旋(国政に参画)すること
であり、藩主ではない久光にとっては、藩内統治で功績を上げること
よりむしろ藩領の外でインパクトのある政治を展開し、これを理由付
けとして家中における権威を獲得しようという点であった。その方法
として選択されたのは、外向きには徳川幕府の政治体制の改編を主張
し、家中に対しては「斉彬の遺志」に沿うものと説明されている。ま
た、久光は自身の判断、決断によって「国事」対応をおこなう意思が
強かった点が指摘されている ^{(*)。}
具体的には文久元年(一八六一)、薩摩藩主島津忠義から実父の久
光に対して「国父」の称号が付与され、久光が藩の実権を握る立場と
なった。そして翌年、幕末史に劇的な転換をもたらした大事件と評価
される久光の率兵上京が決行され、勅命を奉じての幕政改革を幕府首
脳に承諾させたのであった (๑)。
内田はこの久光の率兵上京のため、文久二年六月九日、「江戸留守
居添役」から「物奉行ニテ大坂詰金方勤」となり上方へ出て、同月二
六日、「京都留守居」となった。そして内田はこの文久二年以来、一
貫して幕末政局の中心地・京都に居続けることになる。慶応元年(一

当時、 と考えられる (12)。 山 • といういわゆる「薩長同盟」の布石となった出来事も起きている。 針を決めるべきとの立場をとっており、 慶応元年と推定できるものであるが、 には、 国寺内一 滞在を想定した屋敷の獲得が進められた。文久二年より開始された相 前述の国持クラスの諸大名間の連携した反征長への動きは見逃せない 将軍家茂死去のため停止の沙汰書が朝廷から出されて終息するが 田ら薩摩藩士の政治活動の結果、翌慶応二年七月一八日、広島・岡 の井上馨・伊藤博文が、薩摩藩の斡旋でグラバーから武器を購入する しが現存する (12)。 藩の復権を大藩が協力して実現しようとする内田が発給した文書の写 政治活動出来た人物といえる史料は、 の政治スタンスを貫くためにも、 も提出された。この第二次征長問題は、 の人材となっている。 八六五) も内田仲之助 以上のごとく、 徳島三藩主が連署して幕府・朝廷に征長の非と解兵を請う建言書 薩摩藩は長州再征に反対し、諸大名を召して「衆議」により方 「勝手掛側用人」と進み、 一本松の地への屋敷造営がそれであり、 閏五月一一 (政風) 幕末期の内田は薩摩領内の民衆支配にかかわるよう また、先に見たように「国事」専管といえる久光 日 に の名前が相国寺文書内に散見される(凹) 実際に内田が薩摩藩を代表するかたちで京都で 「側役格留守居勤勝手掛」、 久光自身に加え、 在京薩摩藩邸の実務を取り仕切る要 県内でも散見される。例えば 幕府の長州征伐に反対し、長州 同じ慶応元年七月には長州藩 同年八月二一日、 その屋敷造営掛として 在京の家老の常時 同年六月二八日 徳川一四代 Ű 内

— 53 —

接的関係を持って活動し(三)、在京薩摩藩邸の実務を取り仕切る要のな藩の正規業務を担う者ではなく、権力者久光の「御側」で久光と直
人物といえる。
3.戊辰戦争から廃藩へ至るまでの内田政風
慶応三年(一八六七)一〇月の大政奉還と、一二月の王政復古クー
デターを新たな政府の樹立時期とするにしても、その実体が確立させ
られるには翌年一月の鳥羽・伏見の戦いからはじまる一年半にわたる
戊辰戦争が不可避であった。この間、島津久光は脚気からくる体調悪
化のため鹿児島で保養に勤めており、藩政にすらタッチしえない状況
であった。王政復古クーデター時点で、幕府を倒すことまでは視野に
入れていなかったといわれる久光が、政争の中心地である京都にいな
かったことは西郷・大久保らの挙兵討幕活動をやりやすくさせた (エ)。
慶応四年(明治元)五月、薩摩藩兵をひきいて東征軍に参加せよと
の勅命を得ていた藩主島津忠義の出征が急遽中止された。内田自筆の
履歴によれば、「西郷隆盛奥州白川表ヨリ昼夜兼行」上洛して朝廷へ
「奏聞」したことによって「朝議俄ニ変シ」差し留められたとある。
西郷が藩主の出征を止める行動に出たのは、新政府軍の中で薩摩が突
出する事が諸藩の嫌疑を招き、反薩摩感情を高めることにつながると
の西郷の深謀遠慮からであったと指摘がなされているが、国元鹿児島
では疑惑の声もあげられた (5)。この時内田は、大小荷駄奉行を命ぜ
られ藩主忠義に先発して大津へ至ったが、中止により奉行を免ぜられ

兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・	招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人	あり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の	藩主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で	トである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、	は、明治元年一〇月、新政府により布達された藩治職制に基づくポス	就任したことと関係していると考えられるからである。この参政と	それは、翌明治二年(一八六九)三月七日に内田が、薩摩藩の参政に	旋手続き事務の「総裁ノ任」が特筆されていることは見逃せない (2)。	には、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱	が、内田が藩規を守らせて兵士を統率したという (2)。内田直筆履歴	えられる。また、凱旋将兵は勝ち軍に誇り節度を乱しがちであった	者であり、職務の遂行には厳正と清廉が求められる重要なポストと考	た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任	出張を藩から命ぜられ、薩摩藩兵の凱旋手続き事務の「総裁」となっ	戊辰戦争への従軍を免れた内田であったが、同年九月、江戸表への	かったためという (1)。	が下るも依願免官した。この免官の背景は、藩主の許可が得られな	て京都へ戻った。また同五月、内田に新政府から刑法官事試補の辞令
の首脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、凱旋将兵京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局のに応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した「藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表し	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局のに応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務したの下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、「藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表しの下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、西る。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったの下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大時治元年一〇月、新政府により布達された藩治職制に基明治元年一〇月、新政府により布達された藩治職制に基	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 「藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表し 「藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表し 「藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表し に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の の著邸留守居だったことが評価された商業治職制に基 間に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、「藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表していると考えられるからである。こしたことと関係していると考えられるからである。こしたこと、藩権でまちまちだった職制の統一を図ったの下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権たの下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権た続き事務の「総裁ノ任」が特筆されていることは見逃せ	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、藤政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表したことと関係していると考えられるからである。こしたことと関係していると考えられるからである。ここに応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務したに応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務したでした。ことが評価されたでである。この下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったある。当時、諸藩でまちまちだった乱というとしたことは記されていないも	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 「「「「」」」である。 「「」」」」である。 でしたことと関係していると考えられるからである。 に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の の が「」」が執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の でしたったことが評価されたのであろうが、内 の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(の の ち、 の ち、 と 、 の の ち、 と 、 の ち、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 関に支援された背景は他の理由も考えられる。つまり、 とないである。さらに内田は参政と、藩を代表し 、 藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表し 、 藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表し 、 藩政の首脳である。さらに内田は参政と、 藩をした したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられる。のち の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち を図った の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち を した した した に した した した した した した した した した した した した た と 関係 してい る した た と り 市 達 さ れ た 市 浩 に か ら で の た た 、 、 の に よ り の に 、 の で あ の に た り の を の た の の の の の た る 、 の の の の の の の の の に の る の に の の の の の の	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 と、とと関係していると考えられるがらである。 当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。こ時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。ことは見述する公議人という役職をも兼務した に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 関に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 現なの「総裁ノ任」が特筆されていることは見逃せ に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った ある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図った の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の下上の一日は参応でた、 のちたる。さらに内田は参政と、藩を代表し の でしているとく文久二年以来、一貫して政局の の	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実 たとと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下よったことが評価されたのであろうが、内 の 藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実 これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実 た、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実 に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務の 「総裁ノ任」が特筆されていることは見逃せ たことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下上、 た述のごとく文久二年以来、一貫して政局の の 藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内 の 下して たったことが評価されたのであろうが、内	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 「藩政の首脳である。さらに内田に参政と、藩を代表し に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務の「総裁 したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことと関係していると考えられるからである。こ したことを関係していると考えられるのの である。当時、諸藩でまちたった職制の統一を図った の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下とったことが評価された を 著 いた である。 こ したこと、	脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 脳に抜擢された背景は他の理由も考えられる。つまり、 したことと関係していると考えられる所留にないも 「 藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表し に応じて藩論を陳述する公議人という(型)。内田 が 藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表し に応じて藩論を陳述する公議人という(型)。内田 の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大 の 下トップが執政(の ち大参事)、次が参政(の ち 本 る も依願免官した。この 免官の 背景は、 藩主の 許可が
京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人あり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人藩主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人やである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであうが、内田が藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人があり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府のが、明治元年一〇月、新政府により布達された藩治職制に基づくポス	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 京都の 京都の	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろ。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、潜主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で藩主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で務集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人が、 ががしたことと関係していると考えられるからである。この参政と	定都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政京都の藩邸留守居だったことが評価されていることは見逃せない ⁽²⁾ 。	には、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱 京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 京都の 京都の	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政が、内田が藩規を守らせて兵士を統率したという ⁽²⁾ 。内田直筆履歴が、内田が藩規を守らせて兵士を統率したという ⁽²⁾ 。 京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 を り、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の 招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人 が、内田が藩規を守らせて兵士を統率したという ⁽²⁾ 。 の日前軍履歴	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政をしたことは見逃せない ⁽²⁾ 。 市は、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱には、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱には、明治元年(一八六九)三月七日に内田が、薩摩藩の参政に お任したことと関係していると考えられるからである。この参政と 就任したことと関係していると考えられるからである。この参政と 常主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で あり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の 招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人 たびの音景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・	本であり、職務の遂行には厳正と清廉が求められる重要なポストと考 者であり、職務の遂行には厳正と清廉が求められる重要なポストと考 着であり、職務の遂行には厳正と清廉が求められる重要なポストと考 れは、翌明治二年(一八六九)三月七日に内田が、薩摩藩の参政に は、明治元年一〇月、新政府により布達されていることは見逃せない ⁽²⁾ 。 林集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人 権業の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で 藩主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で が、内田が藩規を守らせて兵士を統率したという ⁽²⁾ 。内田直筆履歴 には、明治元年一〇月、新政府により布達された部治職制に基づくポス トである。当時、諸藩でまちだった職制の統一を図ったもので、 「 「 」 「 」 「 」 「 」 」 、 二 の の 志 し た こ と は 記 で し た こ と に 大 が 事 」 、 次 が 参 し た 、 た 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の 、 、 の 、 の	本部の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 をれは、凱旋兵の愚賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任	京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 京都の藩邸留守居だったことが評価されたのであろうが、内田が藩政 を守らせて兵士を統率したという ^{(2)。} 内田直筆履歴 には、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱 施手続き事務の「総裁ノ任」が特筆されていることは見逃せない ^{(2)。} た。これは、凱旋兵の愚賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 されは、翌明治二年(一八六九)三月七日に内田が、薩摩藩の参政に 就任したことと関係していると考えられるからである。この参政と 就任したことと関係していると考えられるからである。この参政と 常主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で 藩主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で が、内田が藩崩を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人 が、内田が藩館である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・	成辰戦争への従軍を免れた内田であったが、同年九月、江戸表への 出張を藩から命ぜられ、薩摩藩兵の凱旋手続き事務の「総裁」となっ た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 えられる。また、凱旋将兵は勝ち軍に誇り節度を乱しがちであった た。これは、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱 には、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱 には、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱 には、明治元年一〇月、新政府により布達された下藩治職制に基づくポス トである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 藩主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で 都り、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の 招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人 がの背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・	本のたためという ^{(1)。} 「なの背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ 素務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ 「ない」「審政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の 招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人 「た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 には、凱旋兵の「総裁ノ任」が特筆されていることは見逃せない(¹²⁾ 。 たである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 「たある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 「たずある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 「たずある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 「たずある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 「たずある。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 「たずある。」の方大参事」、次が参政(のち権大参事)で あり、藩政の首脳である。この参政と 「たびたことと関係していると考えられるからである。この参政と は、明治元年一〇月、新政府により布達されていることは見逃せない(¹²⁾ 。 たである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 「なの、「」」 「たびのごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ 主務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ (15)	「「「「」」」である。」の免官の背景は、藩主の許可が得られなが下るも依願免官した。この免官の背景は、藩主の許可が得られなが下るも依願免官した。この免官の背景は、藩主の許可が得られ、「「」」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、
	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人あり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人藩主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・諸主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で、下である。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・潜主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で藩主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で、いじ、明治元年一〇月、新政府により布達された藩治職制に基づくポス	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・やである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、トである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、諸主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で 諸主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で 諸主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で としたことと関係していると考えられるからである。この参政と	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ は、明治元年一〇月、新政府により布達された藩治職制に基づくポス トである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 あり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の あり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の のち権大参事)で をしたことと関係していると考えられるからである。この参政と ががした。公議人という役職をも兼務した。公議人 とれは、翌明治二年(一八六九)三月七日に内田が、薩摩藩の参政に	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ えれは、翌明治二年(一八六九)三月七日に内田が、薩摩藩の参政に るり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の あり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の あり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の が非ににじて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人 招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人 (2)。	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ 税保したことと関係していると考えられるからである。この参政と 就任したことと関係していると考えられるからである。この参政と 就任したことと関係していると考えられるからである。この参政と 就任したことと関係していると考えられるからである。この参政と 常主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で 藩主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で 務主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で のち、、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ たには、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱 には、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱 が、内田が藩規を守らせて兵士を統率したという ⁽²⁾ 。 内田直筆履歴	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ えられる。また、凱旋将兵は勝ち軍に誇り節度を乱しがちであった えられる。また、凱旋将兵は勝ち軍に誇り節度を乱しがちであった 。	着であり、職務の遂行には厳正と清廉が求められる重要なポストと考 者であり、職務の遂行には厳正と清廉が求められる重要なポストと考 者であり、職務の遂行には厳正と清廉が求められる重要なポストと考	未務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ 花。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任	兼務の背景は、先述のごとく文久二年以来、一貫して政局の中心地・ 出張を藩から命ぜられ、薩摩藩兵の凱旋手続き事務の「総裁」となっ 出張を下り、「、内田が藩規を守らせて兵士を統率したという(²⁰)。 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の には、凱旋兵の振る舞いに苦慮したことは記されていないものの、凱 には、明治元年一〇月、新政府により布達されていることは見逃せない(²⁰)。 たず続き事務の「総裁ノ任」が特筆されていることは見逃せない(²⁰)。 たである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 なり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の おり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の 「総裁」となっ たである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 なり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の のち権支参事)である。この参政と である。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 ない、四方大参事)、次が参政(のち権大参事)で あり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の となったしたことと関係していると考えられるからである。この参政と ない、四方本部である。このを政告した。公議人	戊辰戦争への従軍を免れた内田であったが、同年九月、江戸表への出張を藩から命ぜられ、薩摩藩兵の凱旋手続き事務の「総裁ノ任」が特筆されていることは見逃せない(¹²⁾ 。 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 えられる。また、凱旋将兵は勝ち軍に誇り節度を乱しがちであった た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 た。これは、凱旋兵の恩賞の根拠となる戦功記録に関わる実務の責任 たである。また、凱旋将兵は勝ち軍に誇り節度を乱しがちであった たである。当時、諸藩でまちまちだった職制の統一を図ったもので、 潜主の下トップが執政(のち大参事)、次が参政(のち権大参事)で あり、藩政の首脳である。さらに内田は参政と、藩を代表して政府の 割集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人 招集に応じて藩論を陳述する公議人という役職をも兼務した。公議人	本の作人の住いの(I)。 (I)。 本のたためという(I)。 (I) (I)。 (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I) (I)	並の許可が得られなが下るも依願免官した。この免官の背景は、藩主の許可が得られなが下るも依願免官した。この免官の背景は、藩主の許可が得られない。

中央集権化策と、藩主をトップとする藩の身分秩序を崩した藩政改革

みなされている(33)。
充てられていた。すなわち、下級士族を中心とした藩政クーデターと
によって旧門閥層は禄高を大幅に削減され、それが藩兵の軍拡費用に
いう。これは、戊辰凱旋の下級士族を特に優遇するもので、この改革
内容は、門閥の徹底的打破、私領の返上、世禄の改定の三点であると
郷の改革は、それに対する場当り的対応がめだつものとなった。その
内田も含めて西郷をしても凱旋将兵らの要求を拒むことができず、西
で、参政ついで顧問、大参事として藩政改革に取り組んだ。しかし、
これはさすがに拒みきれず、西郷は再び新政府に復帰する明治四年ま
先に藩主忠義がじきじきに西郷を訪ねて藩政に関わるよう要請した。
の跳梁跋扈について対策を講じることを期待し、明治二年二月、湯治
にも藩政にも関わらず悠々自適の生活を送っていた西郷に、凱旋将兵
に苦慮した久光・忠義父子は、明治元年(一八六八)秋以来、新政府
馨や奈良原繁ら久光の側近も藩政から排除された ^{(2)。} こうした状況
に反対したと詰問し、家老職辞職に追い込んだ ^(A) 。また、伊地知貞
は凱旋した隊長たちが、藩主忠義の面前で実弟の島津久治を挙兵討幕
していない門閥衆の排除を久光・忠義父子に求めた。明治二年二月に
ちで、藩の要職を占めながら王政復古や戊辰戦争になんらの貢献すら
凱旋将兵らは、藩治職制に基づく政府からの改革指令に便乗するかた
た宮内権大丞・新納立夫へ宛てた書簡で鹿児島の状況を嘆いている(ヨ)。
混沌とした状況を呈しており、内田もかつて京都留守居の下役であっ
あまり知られていないが、戊辰戦争後の薩摩藩は凱旋将兵によって

西郷による藩政改革と同時進行したのが、新政府の中央集権化策と
しての版籍奉還である。公議人を兼ねていた内田は、版籍奉還につい
ても関わっている。
すでに明治二年一月、薩長土肥四藩主は版籍奉還を朝廷に上奏してい
たが、同年五月、新政府の行政を総攬する三条実美が、薩長土肥四藩
の公議人を招いて具体的な意見(藩論)を徴した。これに対して内田
は、藩地鹿児島へ報告して久光・忠義父子の意見を求めた後で奉答す
べしと述べた。三条からの報告を受けた大久保利通は、内田がすすめ
ようとしている「御国許へ懸合」が薩摩藩側の遅延につながることを
指摘し、長州藩との連携を重視して在東京の薩摩有志によって藩の答
申を作成する (ヨ)。各藩の公議人に求められた役割は、藩論を表明す
る代表であることであり藩論と公議人の意見が不一致となることは禁
忌であったが、内田の意識では公議人=従来からの留守居トップの座
という認識であった。それは同年六月に、内田が吉井幸輔へ宛てた書
簡で「朝廷ゟ御沙汰御座候ハ、、兎角御国元江申上報知次第否可申上
と御答申上ル所ニ取究度」と認めたことからも分かる(53)。以上か
ら、内田が薩摩藩にとって、就中、久光・忠義父子にとっては、その
意を奉じて活動する実務家として欠くべからざる家臣であったといえ
ろ [°]
版籍奉還は同二年六月一七日から勅許され、各藩主は藩知事に任命
されたが、鹿児島では更なる混乱を招いた。それは、久光が新政府の

— 55 —

二. 地方官としての内田政風

1. 廃藩置県の断行と内田政風赴任の経緯

れ が、 え, Ę 田が任命された。 藩は巨大藩であるため、混乱防止を念頭にいち早く地方長官として内 いない (3)。一〇月末にようやく大蔵省による府県区画改革が発表さ 前に廃藩を知っていたとはいえない。そして、廃藩断行後の地方改革 の帰藩については、 知藩事免官辞令が金沢へもたらされた(※)。廃藩発表の一一日前から 後の七月三日、 藩が断行された。 大久保ら)による短期間の密議の後に決行されており、 (府県の長官人事や統廃合など)の構想は、 内 明 <u></u>
穷治四年 全国規模での地方長官任命は、 金沢帰着は一七日であった。その後一九日、 田自筆の履歴によれば、 周知のように廃藩置県は政府首脳部のごく少数者 同年四月に「天機窺」いのため東京へ上ったが、 (一八七一)七月一四日、 東京を離れ金沢へ向かった。その道中で一四日を迎 廃藩前後の金沢藩知事前田慶寧の動向を確認する 廃藩置県に伴う措置であったと見る向きもある 同年八月一五日、 一一月に本格化する。 廃藩置県の詔書が発布され、 七月の段階では決まって 金沢藩大参事に就 東京からの早飛脚で 約二ケ月の滞 (西郷・木戸・ 前田慶寧が事 しかし金沢 廃 任 在

権令が欠員の際は参事がその県令を代行する事になっており、本県を令、翌六年一二月二二日に石川県令へと昇進した。当時、県令またはし、同年一一月二〇日に金沢県参事、翌五年八月二七日に石川県権

含め多くの県で令欠員・参事のみ任命されたことは、内田が県令代理
として任命された事になろう。つまり、内田は明治八年三月三一日に
県令を依願免官となるまでの約三年七ケ月(途中、太陽暦への改暦あ
り)の間、本県のトップの座を占めたのである。
ここで、二つ確認したい点がある。一つは、内田の地方官最初の官
名である。実は、戦前の『石川県史』(32)や『石川県史料』(31)など
では、明治四年八月一五日に任命された内田の官名が金沢県大参事と
なっている。そのため、本県の通史をあつかった書籍なども、金沢県
大参事と記されるのが通例である。しかしながら、内田自筆の履歴の
ような本県の編纂史料以外の史料を検討すると、金沢藩大参事が妥当
である(33)。ちなみにここで気になるのは、廃藩置県後、いつの時点
まで「金沢藩」が暫定的にしても存続したのかであるが、布達など諸
史料の不足からはっきりした日付は分からない。なお、同四年九月五
日付で大久保へ宛てた内田書簡の署名は「金沢県内田大参事」(33)と
なっていることから、九月初めまでには金沢藩の名称は無くなってい
るといえよう。この事実は、旧金沢藩をそのまま継承した金沢県が、
同四年一一月二〇日付で富山県・大聖寺県ともども廃止されて加賀一
国を管轄する新しい金沢県が設けられ、内田が参事に任ぜられるより
も前のことである。
二つ目は、内田の在職期間である。当時の各府県長官在職期間の傾
向を示せば、明治五年まででは任期一年以上に達する者は半数以下で
あり、翌六年に至っても在職三年未満の者が全体の七九パーセントを

のである。この回顧録は、石川ルーツ交流館開設のための調査で初め ほしい」と。必死の説得に対して、内田が赴任を受け入れたというも

て県内に紹介され、ルーツ交流館発行の書籍にも記述の一部分が引用

令はとても務まらない。私を助けると思って金沢への赴任を承諾してした。「今の私(有馬)では学問が不足している。この力量では、県
有馬の赴任を要請する。この事態に有馬は、以下のごとく内田を説得
た内田は断固拒否した。窮した西郷は、有馬しか人材がいないとして
大参事になって行く様にとの内命を伝えたところ、剛直で有名であっ
る。廃藩置県後の明治四年八月、内田へ西郷が命令的口調で金沢県の
もう一つは、旧薩摩藩士有馬純雄が回顧録の中で記したものであ
として評価の高かった鹿児島出身の内田政風に白羽の矢が立ったとい
の紹介で佐賀出身の左院副議長江藤新平に会い、江藤の斡旋で実務派
藩置県後参議となっていた高知出身の板垣退助に掛け合い、その板垣
運動は以下の通りである。旧金沢藩士族の陸義猶や杉村寛正らが、廃
と鹿児島士族双方の回顧談を紹介したい。まず、金沢士族による招聘
次に、内田が金沢へ赴任することになった背景について、金沢士族
田がお飾り的な存在の人物ではなかったという点があげられる。
田県政の時代は全国的に見ても長期間であったといえるとともに、内
任期例」が出され、以後は短期間の任用者が減っている。つまり、内
県長官の地位が不安定であった。その克服のため、明治九年に「県官
占めている (ヨ)。廃藩後の府県草創期には統廃合も続いており、各府

-57 -

されている (35)。
以上の事実から、地元側の運動もあったろうが、陸が私淑していた
とされる西郷や桐野利秋らとは、同じ鹿児島士族でも明らかに異なる
人脈に位置する久光側近の内田が選ばれたことについては、やはり維
新以前の京都での実績や、廃藩置県以前の新政府での地位が新政府と
は微妙な関係にあった巨大藩・金沢の新統治者に相応しいし、また官
制改革を名目とした政変で、政府の中枢から退けられた内田の処遇と
しても妥当だと、政府首脳部が考えた結果と指摘されている (ハ)。つ
まり、内田の人事は左遷に近いという評価である。しかし、有馬の回
顧録を再検討すると、上記の西郷・内田・有馬のやり取りの後に「一
体内田さん斗りでなく、維新当時の鯁骨漢は大抵落伍者と為って仕
舞った。内田さんなどは両島津公爵家から、叙位の御申出でが有った
に拘らず、どこか知らん中途で揉み消されたとのことを確聞して居る
が、ソー迄意地悪く維新の功臣を葬らなくても宜さそうなものだ」と
の記述があり、内田赴任の話は維新の功臣を体よく葬った事例として
紹介されているのである。
有馬の内田に関する回顧談には、別の史料もある。有馬が政風の息
子政彦に宛てた大正二年(一九一三)の書簡で、前掲の内田政彦「我
可父乃俤」に綴られている(33)。その書簡でも内田の県令赴任の顛末
を政彦に書き送っているが、内田の人となりを伝えることを目的に記
されている。要約すると、内田は薩摩藩出身者の年長者として西郷、
大久保と頭角を並べていた。西郷・大久保は新政府の立役者である

る。 突した。それに比べて、大久保は注意深く内田と接していたという。 が、 実務家としての人材が不足していたことが読み取れる。また、先に見 調されている点は見過ごせない。 廃藩まで成し遂げた新政府の中心である薩摩の名折れとなることが強 馬が県令となって旧大藩を治めきれない事態となっては、王政復古 務に明るい県令適任者として、岩下方平と内田政風二人の名前があが 金沢士族が上京し、陸軍少将桐野利秋と面談。 分が確認できる。 注目したいのは、内田の県令赴任の顛末で、先の回顧録に未記載の部 西郷は時に無礼な振舞いをすることがあり、 とも併せて考えると、久光側近の内田を「左遷」したとする見方は たように、内田自身が しかいないとなったという。その後の顛末は回顧録と大差ないが、 に懇請する。 この書簡からは、廃藩後の政府の中で旧薩摩藩出身の人材、 陸らは、この二人の内一人をぜひとも県令に任じてほしいと西郷 内田は政府の人というより薩摩藩の人であったと評価している。 しかし、岩下はすでに大阪府大参事となっており、 それは、 〈藩臣〉 明治四年に長谷川準也、 身分から 〈朝臣〉 剛直な内田とは時に大衝 鹿児島士族のうちで実 化を希望していたこ 陸義猶ほか数名の 就中、 内 有 Ē

を求めて盛んに政治活動をする明治七~八年の状況を先取りしすぎて いるようにも考えられる 慎重を要すると思われる。 後述するように、 久光が現政権の大臣排斥

大蔵省

(大蔵卿大久保は外遊中で不在)

は、

長州閥の大蔵大輔井上馨

当時

の

い政治力学が大蔵省内で働いた可能性が指摘されている (4)。

のもと、

薩摩出身の大蔵少輔吉田清成や大蔵権大丞松方正義が実務を

前、下ハ能登諸浦通舟等、地理十分ノ場所」であるからとした。そし	川町」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ管下	との希望を述べ、候補地を「能美、石川両郡ノ際、手取川ノ下流、美	テ衆庶ノ便ニ就キ、且、安逸ノ遊民ヲ振起シ他日ノ苦情無之様仕度」	澤ハ加賀一圓ノ中央ニ無之候故、布令宣諭ノ都合モ不宜、幸ニ移廳シ	民ノ方向ヲ転セシムルコト甚タ難シ」い状況である。そのため、「金	スルコト目前ニアリト雖トモ、従前奢侈ノ舊習一時洗滌不致テハ、愚	へ移散シ、市中自然衰微ニ趣(赴)キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難ヲ生	成候ヘトモ、既ニ分縣相成候上ハ授産ノ方法ニヨリ追々士族卒モ各所	以、十ニ七八ハ無産ノ人民、身ヲ労セス活計相営、自然輻輳ノ地ト相	状況を次のように記した。「数多ノ士族卒モ群居シ其給禄等ノ潤澤ヲ	置候政廳」であるため金沢を離れたいと記す。内田は、当時の金沢の	上記の管轄替えによって、「元来金澤ノ儀ハ加越能三州總轄ノ折、据	である史官)へ願い出た (33)。	を受けた内田は、一二月に県庁所在地の移転を政府(太政官の事務局	り、能登国全域と越中国射水郡が新設の七尾県の管轄となった。これ	一一月二〇日付で管轄替えが行われ、加賀一国を管轄することにな	た公文書から見てみたい。金沢県は、内田が赴任した直後の明治四年	ここでは石川県の成立過程について、内田が中央政府とやり取りし	2.石川県の成立過程
		町」とした。	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ管希望を述べ、候補地を「能美、石川両郡ノ際、手取川ノ下流、	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ管希望を述べ、候補地を「能美、石川両郡ノ際、手取川ノ下流、庶ノ便ニ就キ、且、安逸ノ遊民ヲ振起シ他日ノ苦情無之様仕度	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ管希望を述べ、候補地を「能美、石川両郡ノ際、手取川ノ下流、庶ノ便ニ就キ、且、安逸ノ遊民ヲ振起シ他日ノ苦情無之様仕度加賀一圓ノ中央ニ無之候故、布令宣諭ノ都合モ不宜、幸ニ移廳	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ希望を述べ、候補地を「能美、石川両郡ノ際、手取川ノ下流加賀一圓ノ中央ニ無之候故、布令宣諭ノ都合モ不宜、幸ニ移方向ヲ転セシムルコト甚タ難シ」い状況である。そのため、	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ希望を述べ、候補地を「能美、石川両郡ノ際、手取川ノ下流庶ノ便ニ就キ、且、安逸ノ遊民ヲ振起シ他日ノ苦情無之様仕加賀一圓ノ中央ニ無之候故、布令宣諭ノ都合モ不宜、幸ニ移方向ヲ転セシムルコト甚タ難シ」い状況である。そのため、コト目前ニアリト雖トモ、従前奢侈ノ舊習一時洗滌不致テハ	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ希望を述べ、候補地を「能美、石川両郡ノ際、手取川ノ下流方向ヲ転セシムルコト甚タ難シ」い状況である。そのため、コト目前ニアリト雖トモ、従前奢侈ノ舊習一時洗滌不致テハ散シ、市中自然衰微ニ趣(赴)キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシカシ、市中自然衰微ニ趣(赴)キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難や、市中自然衰微ニ趣(赴)キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難へトモ、既ニ分縣相成候上ハ授産ノ方法ニヨリ追々士族卒モヘトモ、既ニ分縣相成候上ハ授産ノ方法ニヨリ追々士族卒モ	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシカシ、市中自然衰微ニ趣(赴)キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難か、市中自然衰微ニ趣(赴)キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難和賀一圓ノ中央ニ無之候故、布令宣諭ノ都合モ不宜、幸ニ移加賀一圓ノ中央ニ無之候故、布令宣諭ノ都合モ不宜、幸ニ移加賀一圓ノ中央ニ無之候故、布令宣諭ノ都合モ不宜、幸ニ移力が支援、市中自然衰微ニ趣(赴)キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難キモ、ビニンが、市中自然衰し、	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシキニ七八ハ無産ノ人民、身ヲ労セス活計相営、自然輻輳ノ脚や、市中自然衰微ニ趣(赴)キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難や、市中自然衰微ニ趣(赴)キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難や、日間ニアリト雖トモ、従前奢侈ノ舊習一時洗滌不致テハカト目前ニアリト雖トモ、従前奢侈ノ舊習一時洗滌不致テハートモ、既ニ分縣相成候上ハ授産ノ方法ニヨリ追々士族卒モキロノ便ニ就キ、且、安逸ノ遊民ヲ振起シ他日ノ苦情無之様仕	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ 「とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ 」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ 」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニシレントリンは、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシニとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシーとした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ 」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ 」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ 」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ 」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ	」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ 」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ 」とした。その理由は、「海岸ニ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ

県名は不許可となった背景に、内田の願書の趣旨をすんなり通させな た。そのため、「石川郡ノ分ノミ美川町ノ稱ヲ存シ、能美郡ノ分ハ依 とした。不可となった最大の理由は、 可」と内田の移庁理由に賛意を表している。 都合モ宜シク可有之、 そこでは、「金澤縣参事願ノ趣参考仕候処、将来彼地衆庶ヲ按 上ハ金澤・大聖寺ノニカ所ニ出張所ヲ置キ事務取 石川縣卜改稱之事。但、 舊湊村ト相唱可」との町の区画と名称についての行政指導も付け加え ためとした。具体的には、「美川町ノ儀ハ、 同意を示さず、「美川縣ノ稱ハ不都合ニ付、 しないように進めたいとの意向も添えていた。 依舊湊村ト相改候事」という文章を付加している。 て出している。そして、政府が発給する御布告案として、「金澤縣 ニ亙リ、 T, 元湊村ヲ合併シ、 以上のように、美川町へ移庁願は認められるものの、 内田の移庁願いは、 翌五年一月二八日、 境界取調等ノ節、 去未(明治四年)三月ヨリ相唱候儀ニテ、一市両郡 Щ, 地方行政を管掌していた大蔵省での検討 以下の答申が出された (4)。 縣廳ハ美川町元本吉村ニ被置、 不都合之廉モ可有之」としたものであ 運輸ノ便モ得可申候間、 町の境界調査で不都合が生じる 石川郡元本吉村ト能美郡 石川縣ト改稱致シ可然_ しかし、 捌 願ノ通移廳相成 県名の提案には き、 美川 能美郡美川町 混乱が 「県という 撫 … スル 発生 を 0

、え依っ郡 — 59—

指導する体制で、久光・忠義父子に近い立場の内田とは異なる政治路
線集団といえることも加えて指摘できる。しかし、当時の府県統廃合
の基本方針として原則県名については県庁所在地の郡名をとるとして
いる点から考えると(2)、深読みの感もあろうと思う。
ここで、廃藩置県後の府県統廃合と県名について、石川県以外の事
例も含めて検討したい。その時よく出される説が、維新の際、朝敵藩
や日和見だった藩には、旧藩の名称や城下の名称を採用させない方針
を政府が持っていたとする説である。しかし、この説は明治大正期に
活躍したジャーナリスト・宮武外骨の著述を根拠としており(3)、再
検討が必要であると考える。
明治四年一一月、府県の統廃合が行われ、それまでの三府三〇二県
が一挙に三府七二県となった。この統廃合の過程には、王政復古やそ
れに続く版籍奉還、廃藩置県に際して功労のあった有力大藩への配慮
と妥協がなされている。例えば、同年八月に参議の木戸孝允が、鹿児
島藩を三つ、山口藩を二つ、金沢藩を三つにそれぞれ分割する区画案
を提示し、それは大久保や西郷も同意していた。その後、九月に大蔵
省が三府七三県とする原案を作成し、閣議でさらなる修正が加えられ
た。その過程で、鹿児島藩を三分、山口藩を二分するという企図は、
木戸自らの出身藩においてすら実施できず、それは有力大藩への配慮
と妥協が存在したからである。例えば、山口県は当時全国最大の八九
万石の大県となっている。また、三二万石と縮小した鹿児島県ではあ
るが、長官は旧薩摩藩士大山綱良が勤めている (4)。この指摘に異存

なく、 という要素をたくみに組み合わせて、 する地方官側の願いを反映したものであったと見ることができる。そ する政府の意図が存在するとともに、 以上のごとく県名の変更は、 あったが、 列藩同盟の盟主であった仙台では、 羽県への変更が出願されている。 残されたにもかかわらず、 福井藩出身の村田氏寿が長官を勤めた福井県では、 "福井" 県庁所在地の郡名という原則を持ちながらも、 ①三〇~四〇万石程度の規模、 割されたことを重視したい。この時、 はないが、 置説は後年のものと言えよう。 もあわせて考慮すれば もそも、 長州出身者ではない いかと考えられる。先ほどふれた八九万石の山口県であるが、長官は くことになるが、 ついては、 こうして明治五年二月、 政策の実施過程を通じての選択がかさねられて進んでいること 明治初期の地方統治や戸籍編成、 新政府において当初からプログラム化されていたわけでは 仙台県から郡名を用いた宮城県への変更が出願された (4)。 さらに付け加えるならば、 直面した課題は、 (旧幕臣、 (46) 同地出身の村田からわざわざ郡名である足 加賀国 維新の際の朝敵・日和見藩 旧藩の影響力をできるだけ排除しようと ②長官人事は他府県出身者、 静岡県士族の中野梧一)。また、 東北の大藩であり、 やはり旧大藩がかかえていた元武 円を管轄する石川 栃木県士族の塩谷良翰が長官で 統治の 金沢藩が木戸の区画案通り三分 同時に諸事一新を推進しようと 政府は府県の区画については 地租改正などの諸事改革に "実験" をしたのではな 規模・長官人事・県名 「県が始 かつての奥羽越 への懲罰的措 の名前 ③県名は 動 して 越前 5 が

そこでは、やはり七尾県廃止・能登国編入の件をもって、「増管轄
五年、内田は政府に対して県庁の金沢再移転を願い出る(ミロ)。
は名ばかりで、朝令暮改との誹りを免れない状況であるが、さらに同
能登国が石川県へ編入されたことからもうかがえる(空)。諸事一新と
に設置された七尾県が一〇ケ月後の五年九月二七日付で廃止となり、
をえないといえよう。それを示しているのが、明治四年一一月二〇日
に城下町金沢をささえるためには能登・越中の生産力を背景とせざる
これでは県の財政が立ち行かないはずである。やはり、藩政期のよう
二万二七〇〇石から四六万四〇一〇石と半分以下となっている (#)。
名、卒族九九八六名に増える。しかしながら、管轄区域の石高は一〇
日、金沢県に合併)から引き継いだ者を合わせて、士族は七四五二
四七四名であったが、翌五年には、旧大聖寺県(同四年一一月二〇
いた。廃藩直後に金沢県が管轄していた士族は七〇七七名、卒族は九
廃藩置県により、士族・卒族の家禄の支給が諸府県の事務とされて
న్త
れていたのである (4)。つまり、士族対策が優先されているのであ
に内田の実印が捺されており、県令印の作成を待たずに交付が進めら
いた土地のものばかりであることや、通常なら県令印が捺される地券
治六年の市街地券の交付された地所が藩政期には武士の組地となって
市街地券(いわゆる壬申地券)の現存史料からもうかがえる。その明
手された地券調査に際して、内田の名前で石川県が発行した和紙製の
士である士族への対策であったと考えられる。この点は、翌六年に着

3.中央政府・内田県政・金尺士族	<i>د</i> .	した。なお、この何に県名の金沢復旧については盛り込まれていな	るを得ず、約八ヶ月間(実質移転からは半年)の美川県庁時代が終焉	ない状況であった (ы)。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めざ	追いつかず、藩政期の役所などを利用して仮庁舎でスタートするしか	衙 ・裁判所などの建物は、 矢継ぎ早に出される 改革指令にその 営繕は	事不都合ノ儀モ可有之」と記していることからうかがえる。当時、官	被置候ニ就テハ金沢其地位ニ可有之、且裁判所ト県庁ト懸隔候テハ百	校本部並裁判所」の設置を求められたためである。「殊ニ大学校等ヲ	もう一つの決め手は、政府各省が主導した近代化政策であり、「大学	無拠移庁ノ策ニ相及候」と説明している。そして、金沢への再移転の	分ノ際、従来三州ノ人民輻輳ノ気脈相絶」えていたため、「一洗ノ為、	ついては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三	県庁ヲ石川郡金沢ニ復帰仕度奉伺」と記した。次いで、先年の移転に	げている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略)
この向に県名の金沢復旧については盛り込まれていた。なお、この何に県名の金沢復旧については盛り込まれていなど、 、約八ヶ月間(実質移転からは半年)の美川県庁時代が終い状況であった(町)。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めい状況であった(町)。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めい状況であった(町)。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めい状況であった(町)。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めい状況であった(町)。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めいたがっかず、藩政期の役所などを利用して仮庁舎でスタートするしいつかず、藩政期の役所などを利用して仮庁舎でスタートするしいのがず、藩政期の役所などを利用して仮庁舎でスタートするしいかが、、 、 、 なお、この何に県名の金沢復旧については盛り込まれていた。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	した。なお、この伺に県名の金沢復旧については盛り込まれていな のいては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三 ついては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三 をう一つの決め手は、政府各省が主導した近代化政策であり、「一洗ノ為、 無拠移庁ノ策ニ相及候」と説明している。そして、金沢への再移転の に就テハ金沢其地位ニ可有之、且裁判所ト県庁ト懸隔候テハ百 です都合ノ儀モ可有之」と記していることからうかがえる。当時、官 事不都合ノ儀モ可有之」と記していることからうかがえる。当時、官 ですがず、藩政期の役所などを利用して仮庁舎でスタートするしか ない状況であった (回)。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めざ るを得ず、約八ヶ月間(実質移転からは半年)の美川県庁時代が終焉 した。なお、この伺に県名の金沢復旧については盛り込まれていな	での 「 に し い で お の た 、 約 八 ヶ 月 間 (定 弱 に に し た の 決 の ま に し た し た し た た た た た た た た た た た た た	ばている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略) がい状況であった(m)。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めざ ない状況であった(m)。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めざ がい状況であった(m)。この内田の再移転願は政府・大蔵省も認めざ だ本部並裁判所」の設置を求められたためである。「殊ニ大学校等ヲ 校本部並裁判所」の設置を求められたためである。「殊ニ大学校等ヲ 校本部並裁判所」の設置を求められたためである。「殊ニ大学校等ヲ 核置候ニ就テハ金沢其地位ニ可有之、且裁判所ト県庁ト懸隔候テハ百 事不都合ノ儀モ可有之」と記していることからうかがえる。当時、官 で、裁判所などの建物は、矢継ぎ早に出される改革指令にその営繕は につかず、藩政期の役所などを利用して仮庁舎でスタートするしか	追いつかず、藩政期の役所などを利用して仮庁舎でスタートするしかで、裁判所などの建物は、矢継ぎ早に出される改革指令にその営繕は、「「ている」と記している。そして、金沢への再移転の無が、後来三州ノ人民輻輳ノ気脈相絶」えていたため、「一洗ノ為、、なが、「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	「行ている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略) 「行ている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略) 「でいては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三 たう一つの決め手は、政府各省が主導した近代化政策であり、「大学 大学校本部並裁判所」の設置を求められたためである。「殊ニ大学校等ヲ 校本部並裁判所」の設置を求められたためである。「外ニ大学校等ヲ 校本部並裁判所」の設置を求められたためである。「小洗ノ為、 第不都合ノ儀モ可有之」と記していることからうかがえる。当時、官 「市 「市 「市 「 「 「 」<	事不都合ノ儀モ可有之」と記していることからうかがえる。当時、官 被置候ニ就テハ金沢其地位ニ可有之、且裁判所ト県庁ト懸隔候テハ百 、従来三州ノ人民輻輳ノ気脈相絶」えていたため、「一洗ノ為、 のいては、金沢が「凡十有余万ロノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三 もう一つの決め手は、政府各省が主導した近代化政策であり、「大学 校本部並裁判所」の設置を求められたためである。「殊ニ大学校等ヲ 校本部並裁判所」の設置を求められたためである。「殊ニ大学校等ヲ がで、先年の移転に げている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略)	被置候ニ就テハ金沢其地位ニ可有之、且裁判所ト県庁ト懸隔候テハ百ついては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三ついては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三キラ一つの決め手は、政府各省が主導した近代化政策であり、「大学もう一つの決め手は、政府各省が主導した近代化政策であり、「大学が、後来三州ノ人民輻輳ノ気脈相絶」えていたため、「一洗ノ為、 (中略) (げている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略)	校本部並裁判所」の設置を求められたためである。「殊ニ大学校等ヲついては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三ついては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三にすつの決め手は、政府各省が主導した近代化政策であり、「大学もう一つの決め手は、政府各省が主導した近代化政策であり、「大学が教庁ノ策ニ相及候」と説明している。そして、金沢への再移転のがいては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三でいる。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略)	もう一つの決め手は、政府各省が主導した近代化政策であり、「大学無拠移庁ノ策ニ相及候」と説明している。そして、金沢への再移転の分ノ際、従来三州ノ人民輻輳ノ気脈相絶」えていたため、「一洗ノ為、「「ア石川郡金沢ニ復帰仕度奉伺」と記した。次いで、先年の移転にげている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略)	無拠移庁ノ策ニ相及候」と説明している。そして、金沢への再移転の分ノ際、従来三州ノ人民輻輳ノ気脈相絶」えていたため、「一洗ノ為、『「テヲ石川郡金沢ニ復帰仕度奉伺」と記した。次いで、先年の移転にげている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略)	分ノ際、従来三州ノ人民輻輳ノ気脈相絶」えていたため、「一洗ノ為、ついては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ侯処、廃置県三県庁ヲ石川郡金沢ニ復帰仕度奉伺」と記した。次いで、先年の移転にげている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略)	ついては、金沢が「凡十有余万口ノ人家稠密ノ土地ニ候処、廃置県三県庁ヲ石川郡金沢ニ復帰仕度奉伺」と記した。次いで、先年の移転にげている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略)	県庁ヲ石川郡金沢ニ復帰仕度奉伺」と記した。次いで、先年の移転にげている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略)	げている。そして現県庁の美川は、「加能両州ノ中央ニハ無之(中略)	

ロシ政府 ŀ ł ļ いたこち

をうかがってみたい。 ここでは、県令時代の内田が政府要人へ宛てた書簡から、その県政

並びに大久保利通、得能良助、伊集院直之助 まずは金沢へ赴任して間もない明治四年一〇月五日付で、 (兼寛)に宛てた書簡で 西郷隆盛

三メートルにも及ぶ長文のものである (22)。 なお、当時大久保は大蔵
卿の地位にあり、得能・伊集院はその下僚として大蔵省に出仕してい
た旧鹿児島藩士である。内田は金沢の状況を以下のように記し、「人
物少くいまた半開ニも不至」と報告している。
「一躰遊堕ニ而進テ事を尽候人気ニ無之哉ニ被察申候、畢竟是迄
平士卒ニ至ル迄各藩ニ比候ヘハ過禄ニ而官禄ヲ不仰候而も銘々活
計出来申処よ踏込勉励スルもの無之(中略)是等ハ天下之大藩ニ
而内のミ知リ各藩と親ミヲ不付、所謂井蛙論故ニ事情を不知もの
と相見得申候」
更に内田は、上記のような状況に対して思い切った対処を怠ってきた
藩庁、就中、旧藩主へ対して、「百万石之知事さえ今日如キヲ不知、
おのれか活計のみヲ心配今日之形勢ヲ不弁ハ志之小なるゟ起候儀ニ而
此末沸騰ヲ醸候而も程之しれたる事欤、実は一笑すへき事無申迄不便
といふへき欤ニ御座候」と記して批判を加えている。
続いて本題の一つ目は、県官人事について大きな入れ替えを行った
ことを報告している。
「然は過日申上候通当県其後判任以下之黜陟、追々相始り登庸之
面々は兼而実着之向取調相成、(中略)此度出仕之坪之内金吾
(坪内全吾)、藤勉一(杉村寛正)之両人、権大参事江 宣下県庁
ゟ申上候付速ニ被命候様御願申上候、小参事等之儀彼是吟味ニ相
成候処、是迄大属ハ不残免職ニ相成、新ニ登庸相成候処いまた日
数も不立内亦其内ゟ小参事等ニ願立候而ハ人気折合ニも関係いた

冀くは常年通施行御聞済若無御免候得は、右六万石ニ応し公金拝
難渋実ニ救ふへからさるニ立到り此末何様之難到来も難斗、依之
シいまた一粒之米券出さるゟ県下追々米相場下落ニ相成、四民甚
之大策ヲ立、夫ニ而諸色釣合ヲ仕置候(中略)当年は御主意ヲ奉
年々七月ゟ十月迄ニ割合出シ、夫レヲ以テ私幣ヲ引占メ県内平均
之洪沢を仰ン為ニ御座候ハヽ、元来当県ニ従来金六万石之米券ヲ
(中略)必至之県難下民目今難渋する之情難捨置儀、夫等大政府
「三宅幹(金沢県平民)過日出仕被仰付候人ニ御座候、此度出府
めてほしいと記し、説明のため県官員を東京へ派遣するとしている。
く、旧藩以来の「米券(米切手)」発行もしくは同額の公金拝借を認
模を誇った城下町で大消費都市であった金沢の経済状況が思わしくな
本題の二つ目は、経済問題である。江戸時代には三都に次ぐ人口規
している。
筈ニ而未明より俱々出張之賦御座候」とあり、内田が軍事調練を視察
之面々憤発兵隊之取仕立等ハ感心之訳ニ御座候、明六日は惣調練有之
評価される鹿児島藩の改革であった。内田の書簡にも、「此度ハ有志
は門閥の徹底的打破からはじまった下級士族中心の藩政クーデターと
彼らが内田を奉戴して県政の刷新をめざしたが、そのモデルとしたの
た。先に見た、内田の招聘運動の際にも登場した陸義猶らとともに(※)、
権大参事に就いた杉村・坪内らは、旧金沢藩兵の下士官・将校であっ
ハ欠キ置、追而人選可致方ニ談相成申候」
し、只名目のミ相替事実上よすへ而は有名無実ニ付、暫時少参事

追伸部分では、「人之望と申ものハ様々ニ而我々式之及候処ニ無之、大久保に対して「此上之御美政、管只奉渇望」と記している。そして

(義猶)大属是ハ正廟(県庁)ニ相勤ル人ニ而矢張正義之巨魁とも可二二〇目は、大久保ら政府要人への面会希望の仲介である。二今度陸
出府ニも縷々申上候通ニ御座候、何卒冝敷御含御仁慮被成下度偏
「然は国幣一条切迫之事情も御座候、過日三宅幹(金沢県平民)
題である。
本題の一つ目は、引き続き「国弊(米切手)一条」、つまり経済問
びに得能、伊集院、松方正義に宛てた書簡を見てみたい(カカ)。
次にこの書簡の一〇日ほど後の一〇月一六日付で、内田が大久保並
座候」
ミるとやら夫さえ出来さるハ何之罰ニ可有之哉と甚困窮此事ニ御
儀ニ而甚難渋(中略)空さえ相見得不申位罪なくして配所之月を
し、軒端分外ニ突出故何方も暗室東京辺と大ニ趣キ相変居不居馴
「昨四日僕偶居相渡引移申候、元来当所之家作雪を防ヲ専といた
は異なる北陸の風土に困窮している様子がわかる。
三つ目は内田自身の近況報告であるが、故郷鹿児島や京都・東京と
県の財政が逼迫していたことがうかがえる。
る(ハコ)。禁止されたことをあえて復活させてほしいと嘆願するほど、
して、すでに同四年四月四日の太政官布告で米切手の発行を禁じてい
赤字を補っていた。しかし、新政府は正規通貨の流通の妨げになると
藩政時代は各藩が年貢の米を見込んで米商人に米切手を発行して財政
借願両様之一ツハ是非とも免許不相願而ハ瓦解可致」

い書簡である。	「大方雨残ニ而不遠水雪降り寒ニ近ク相成候得は、積雪山ヲうす御用閑ニは拝謁被仰付御教諭ヲ蒙リ度含ニ付御繁務中ニは可被為在候御用閑ニは拝謁被仰付御教諭ヲ蒙リ度含ニ付御繁務中ニは可被為在候たいため、「先生方(大久保ら)江も罷上り伺度との談ゟ被罷出候付
---------	--

-63 -

シンドオファ こにアン	
迎えられたが、さらなる	三.県令辞任後の内田攻風
なった。政府首脳の補強	
かれた木戸孝允が政府な	の中央―地方関係を示しているといえる。
西郷隆盛、板垣退助らが	は、地方の相対的自立傾向としてとらえることができ、明治初期固有
た。いわゆる「大阪会議	のことは、中央政府と地方政府(県)の政治力学の双方向性、もしく
さて中央政府へ目を転	基づいた地域性に依拠して県の行政を行ったと見ることができる。こ
も看過できない。	含めた政府の開化政策を遂行しつつも、権限の許される範囲で旧慣に
「明治八年石川県政変」	は、中央政府の官僚の一員である地方長官として太陽暦の導入なども
策であった地租改正事業	城下町金沢の具体的状況の一端を知ることができよう。その中で内田
を除きほとんどが県官車	以上、ごく限られた史料からの検討ではあるが、廃藩置県直後の旧
けであるが、忠告社は内	に働きかけたことにより実現したと考えられている (3)。
たように内田の与党であ	る。この資金提供は、内田が同郷の大久保の主導で設立された内務省
令を辞したことから石田	ら、五〇〇円は石川県から給付された士族授産資金であったことであ
もに(③)、内田の役割に	いるが、注目したいのはその資本金三万円の内、二万円が内務省か
は、中央政府での久光の	翌七年には、士族授産事業の一つとして金沢製糸会社が設立されて
れるまで、内田は久光の	も、内田の下に政治情報が集まっていたこともうかがい知れよう。
津久光の動向があったり	望んで敗れた西郷の事を「甚御気毒」と評している。金沢にあって
一〇月一九日に免ぜられ	本人之願甚御気毒奉存候以上」と記し、朝鮮使節としての派遣を強く

の中央政府での活動を補佐している。ここで れているが、内田の県令辞任の背景には旧主島 哦」である。 明治六年の 征韓論をめぐる対立で と指摘されており (5)、 によって木戸、板垣が再び政府に復帰し、政府 「策として同六年末には久光が内閣顧問として を去って、 が下野し、さらに台湾出兵をめぐって意見の分 私じると、同八年二月に政局の大変化が見られ **耒**が停滞、 8った忠告社幹部の多くが県官吏でもあったわ 1に任命されていた久光の意向は、この合意と a 補強措置が伊藤博文、井上馨らによって画策 くの地位を去った。 こ田の後任の権令桐山純孝と対立し、 導入が合意事項になったのである。 、同八年のはじめ、 と呼ぶことができるような様相であったこと 「県庁内の人事にも影響がおよんだ。先にも見 ついても見ていきたい。 動向を先行研究によって簡単に確認するとと 政権の中心は大久保が担うことに 混乱する事態も起こっており (6)、 大久保・木戸・板垣が大阪 加えて、当時県政の重要政 実際に御用滞在が解か なお、内田が突如県 しかし、 稲垣義方

以後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は、	の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが (22)、	潘置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇	朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廃	内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之	長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。	が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年	児島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどした
に見た戊辰戦争凱旋兵士たちの無秩序な振舞いと下級士族による鹿児全国の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地かさ趣味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分制古趣味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分制さ趣味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分制で、 を払しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先でわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐でしたものである。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐であり、久光にとっては、先	た戊辰戦争凱旋兵士たちの無秩序な振舞いと下級士族による鹿 かっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や人光の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は	た戊辰戦争凱旋兵士たちの無秩序な振舞いと下級士族による鹿の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力にしょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、 りつている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持 たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持 の世にとって服制改革は、外見から身分 たものである。実は、服装は単なる装いの問題や久光の (2)	た戊辰戦争凱旋兵士たちの無秩序な振舞いと下級士族による鹿た戊辰戦争凱旋兵士たちの無秩序な振舞いと下級士族によっては、低制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は见島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天	た戊辰戦争凱旋兵士たちの無秩序な振舞いと下級士族による鹿 た戊辰戦争凱旋兵士たちの無秩序な振舞いと下級士族による鹿 しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、 しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、 しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、 職類ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、	内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之」とある。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐にした服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に主きしたものである。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐にあっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐さ趣、彼の建白書が届いていた(W)。興味深いのは、久光が特に服制にこだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐にしょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、施設しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先を払しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、知道の支援の建立によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之の一環であり、久光にとっては、先を払しょくする「四民平等」の策の一環であり、久光にとっては、施設しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、第1000年により、1000年	長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言」とは、廃 離麗県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇 藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇 アクローンの信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は、 以後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は、 以後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は、 ら多数の建白書が届いていた ⁽³⁾ 。興味深いのは、久光が特に服制に こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 古趣味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分制 さ趣味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分制 のなしょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先	た見た戊辰戦争凱旋兵士たちの無秩序な振舞いと下級士族による鹿児 しよくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先 を払しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先 を払しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先
しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分わっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の数の建白書が届いていた ^{(G)。} 興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に	しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、数の建白書が届いていた ⁽³⁾ 。興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は	しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、 児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 中っている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の がした服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に なの建白書が届いていた ^{(2)。} 興味深いのは、久光が特に服制 の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地 たものである。実は、服装は単なる装いの問題や久光の かっている点である。実は、服装は単なる表いの問題や久光の りっている点である。実は、服装は単なるまいの問題や久光の りっている点である。実は、服装は単なるまいの問題や久光の しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、	しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、 児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(²⁰ の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地 の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地 の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地 の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地 の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地 たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持 たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持 たものである。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、	内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之の正だわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐したものである。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐したものである。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐したものである。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐したわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐さ都味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分制でしたのでした。	長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。	を払しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 時職頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無之 朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無之 朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無之 の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 、 の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 、 にとものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ 張したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ でわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 を払しょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先 のちょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先 のちょくする「四民平等」政策の一環であり、久光にとっては、先 の志したい。新政府にとって服制改革は、外見から身分制 ためのである。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐
味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分わっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光のひ士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に	味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分数の建白書が届いていた ⁽³⁾ 。興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は	味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分わっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の女が痛いていた ⁽²⁾ 。興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は見島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾	味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、歴の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天	味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は見島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天議顔ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、	古趣味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分制 「「「」」」である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 にした服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に主 の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 、 の鹿児島ごするである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ なのもとには各地か こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之	長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。	古趣味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分制 古趣味の問題ではない。新政府にとって服制改革は、外見から身分制 さあっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 たりのない。新政府の政策に対する不満を持つ したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ したものである。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 したものである。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 したした服制・兵制の復旧、総合して堅持され続けている。内容は、 の た が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年 が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年
わっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の数の建白書が届いていた ⁽³⁾ 。興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に	わっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の数の建白書が届いていた(^{33)。} 興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は	わっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の数の建白書が届いていた(⁶³⁾ 。興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持たした服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は見島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(⁶⁹)	わっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の数の建白書が届いていた(⁶³⁾ 。興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持たした服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は見後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天	わっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の数の建白書が届いていた(⁶³⁾ 。興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持たものである。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、		長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。	こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ く国の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地か ら多数の建白書が届いていた ⁽⁸⁾ 。興味深いのは、久光が特に服制に こだわっている点である。実は、服装は単なる装いの問題や久光の懐 したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ ましたものである。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年
数の建白書が届いていた ^{(ω)。} 興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に	数の建白書が届いていた ^{(E)。} 興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は	数の建白書が届いていた ^(E) 。興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ^(E)	数の建白書が届いていた ^(S) 。興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天	数の建白書が届いていた ^(E) 。興味深いのは、久光が特に服制の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地たものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ^(E) 議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、		ら多数の建白書が届いていた(¹⁸)。興味深いのは、久光が特に服制に ら多数の建白書が届いていた(¹⁸)。興味深いのは、久光が特に服制に い後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は、 四洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に主 正洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に主 の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(¹⁸)、 の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(¹⁸)、 の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(¹⁸)、 の鹿児島巡幸ののである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ 長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。	ら多数の建白書が届いていた(⁸³ 。興味深いのは、久光が特に服制に であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ 葉したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ 張したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 として堅持され続けている。内容は、 の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(⁸³ 、 の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(⁸³ 、 の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(⁸³ 、 の鹿児島巡幸ののなん、 の花(1) であったが(⁸³) であり、 のないた(⁸³)。 興味深いのは、久光が特に服制に には、 なかったようである。
国の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に	国の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は	国の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(2)	国の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天	国の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持着県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、	国し洋後鹿置朝内	全国の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地か内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言」とは、廃藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇が後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は、の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 、の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 、の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 、の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 、の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 、	全国の士族ら不平分子の有力な代弁者と目され、彼のもとには各地かである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ関議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廃離置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(%)、の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(%)、の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(%)、の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(%)、の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(%)、の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書である。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。
したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に	したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は	したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(2)	したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが (2)置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天	したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが (2)置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、	し洋後鹿置朝内	張したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言」とは、廃都置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇が後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は、の市山自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言」とは、廃すれたした服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に主い。	張したものである。当時の久光は、新政府の政策に対する不満を持つ内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言」とは、廃都議與ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廃都置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年の。
洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に	洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は	洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが (2)	洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが (2)置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天	洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、	洋後鹿置朝内	西洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に主内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言」とは、廃藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇をあり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。	西洋化した服制・兵制の復旧、税制の復旧、暦の復旧などを強力に主内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廃藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年
	後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。	後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが	後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けてい鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書でね置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行わ	後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが (8)置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、	後鹿置朝内	以後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は、内鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが ⁽²⁾ 、南田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言」とは、廃長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。	以後久光の信条・政治方針の核として堅持され続けている。内容は、内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言」とは、廃離置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廃が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年
の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが (2)、長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無之が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが (2)、	藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無之が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年の島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどした	朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廃長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年児島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどした	内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年児島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどした	り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどし	、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどし	島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどし	
の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(2)、 、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年 が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年 朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廃 覇議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廃 が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年 が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年 が、失敗に終わっている。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廃 都置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇	藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇時の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年期議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の周囲には、久光自身よりも年が、廃下の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後には鹿	朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、廃長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 長であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 の田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之 が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年 が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年 の所の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後には鹿	内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無之が、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも年児島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどした政府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後には鹿	り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかった敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京さ政策に不満をあらわにしていた久光であったが、	、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京さ府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、	島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京さ府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、	府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、
の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが(⁸⁾ 、 改府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、定本であり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである。 内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言』とは、廃 朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無之 朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無之 朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無之 の鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが、庭 藩置県後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天皇	後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天顔ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりもしたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにしたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに	頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりもしたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにしたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに	自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどし政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後にはしたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに	り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどし政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後にはしたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに	、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後には召喚したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに	島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどし府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後には召喚したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに	府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後には召喚したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに
鹿児島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが (®) 商の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、のため、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であったいる。当時の久光の周囲には、久光自身よりも、大敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも、大敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも、大敗に終わっている。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、内田自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言」とは、南議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、「日皇後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天朝議頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、のため、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東	後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも敗に終わっている。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無め、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東	頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどししたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにし、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東	自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどししたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにめ、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東	り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどししたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにめ、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東	、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも肩県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどし召喚したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにのため、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東	島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどし府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後には召喚したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにのため、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東	府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後には召喚したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにのため、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東
島巡幸の際、久光が天皇に差し出した意見書であったが (®) う、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである 敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったが、 の間には、 の代書での段階ですでに したといえる。 そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、 したといえる。 そもそも久光の同囲には、 の光自身よりも り、 したといえる。 をもそも久光の「十四ヶ 修建言」とは、 したといえる。 をもそも久光の の の にいなかったようである り、 したといえる。 としていた久光の の の の に いた の の の の の の に いた の の の の の の た の の の の に い た の の の た が の の の に し いた の 、 の り の の の た が の の た の の た が の の た が の の の の	後の明治五年、久光の不満を慰撫するために行われた明治天顔ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりもし、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようであるり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようであるり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようであるの履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言」とは、 り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようであるり、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったが、廃藩後にはしてといえる。たいも見たように、明治二年の段階ですでにしたといえる。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、	頗ル紛紜」とある。そもそも久光の「十四ヶ條建言」とは、 り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである 敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでに したといえる。そもそも久光の「十四ヶ條建言御採用無 り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである したしていた久光であったが、廃藩後には したといえる。	自筆の履歴書類によれば、「島津久光十四ヶ條建言御採用無り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりもしたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにしたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにした連携して大久保を中心とした現政府に揺さぶりをかける	り、政治力を持つ人材は内田以外にはいなかったようである敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりもつ策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後にはしたといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにめ、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東垣と連携して大久保を中心とした現政府に揺さぶりをかける	、失敗に終わっている。当時の久光の周囲には、久光自身よりも府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後にはのため、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東のた板垣と連携して大久保を中心とした現政府に揺さぶりをかける	島県令就任を望んで旧鹿児島藩士大迫貞清を上京させるなどし召喚したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにのため、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東た板垣と連携して大久保を中心とした現政府に揺さぶりをかける	府の政策に不満をあらわにしていた久光であったが、廃藩後には召喚したといえる。先にも見たように、明治二年の段階ですでにのため、久光は幕末期以来の自身の忠実な側近であった内田を東た板垣と連携して大久保を中心とした現政府に揺さぶりをかける

理された(明治八年一〇月政変)。しかし政府は久光の帰鹿を許さず、
との勅諭が下され、即日久光は板垣とともに辞表を提出、二七日に受
として、三条の免職を願い出た。最終的には同月二二日、罷免し難し
明治八年一〇月、久光は太政大臣三条実美を百官統括の術に乏しい
に西郷、板垣を参議に復職させようとしたが果たせなかった (🖏)。
あった内田を大蔵省に任用し、副島種臣(肥)を外務卿に任命、さら
排斥にあった。久光は彼らに替わる者として伊藤、当時石川県令で
権の中枢にある内務・大蔵両卿及び大久保に連なる鹿児島出身官僚の
(薩)、外務卿寺島宗則(薩)、租税頭松方正義(薩)らであり、現政
大久保だけではなく、大蔵卿大隈重信(肥)、大蔵少輔吉田清成
たという。「久光公人撰書」によれば、久光が排斥の対象としたのは
大久保が建言の実現を阻止した場合、新政権を組織しようと計ってい
「意見書」と「人撰書」を政府へ提出して自らの建言実現を要求した。
採用の方向へ動かすべく周旋した ""。久光はすでに明治七年五月、
旧大名(松平慶永、伊達宗城など)らを久光の元老院議長兼任や建言
内田は、現政府へ不満と危機感をもつ宮家(有栖川宮熾仁親王など)、
あった。
く、当時公卿や旧大名からなっていた華族層にも共有されるもので
いう危機感を持っていた。これは、久光のみが持った危機感ではな
藩で殿様がいなくなったわけであり、殿様の次は皇室も危うくなると
いる国体を破壊し、共和政治に転ずる危惧をいだかせたのである。廃
にとって現政府の「文明開化」政策は、わが国固有の美風とみなして

は、歩兵第七連隊に密偵として送り込まれた高橋維則大尉が西南戦争んに行ったか。金沢の羽沢を執告した書類も残されている。こそれ
いこ亍ったが、金尺り犬兄と根告した皆頁15巻きれている (?)。それの佐賀の乱以降、政府は警察組織や情報機関を整備して情報収集を盛
さて、いわゆる不平士族による最初の大規模反乱となった明治七年
党一色というわけではなかったことが興味深い。
が集まり護衛にあたっており ⁽²⁾ 、当時の鹿児島県内が西郷・私学校
子が桜島に避難し、西郷軍に投じなかった鹿児島士族一〇〇〇名以上
児島へ帰り、久光らへ復命している(コ)。五月二日には久光・忠義父
う「久光公意見書」の内容を陳述した。そして翌五月七日、無事に鹿
「今回戦争ノ原因ヲ公正ナル裁判ニ附シテ解決」するべきであるとい
副使として忠欽とともに四月一日、京都へ向けて鹿児島を出発し、
義は島津忠欽(久光の五男)を正使として派遣する。内田はこの際、
ため京都の行在所(京都御所)へ久光は島津珍彦(久光の四男)、忠
いことを確認した。これに対し久光・忠義父子は、勅使派遣の御礼の
光を鹿児島に派遣して、久光・忠義父子に西郷軍に荷担する意思がな
にも政治的にも迅速な対応で臨んだ。政府は三月八日、勅使・柳原前
筋ありとして率兵上京の途について勃発したが、政府はこれに軍事的
西南戦争は、同一〇年二月一五日、西郷ら私学校党が政府へ尋問の
ی (۵) ⁽
立銀行に対しても出金命令が出たが、内田が出金を断固拒否したとい
に西南戦争が勃発した。この西南戦争に際して、大山県令から第五国

中の様子を報告したものである。内容は、内田が県令を辞してから士

の

族結社忠告社の勢力が衰え、多数の党派に分裂していることを報告
し、注意すべき党派に「嶋田何某の徒」と記して石川県士族島田一郎
らの存在をあげている。西南戦争の翌年、政府の中心であった大久保
を暗殺した島田らを政府がすでに不穏な人物として警戒していたこと
がうかがえるものであるが (ヹ)、金沢の士族の一部が「夙ニ西郷桐野
篠原内田ヲ奉戴シ屡々通謀シテ義ヲ同フシ皆西郷以下ヲ信仰スル恰モ
神ノ如シ」と記しており、西郷ら私学校党とはあきらかに異なる人脈
にある内田の名前があがっている点は看過できない。これは密偵の誤
報などではなく、当時の内田は実際に監視対象とされ、その私信は検
閲を受けていた。明治一一年五月三一日に警視局権大警部奥村陟と警
部補木村定勝が出張先の石川県から、内務省警視局大警視(今の警視
総監)川路利良に送った報告書には、内田と同県不平士族の連携につ
いて、「内田政風え之音信方も探索仕候共(中略)既に昨十年春来頃
日迄之郵便書も委く相調候処、当県士族共より鹿児島表え指出有之書
状拾五六通有之候処、何れも嫌疑可致文通更に無之候」とあり、郵便
検閲が持続的に行なわれていたのである (2)。
その後明治一六年、島津宗家が所有する鉱山事業が暗礁に乗り上
げ、事業の近代化のため政府から拝借していた資金の返済のめどが立
たなくなった。この事態に島津宗家がとった策が、大胆にも大蔵卿の
現職にある旧藩士松方正義(当時伯爵)に相談をもちかけるというも
のであったが、当然それは大幅な家政改革を伴った。すなわち、内田
は翌一七年四月、「事故(理由)有之」家令職を辞職、以後、現職の

それは、 られる ⁽⁷⁸⁾。 事返済が完了しているが、政府から特別な措置が施されたものと考え らである (77)。 は、 す。 ろうことか株券が鉱山資本拝借金の抵当になっていた。 る が 力を効すほとんど十年、 下の記述がある。 る島津宗家の株券が登録できない事態となっては、お話にならないか 定されていた登録財産に第十五国立銀行の株券があった。 としての華族を存立させるための財産保護法であるが、 ていたが、 まま松方が島津家顧問となって改革が んとせしに、たまたま某伯等暗に同家家政に容喙し、 なお、 76 0 2筆頭株主である「第十五国立華族銀行世話役」 島津家に限らず当時困窮する多くの華族を救済し、「皇室の藩屏 翁慨然として曰く、 当時、 内田の家令辞職の経緯について、 同一九年に施行された「華族世襲財産法」である。この法律 政府にとっても完済させなければならない事情があった。 世襲財産法施行の一ヶ月前に、 島津宗家の政府からの拝借金の大半は返済不能となっ 内田は 島津公その恪勤を悦び、 ああ我が事止むと」 「島津公の家令となり、 進んだ。 政風死去時 (79 0 島津宗家の拝借金は無 以後内田 往々将に頼る所あら 爾来同家の財政上に を勤めることとな この記事中にある の新聞記事に以 私に翁を中 筆頭株主であ 島津宗家の予 は、 しかし、あ 島津宗家 傷

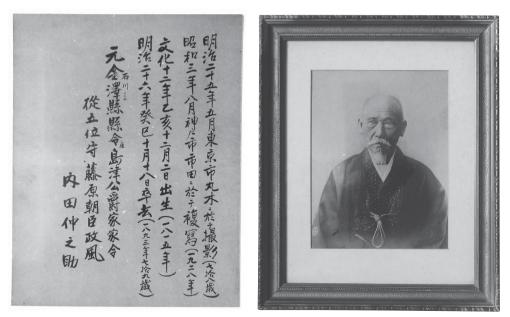
年七月二七日、第十五国立銀行世話役も辞し、 確執が生じたことをうかがわせる記述となっている。 「某伯」とは、松方正義のことを暗示しており、 鹿児島へ戻った (18)。 同年九月二八日 内田と松方との間に 内田は明 治二五 故郷

3

内田政風爵位請願、

恩典追願

内田没後の明治三一年一月から三月にかけて、政風への恩典追願も
翌月である一〇月一八日没した (22)。七九歳であった。
すでに内田は同二六年一月には「中氣症」を患っており、爵位請願の
前はない。
のお歴々が先輩の内田を推挙したのであったが、なぜか松方正義の名
却下となってしまった。上記のごとく、当時すでに授爵していた同郷
本田親雄(男爵)の連署で宮内大臣土方久元宛に上申するも、授爵は
(子爵)・大迫貞清(子爵)・仁礼景範(子爵)・海江田信義(子爵)・
田清隆(伯爵)・黒田清綱(子爵)・伊集院兼寛(子爵)・岩下方平
(宗家忠義・玉里家忠済、久光は二〇年一二月死去)の証明書と、黒
であったものが遅れて翌二六年九月一四日に提出された。島津両公爵
年〕」によれば(ハ)、内田の爵位請願は、同二五年一一月に提出予定
宮内庁宮内公文書館所蔵の「従五位内田政風勲功上申書〔明治二六
願準備のためだったのではないだろうか。
いが、なぜ最晩年になっての撮影を行ったのか。その理由は、爵位請
の肖像である。現在、この画像以外の肖像は県内でも確認されていな
真の裏書によって判明した。内田が七八歳の時であり、まさに最晩年
れている画像であるが、撮影時期や場所は当館所蔵の内田政風肖像写
は、戦前の『石川県史』に掲載されているものであり一般によく知ら
東京の丸木利陽写真館において肖像写真の撮影をしている。この肖像
内田は、第十五国立銀行世話役を辞職する直前の明治二五年五月、



写真裏書

内田政風肖像写真 (石川県立歴史博物館所蔵)

正をいただくことができれば幸いである。
人をあつかうことについては種々の議論がある点であり、大方のご叱
まえたうえで論じられるべきであろう。ただし、歴史研究において個
ない内田のような人物をあつかう場合は、その職掌やステータスをふ
られた史料の記述から検討を加えたが、これまで伝記が刊行されてい
まだまだ多く存在することは見過ごせない。もとより本稿ではごく限
都や東京を結び、政局の鍵を握るような重要な役割を担った人物が、
が多いが、当然の事ながら内田のように国元と政治の中心であった京
は、西郷隆盛や大久保利通などキャストを絞った形で論じられること
して大きな魅力をもつものであると考える。幕末・維新期の政治史
という歴史的変革を照射し、歴史をみる眼を豊かにする一つの事例と
の事績を検討するということにとどまらず、人物をとおして明治維新
あった旧薩摩藩のなかにあって、叙爵の恩典に浴さなかった内田個人

誈

(1)まず、 舎 過程と前田慶寧」 加賀・能登・金沢の地域史』、 る(宮下「明治初年加賀藩政における職制改革の特質」〔『☆伝統』の礎 また、宮下和幸氏も幕末維新期の加賀藩について精緻な研究を行ってい た『前田慶寧と幕末維新』(北國新聞社、二〇〇七年)があげられる。 の動向』(私家版、二〇〇二年)、同氏による最後の藩主の実像にせまっ 二〇一六年〕などがあげられる)。 徳田寿秋氏が年来の研究をまとめた『加賀藩における幕末維新期 〔明治維新史学会編 雄山閣、 森山誠一氏は、 『幕末維新の政治と人物』、 二〇一四年〕、同「加賀藩の政治 『石川県史 有志 第四

どまっている。 と地元士族との相関をあわせて紹介した。 越 Ŋ 編 藩」 矢となったのが、 位置を検討するに際しては、 Ш $\langle \cdot \rangle$ 『金沢星稜大学論集』第三六巻第二号、二〇〇1 第三五巻第 の 0 津久光を取り上げた研究についても、 る過程を取り上げ、 五年」などを参照)。 尾県の歴史的考察」 石川県の郡村統治」〔『日本海域研究』第四〇号、二〇〇九年〕、 察」〔『日本海域研究』第三七号、二〇〇六年〕、同 統治上の位置について検討を加えている また、 再検討が進んでいる。幕末期の研究では、 [能における幕末明治初期の藩県沿革について」〔『金沢経済大学論集』 「県」(『地域社会の史料と人物』、 T, 変わる時期の支配 年 (吉川弘文館、二〇〇四年)、 (同県、 奥田晴樹氏が一連の研究で、 である。この本格的な伝記研究に影響を受けて、 後述のごとく内田が終生仕えた薩摩藩の最高権力者であった島 三号、 九三 芳即正 二〇〇二年〕、 大参事、 〔『立正大学人文科学研究所年報』第五二号、 その中で奥田氏は、 ・行政区画の変遷について訂正を行った 年 『島津久光と明治維新』 以来誤述され続けた加賀藩から石川 刊行・活字化された史料を用いた考察にと のち県令に就任した内田政風の政治的位置 北國新聞社、二〇〇九年〕、 同 町田明広『島津久光=幕末政治の焦 初期府県制期の石川県が占めた全国 近年本格化したといえる。 「美川町の誕生時期をめぐって」 (奥田「石川県成立の歴史的考 廃藩置県後の石川県設置に至 しかしながら、 佐々木克『幕末政治と薩摩 一年 (新人物往来社、 「内田政風と初期石 などを参照)。 久光の人物像 内田の政治的 (_森· 同 「県へと移 その嚆 _____ ____ 同 Щ 「初期 -O Ŧ 加 次

舎 政 編 点 治構想について」 『幕末維新人物新論』、 (講談社、二〇〇九年)、 一〇一六年) などがあげられる。 (明治維新史学会編 昭和堂、 笹部昌利「島津久光 二〇〇九年)、家近良樹 次いで明治期をあつかった研究で 『幕末維新の政治と人物』、 異例の権威 「島津久光の (笹部 有志

> は、 本史研究』 八号、 刑部芳則 二〇〇八年)、 第六一一号、 「廃藩置県後の島津久光と麝香間祗候」 $\overline{\bigcirc}$ 久保正明 三年) 「明治六年政変後の島津 などがあげられる。 (『日本歴史』 ·
> 久光派
> 」 第七 。 日

2第八月 年、 た。 Ġ, に書き足されるなど非常に丁寧に認められている。 リ」とある。二文字目の 謝絶申モ却テ本意ニ悖」ることから自ら記載・進呈したことが分か ように出典が明示されていないが、森田宛内田自筆履歴書類の存在 小伝が掲載されている。小伝には、 の依頼を受けて森田が著したもの。 澤古蹟志』 図書館近世史料館所蔵 「森田柿園宛内田政風自筆履歴書類 覧他、 冊真ノ略書ニシテ政風心覚ノ侭ヲ記載シタルモノニ付、 冒頭には 森田が内田に対して履歴を所望し、それに対して内田が 歴史図書社刊行のものを参照) 漫ニ不寫様奉願候也。 /加州金澤 (金沢城及び城下の沿革・名跡などについて、 「其御縣々令奉職ノ縁ニ因リ、老拙藩勤等履歴御所望ニ預 /森田平次様」 〔村松文庫〕 御 は 東京ヨリ 「其縣々令」と一度書かれた後、 この当時の文献の多くがそうである 『拾塵雑録』 に、「石川縣令内田政風傳」 成立は明治三 〔明治二〇年八月〕」 とある。 ,内田政風 一四年。 に所収)。 また、 Ô 筆者は昭和五 (金沢市立 末尾には 旧藩主前 思召ヲ以テ御 森田柿園 「無下ニ御 /明治廿年 という 字間 田 金 玉 此 川

は 本稿中の内田政風の履歴に関わる記述については、 \tilde{o} 「森田柿園宛内田政風自筆履歴書類」による。 特に 断 らない 部 分

- 3 年 『明治ニュー 七二頁 ス事典 第五巻』(毎日コミュニケーションズ、 _. 九 八五
- 4 薩摩藩島津家の家臣団組織については、 郷 公論社、 大久保が属した御小姓与 一九六六年)一二~二五頁参照。 (他藩の徒士) 原口虎雄 ちなみに、 よりも上である 『幕末の薩摩』 内田の家格は (中央
- $\widehat{5}$ 内田政風の履歴については、 前掲の 「森田柿園宛内田政風自筆 履 歴書

12

ちなみに、

第

近衛忠房や関白二条斉敬ら公卿に諸大名を招集して衆議で征討問題を検

一次長州征伐問題に際して当時京都にいた大久保利通は、

(11)将軍家茂は、この一か月前の七月二〇日、大坂城中で死去した。	$\widehat{11}$
居中、仙台御留守居中、大広間席一統宛てで出されている。	
所蔵〔河地文庫〕所収)。松平修理大夫家来内田仲之助から加州御留守	
10)「薩摩藩より長州周旋依頼状〔七月〕」(金沢市立玉川図書館近世史料館	<u>10</u>
新の政治と人物』、有志舎、二〇一六年)参照。	
9)家近良樹「島津久光の政治構想について」(明治維新史学会編『幕末維	9
8) 註7。	8
堂、二〇〇九年)参照。	
~)笹部昌利「島津久光 異例の権威」(笹部編『幕末維新人物新論』、昭和	$\widehat{\mathcal{T}}$
などを参照)。	
近良樹『西郷隆盛 維新一五〇年目の真実』、NHK出版、二〇一七年	
者の関係が長年にわたって良好ではなかったことも指摘されている(家	
なみに西郷は、斉彬を敬愛するあまり久光を軽視しており、久光西郷両	
履歴にも、同様の記載がある(前掲内田政彦「我可父乃俤」参照)。ち	
b)前掲『明治ニュース事典 第五巻』七二頁。内田政風の爵位請願の際の	6
二〇年八月〕」を優先する。	
あるため、履歴の記載は前掲「森田柿園宛内田政風自筆履歴書類〔明治	
こまれているが、明治後期に爵位請願という目的の下に編まれたもので	
の。ここには明治二六、三一年に作成された政風の「履歴」が三種綴じ	
た関係者からの書簡やその写し、政彦の手になる覚書などをまとめたも	
三一年)の提出書類一式や島津両公爵の証明書の写し、政彦へ宛てられ	
ピーを所蔵。内容は、政風の爵位請願(明治二六年)・恩典追願(明治	
を歴任した内田政彦の手になる「我可父乃俤」(石川ルーツ交流館がコ	
類」以外にも現存する。内田政風の長男で、海軍軍人や佐世保市長など	

> 在邪昌河「蓋澤審二本公園牧り牧台均意覧」島聿家り『国事』と京り処志の政治家』、山川出版社、二〇〇九年、二四~三四頁参照)。討すべきであると盛んに周旋した(佐々木克『大久保利通 明治維新と

- 照。 「二号、二〇一七年)参 「13) 笹部昌利「薩摩藩二本松屋敷の政治的意義」島津家の『国事』と京の拠
- 乃俤」に所収)によれば、富山は内田の元家来であったという。 田政風の指示で新撰組、内情探索のため入隊したという。富山はのち、 「元益州藩士内田忠之介」正風殿履歴」(前掲内田政彦「我可父」 「社会」の指示で新撰組、内情探索のため入隊したという。富山はのち、 (14) 元治元年(一八六四)、薩摩出身の富山弥兵衛は、久光の命を受けた内
- ~一〇七頁参照。(15)家近良樹『老いと病でみる幕末維新』(人文書院、二〇一四年)一〇六
- 二八~三三一頁参照。(16)家近良樹『西郷隆盛』(ミネルヴァ書房〈日本評伝選〉、二〇一七年)三
- (17) 前揭内田政彦「我可父乃俤」。
- (18) 註17。
- ス事典 第五巻』、七二頁)。の朝野新聞)には、凱旋兵との関わりの記載は無い(前掲『明治ニュー(19)内田の死去を報じた新聞記事(明治二六年〔一八九三〕一〇月二二日付
- $\widehat{20}$ 居から京都留守居へ転じ、 もいやニ御座候、 一三九頁)。 本史研究室編『大久保利通関係文書 二』、 新納立夫宛内田政風書簡 不相替兵隊之威張、 新納は薩摩藩士で大久保利通の姉の夫。慶応期に江戸留守 爰を御気張か中々六ケ敷」と報じている(立教大学日 政府之権も全無之と申程之勢、真直ニ申せは一日 慶応四年から宮内権大丞を勤め、 〔明治二年九月七日付〕」で、 吉川弘文館、 鹿児島の状況を 九六六年、 明治二三年

歌し、 として是を廃するの議を主張し、 上言書の写しは石川県内にも複数存在しており、当館所蔵「加賀藩士小 (「左大臣従二位臣島津久光上言〔明治七年一〇月〕」、『岩倉具視関係文 分捕と称して席上の器什を掠奪毀傷し、 て帰藩するや戦捷の余威を募り衆人を蔑視し、 には久邇宮家家令となった人物 また、 〔家文書」中にも「諸方建白」と題された綴りに所収されている)。 六』、東京大学出版会、一九八三年復刻版、三八四頁。 或は恣に髪を断ち洋服を着て公然徘徊し、 久光が明治七年に政府へ提出した書類には 暴行跋扈至らさる所なし」とある 或は白日酒樽を荷ふて街頭に放 或は人家に闖入し、 或は門地を無用の贅物 「薩兵士等休暇を賜 なお、この 或は

 $\widehat{27}$

- (21) 島津久治は久光の二男で、慶応二年から藩の首席家老となる。家老辞職(21) 島津久治は久光の二男で、慶応二年から藩の首席家老となる。家老辞職(21) 島津久治は久光の二男で、慶応二年から藩の首席家老となる。家老辞職
- (22)落合弘樹『西南戦争と西郷隆盛』(吉川弘文館、二〇一三年)八〇~八(22)落合弘樹『西南戦争と西郷隆盛』(吉川弘文館、二〇一三年)八〇~八
- 23 眀 原口泉 も参政に任ぜられた。 本 治 (清・伊集院兼寛・黒田清綱・内田政風 近世史八 一年の藩政首脳陣は 「薩摩藩軍事力の基本的性格」 幕藩制国家の崩壊』、 参政に桂久武・伊地知正治・橋口彦二・大迫 有斐閣、 (佐藤誠朗・河内八郎編 (兼公議人)らで、次いで西郷 一九八一年) 参照。 『講座日 なお、
- 三』、東京大学出版会、一九八三年復刻版、一七七~一七九頁)。(24)「吉井幸輔宛大久保利通書簡〔明治二年五月五日付〕」(『大久保利通文書
- 書 二』、一三八頁)。(25)「吉井宛内田書簡〔明治二年六月二四日付〕」(前掲『大久保利通関係文
- (26)「新納宛内田書簡〔明治二年九月七日付〕」(前掲『大久保利通関係文書

註26。 註26。 この書簡がいつの段階で新納の手から大久保のしたの書簡がいつの段階で新納の手から大久保ののかを知るすべはないが、非常に気になる点である。現在は「大久保利る。しかし、この書簡がいつの段階で新納の手から大久保の下に入ったり、二』、一三九~一四○頁)。ちなみに、この内田書簡の末尾に「御覧後御二』、一三九~一四○頁)。ちなみに、この内田書簡の末尾に「御覧後御

- (2)『加賀藩史料 藩末篇下巻』、一九五八年、一三二二~一三七二頁参照。
- 二〇〇〇年)などを参照。(2)廃藩置県については、松尾正人『廃藩置県の研究』(吉川弘文館、二〇
- (30)前掲『石川県史 第四編』同県、一九三一年
- く原本も「金澤縣大参事」と記されている。 立公文書館)所蔵「石川県誌稿」を翻刻出版したもの。誤植などではな館、一九七四年)四三一頁。なお、『石川県史料』は、内閣文庫(現国(31)「石川県史料付録 官員履歴」(『石川県史料 第四巻』、石川県立図書
- 掲内田政彦「我可父乃俤」も挙げられる。(32)前掲「森田柿園宛内田政風自筆履歴書類」以外で金沢藩大参事と記され
- 書 二』、九六頁)。(33)「大久保宛内田書簡〔明治四年九月五日付〕」(前掲『大久保利通関係文
- 九九一年)参照。

34

- 原書房、一九七三年復刻)五七一~五七三頁。記録』第一八七輯、一九〇八年、のちに『史談会速記録 合本二七巻』、(35)陸義猶「島田一郎一列紀尾井坂事件實歴附二九話」(史談會編『史談速
- (36)有馬純雄『維新史の片鱗』(日本警察新聞社、一九二一年)二五五~二

	<u>(</u> 48)	$\widehat{47}$		<u>46</u>	$\underbrace{45}$	<u>4</u> 4			43			<u>4</u> 2	<u>41</u>	$\widehat{40}$		<u>39</u>		38 38	37		
頁参照。	史料	一八年)四七、一〇〇~一〇一頁。 石川県立歴史博物館図録『春季特別展 明治維新と石川県誕生』(二〇	○七年)、横山百合子『江戸東京の明治維新』(岩波書店、二○一八年)	奥田晴樹「地租改正研究からの出発」(『地方史研究』第三二八号、二〇	註 44。	置県の研究『、前曷勝田玫台『廃審置県 「月台国家」が生まれた日』参前掲大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」、前掲松尾正人『廃藩	三六~二四四頁参照。	野孝雄編『宮武外骨著作集 第三巻』、河出書房新社、一九八八年)二	宮武外骨『府藩縣制史』(名取書店、一九四一年、のちに谷沢永一・吉	一九八五年)二九~三四頁参照。	治学 一九八四年度 近代日本政治における中央と地方』、岩波書店、	大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」(日本政治学会編『年報政	前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」、八頁。	「太政類典」第二編第九五巻、国立公文書館所蔵。	巻、国立公文書館所蔵)。	「金沢県庁石川郡美川町へ移庁願〔明治四年十二月〕」(「公文録」第九六	田政彦「我可父乃俤」に所収)。	「内田政彦宛有馬純雄書簡〔大正二年〈一九一三〉七月八日〕」(前揭内	前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」、四頁。	三頁。	六〇頁。『美川町のあゆみ』(石川ルーツ交流館、二〇〇二年)二一~二

- <u>49</u> 奥田晴樹「七尾県の歴史的考察」(『立正大学人文科学研究所年報』 号、 二〇一五年) 第五
- 50 立公文書館所蔵 「移庁ノ儀ニ付伺〔明治五年一〇月二〇日〕」(「公文録」第一〇八巻、 玉

- 51 ざ富山から魚津へ移し旧加賀藩の郡代役所をそのまま庁舎として利用し 例えば、現在の富山県の前身である新川県では、 九七四年])。 田寿三郎「新川県庁が魚津に置かれた顛末」〔『富山史壇』 第五八号、一 管であった旧富山城の使用が政府に認められたことが関係している(広 た。なお、翌年には再び県庁は富山へ復帰しており、背景には陸軍省所 明治五年県庁をわざわ
- 52 保利通関係文書 「西郷・大久保ほか宛内田書簡 二』、一一〇~一一二頁)。 〔明治四年一〇月五日付〕」(前掲『大久

53 心になって、本県最初の士族政治結社「忠告社」が結成される。忠告社 第二〇七号、一九〇八年参照)。この後、 は内田県政の一大与党として勢力を誇り、社員は金沢及び大聖寺の士族 たという(陸義猶「大久保内務卿暗殺事件の眞相 翌三年には鹿児島を訪問した。その際、西郷らの藩政改革に感銘を受け 陸義猶は金沢藩からの命で、明治二年に九州諸藩の視察を行っており、 大学論集』第二五巻第三号、一九九二年)を参照 を網羅して一〇〇〇人を越えたという。忠告社については、 「加越能自由民権運動史料(四) 加賀「忠告社」関係資料」(『金沢経済 明治七年には杉村・陸らが中 三」、『加越能時報。 森山誠一

揭内田政彦 と当時一〇代の書生(のち水本兼孝と改名)の二名であったという(前 て県官吏に据えることはしていない。 ちなみに、内田は金沢への赴任に際して鹿児島出身者を多数引き連れ 「我可父乃俤 参照)。 内田に付き従って来たのは、 従僕

『法令全書 明治四年』(内閣官報局、 一九一二年)一一四頁

54

55

「大久保ほか宛内田書簡

〔明治四年一〇月一六日付〕」(前掲『大久保利

明治六年政変後	
一年)、前掲刑部芳則「廃藩置県後の島津久光と麝香間祗候」、前掲久保	
(6)樫山和民「有司専制政権と島津久光」(『書陵部紀要』第二三号、一九七	
参照。	
(5)前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」、同「内田政風と初期石川県」	
合わせると、内田の慎重さや用意周到さがうかがえるといえる。	
の岩倉具視らが「地租米納論」を唱えて政局の混乱を招いた事態を考え	
じた紙幣価値の下落と米価の高騰による財政危機をめぐって、政府首脳	
見ることはできよう。しかし、西南戦争以後の不換紙幣増発によって生	
い。これをもって、内田が保守的な考えを持つ人物であることの証左と	
の権中属細川忠明の建言書をも添えて提出されている点は、看過しがた	
一〇日〕」〈「松方家文書」、国立公文書館所蔵〉)。意見書が石川県租税課	
田は反対意見を提出している(「地租に米納を許す意見〔明治七年四月	
また、同七年に租税の金納化をすすめる大蔵卿大隈重信へ対して、内	
田晴樹「石川県成立の歴史的考察」、七頁。	
(18)後藤靖「士族授産」(『国史大辞典』、吉川弘文館)の項を参照。前掲奥	
九九頁参照。	
博物館所蔵。前掲図録『春季特別展 明治維新と石川県誕生』、四一、	
(57)「草薙中属 東京出張所詰辞令〔明治六年一〇月一七日〕」 石川県立歴史	
二11、一一三~一一四頁)。	
(56)「大久保宛内田書簡〔一〇月二三日付〕」(前掲『大久保利通関係文書	
通関係文書 二』、九六~九七頁)。	

たが、内田が辞した後、免官となる。このため政府の督励を前にして各県官吏に登用された。官吏として地券交付・地租改正事業の責任者だっ(6) 忠告社幹部であった草薙尚志は、県令内田の下で旧金沢藩兵の士官から

樹『地租改正と割地慣行』、岩田書院、二〇一二年を参照)。〔明治八年九月〕」十村加藤家文書、羽咋市歴史民俗資料館所蔵。奥田晴ざるを得ない事情が生じたと指摘されている(「地租改正ニ付陳情書県が改租事業に邁進していた明治八年の時点で、本県では事業が停滞せ

- (62) 久光の意見書については、「明治五年六月、鹿児島に行幸中の天皇に差(62) 久光の意見書については、「明治五年六月、鹿児島に行幸中の天皇に差
- (63)前掲芳即正『島津久光と明治維新』参照
- (4)前掲刑部芳則「廃藩置県後の島津久光と麝香間祗候」参照
- が久光のため奔走した理由をうかがうことができる。旨ノ同一ナルヲ以テ、専ラ此間ニ周旋ヲ努ム」という記述があり、内田(65)「畧歴」(前掲内田政彦「我可父乃俤」に所収)には、「旧君ノ情誼ト論
- (66)前掲樫山和民「有司専制政権と島津久光」参照。
- (67) 註 63。

68

- 郷隆盛』(ミネルヴァ書房〈日本評伝選〉、二〇一七年)四八五頁。)前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」一一~一二頁。家近良樹『西
- (69)日付は内田自筆の履歴書類による。四月三日や四日とする文献もある。
- (70)松尾千歳『人をあるく 西郷隆盛と薩摩』(吉川弘文館、二〇一四年)
- (71)「官歴」(前揭内田政彦「我可父乃俤」に所収)。 一二〇~一二一頁。前揭家近良樹『西郷隆盛』、五一五頁:
- (72)「史談会宛二宮権次郎書簡〔明治四三年〕」(前揭内田政彦「我可父乃俤(71)「官歴」(前揭内田政彦「我可父乃俤」に所収)。

に所収)。

「岩倉具視関係文書」)。(73)「金沢ノ景況報告書写進達〔明治一〇年三月三日〕」(国立公文書館所蔵

\sim	_											\sim												
83 8	2		81	80	$\overrightarrow{9}$	$\overrightarrow{78}$		77				$\overrightarrow{16}$								$\overrightarrow{75}$				$\overrightarrow{14}$
註 81。	±0°。	典追願(明治三一年)の提出書類一式の写しや、島津両公爵の証明書の	前掲内田政彦「我可父乃俤」には、政風の爵位請願(明治二六年)・恩	「官歴」(前掲内田政彦「我可父乃俤」に所収)。	前掲『明治ニュース事典 第五巻』七二頁。	註77。	物往来社、二〇一〇年)参照。	寺尾美保「旧藩の慣習と家政の近代化との統合」(『日本の華族』、新人	分割を認めず、質入・売却なども禁じた。	た、拠出は各自の自由意志にまかせず、半ば強制的であり、かつ株券の	この銀行は華族の金禄公債を資本金とし、株主を華族に限定した。ま	第十五国立銀行は、華族財産の保全のため明治一〇年五月に開業した。	とがうかがえる。	は民権運動家や不平士族の郵便を法的根拠なしに開封・検閲していたこ	検閲を認める法令はないが(戒厳令は明治一五年八月制定)、公安警察	賀藩史料 藩末篇下巻』、一一八五頁)。また、戒厳令施行時以外、郵便	同姓同名の人物が確認できるため元金沢藩士の可能性がある(前掲『加	なお、警視局権大警部奥村陟については、明治三年の金沢藩兵名簿に	藤博文関係文書 四』塙書房、一九七六年、一五一頁。	「川路利良宛奥村陟・木村定勝連名報告〔明治一一年五月三一日〕」、『伊	一九年)を参照。	史遺産セミナー講演録第二九~三〇回』、石川県立歴史博物館、二〇	基礎的研究』(行人社、一九八六年)、拙稿「紀尾井町事件」(『石川の歴	大久保利通暗殺事件については、遠矢浩規『利通暗殺 紀尾井町事件の

84 前掲奥田晴樹「石川県成立の歴史的考察」、同「内田政風と初期石川県」 大系 第四巻近代I』、山川出版社、一九八七年)四九七~四九九頁、 御厨貴「地方制度改革と民権運動の展開」(井上光貞ほか編『日本歴史 などを参照。

課題	へ嫁にくりゃ皆美人になる」と伝わるという。また『高松町史』に
	は、「若緑地区の若神様は毎年一度川で洗うことになっていたが、い
特定地域の女性をひとくくりに美人と表象・批評する、いわゆる	ちど美しく彩色しようとしたところ、神様はこれでよいといった。そ
「ご当地美人」なるイメージがある。「ご当地」の地理的水準は、集落	れ以来、若緑の女性は化粧しなくてもきれい」とみえる (*)。
から町、地方までさまざまであり、またイメージの抱き方もいろいろ	ここで対象とするのはこのような個人や町のレベルではなく、都
である (-)。	市・地方レベルの美人イメージについてである。京美人、博多美人、
たとえば、数年前、奥能登地方で灘廻り(海女の行商)の調査を進	秋田美人など、盛んにWEBやマスメディアで関連情報をみることが
めていた折、年配の男性から海士町の海女は美人だと聞いた。特定の	できるが、本稿では金沢を主要舞台にして生まれた加賀美人・金沢美
地区を舞台にしたイメージだが、個人的な印象批評に近いものであろ	人について、その成立と展開を検証する。
ۍ. ۲	このような都市レベルのイメージの成立背景については一般書籍な
地区住民が共有している場合もある。かほく市高松町長柄での聴取	どで、古都や城下町などの歴史的環境や、雨雪が多いなどの自然環境
によれば「高松町長柄のみゃ(宮)の神様は美しい女神なので、長良	をとりあげたものが多くみられるが、いうまでもなく恣意的な解釈に

大 門

哲

-- 「加賀美人」の系譜

美人ツーリズムの成立(上)

— 77 —

ノ三通りつ通尓バー殳勺であっこころ、見正つ通尓よ用、扩郎
るが、本稿が対象とする明治から戦前期にかけては、新地・廓・遊廓
なお、金沢芸妓が活躍した遊興地は現在「茶屋街」と通称されてい
把握し、双方の関係について考察を加える。
立と展開について検討し、あらためて下編で金沢の廓の近代について
せて把握する必要がある。そこで、まず上編で加賀美人イメージの成
は実質、廓の宣伝媒体であった点、美人イメージと廓の消費を連動さ
関係である。戦前期における美人は芸妓を前提とし、そして美人写真
含め旧来の美人イメージ研究において欠落しているのは廓の消費との
両氏の研究は数少ない成果として貴重であるが、ご当地美人研究を
ジの流通に大きな影響をもたらしたとする。
当初は玄人女性の資質が批評の対象となったとし、また写真がイメー
らみられるが、新潟美人というイメージが定着するのは明治以降で、
小林隆幸は新潟の芸娼妓たちを美しいとする印象批評は江戸時代か
なったこと、また経済的な発展があると説く。
の産地とされたのに対し一九世紀に入ると越後が境界視されるように
けてで、背景には一七世紀までは列島の境界とされる陸奥地方が美人
浅倉有子は越後美人が知られるようになるのは文化から天保期にか
美人のみである (*)。
りかかるイメージ史的な視点からの研究がみられるのは新潟(越後)
のもとで成立し展開をみせたのかを読み解くことである。管見のかぎ
すぎない。重要なのはご当地美人とは人々のいかなる欲望や社会意識

14

送来、旨商されていないが、所也・郭・佐郎り三乎なは寺弋こより 踏まえてである。 遊廓を基本的に用いる。ふたつの言葉を選ぶのは以下の歴史的経過を
利用・使い分けに変化がみられることに留意する必要がある。新聞記
事や案内誌をみると、古くは公認地の東西北三廓については、東新地
という具合に、慶応三年の復興時の際に付けられた新地で呼ぶのが一
般的だったが、明治三〇年頃からしだいに東廓という具合に廓が主流
となる。ただし、全国的な廓案内記である大正五年の柳原煙花『諸国
廓巡礼』(日本書院)や大正九年の『最新実測金澤市街地図』(橋本忠
吾) に東新地・西新地とみえるように大正以降も通称として使われ続
けた。
また遊廓という呼称は、明治二一年の『石川県下商工便覧』に「遊
廓東新地」「遊廓石坂西新地」とあり、また下って大正年間の新聞に
東西北三廓及び主計町を「各遊廓」(大正四年六月六日「北國」)と記
載するように、明治二〇年代から公認地をさす際にしばしば用いられ

ÁП

11 14

國」)などという具合に、東西両廓の「下町」をそれぞれ愛宕遊廓 廓のうち娼妓を本位とする「下町」が消費の拡大を見せることによ 石坂遊廓と通称するようになり、 大正半ばになると廓と遊廓の使い分けがされるようになる。東西両 「主計町、北廓、愛宕遊廓の三廓」(大正八年一〇月一八日「北 東西北三廓及び主計町とならびたつ

Ŋ

ず、

あくまで全体説明のなかで用いられる程度であった。

るようになった。ただし、遊廓は、

東遊廓というような用い方はされ

独立した区域のような印象が定着した(大正一二年五月一五日「北	時代の対象化にも慎重さが必要である。確かに日本における美人消費
國」、大正一三年一二月二日「北陸毎日」)。この結果、金沢の廓数は、	は、古くは京都島原の遊女を批評した明暦元年(一六五五)の「桃源
大正半ばまで東西北三廓及び主計町を合わせ「四廓」と数えるのが一	集」や、明和六年(一七六九)における娘評判記類の流通拡大、同時
般的だったが、しだいに愛宕・石坂を加えて「六廓」と数えるよう	期の鈴木春信筆美人絵の評判ぶりから藩政期を淵源とできる(ハ)。
になった(昭和二五年九月一日「北國」)。なお、「下町」は「三番丁	しかしこれらの媒体から具体的な娘の容姿がうかがえるわけではな
(町)」とも通称されたが、「三番丁」は実際の住所を厳密にさすわけ	い。評判記は紋切調の美辞麗句で、浮世絵は瓜実顔・切れ長の目・受
ではなく、色町を表わす換喩に近い。	け口の定型描写で、それぞれ容姿を表すにとどまっている 🐑 つま
この大正後半以降の遊廓の前景化という推移を踏まえ、廓・遊廓の	り藩政期までは、あくまで様式/記号化された表現を通し、美人の
記載にあたっては、芸妓を本位とする東西北三廓及び主計町について	「評判」を共有するにとどまったと判断できる。
は「廓」、娼妓を本位とする愛宕・石坂については「遊廓」と表記す	実質、ルックス(容姿美)を純粋に楽しむようになるのは明治以降
ることにする。	において写真の登場を待たなければならなかった。美人消費に及ぼし
	た写真の影響については佐久間りかの指摘が鋭い。佐久間は定まった
ニ 美人写真の消費史	観念的なコードを読み取る浮世絵と異なり、個別の身体的な特徴をあ
	ばきたてる写真は「美人」を「読むもの」から「見るもの」へと変化
(一) 写真展覧会	させ、美人イメージを受け取る過程自体も変えてしまったと分析す
では本稿が対象とする加賀美人の歴史はどこまでさかのぼれるだろ	√3 (⁻⁷) °
うか。古くは室町時代の「加賀女」(遊女・白拍子)が原型として想	金沢において写真を容姿の売り込みのためにいちはやく活用したの
起される (*)。 浅倉の視点を援用すれば、「加賀女」には都から見て	は廓であった。石川県立歴史博物館(大鋸コレクション)には明治期
「加賀」を「境界」領域と位置付ける意識が象られていたと読み取れ	撮影の芸妓写真が所蔵されている (写真1)。
る。ただし容姿美の消費を目的とする美人イメージの系譜に位置付け	種類は名刺判サイズ(約一〇・五×六・三センチメートル)九枚と
るのは無理があろう。	花札サイズ(約六・三×三・七センチメートル)一八枚、ガラス乾板
また浅倉は新潟美人の源流を藩政期にまでさかのぼらせたが、その	五枚(約一二・〇×九・〇センチメートル)などである。被写体は東

— 79 —

こせ、美人イメージを受け取る過程自体も変えてしまったと分析す	はきたてる写真は「美人」を「読むもの」から「見るもの」へと変化	1 念的なコードを読み取る浮世絵と異なり、個別の身体的な特徴をあ	に写真の影響については佐久間りかの指摘が鋭い。佐久間は定まった	において写真の登場を待たなければならなかった。美人消費に及ぼし	実質、ルックス(容姿美)を純粋に楽しむようになるのは明治以降	評判」を共有するにとどまったと判断できる。	・藩政期までは、あくまで様式/記号化された表現を通し、美人の	2口の定型描写で、それぞれ容姿を表すにとどまっている (*)。つま	。 評判記は紋切調の美辞麗句で、 浮世絵は 瓜実顔・切れ長の目・ 受	しかしこれらの媒体から具体的な娘の容姿がうかがえるわけではな	?の鈴木春信筆美人絵の評判ぶりから藩政期を淵源とできる (*)。	*」や、明和六年(一七六九)における娘評判記類の流通拡大、同時	は、古くは京都島原の遊女を批評した明暦元年(一六五五)の「桃源	(什の
--------------------------------	---------------------------------	---	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	-----------------------	--------------------------------	-----------------------------------	--	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--



写真1-1

花札サイズ写真 6.3×3.7cm 「金澤 西廓 吉野屋あだ」 裏面:「明治二十九年畧暦」「各國煙草問屋 金澤市森下町 花錦本舗 能村次右エ門」



名刺版サイズ写真 10.5×6.2cm 芸妓名不明 裏面:「明治廿 年 月 日冩」「石川縣金沢市殿町 冩眞士 小池兵治」





名刺版サイズ写真 10.3×6.2cm 芸妓名不明 裏面:「吉田好二 石川縣金澤公園地」、「天下第一ノ美人呼ンデ傾城ト号ズ」(墨書)。



写真1-4 ガラス乾板 12.0×9.0cm 芸妓名不明

料理屋を営みながら、神明坂下に写真場を置いたという(大正一二年階で写真業を始め、まもなくして西廓の入り口に移り、雲月楼という
山一之の事」によれば、高山は明治四年に上堤町の飾り職人の家の二
屋の元祖とされる高山一定でもみてとれる。「市内冩眞屋の元祖 高
に位置していることである。廓附近に写真店を構える例は金沢の写真
注目されるのは吉田の営業地の観音町・御徒町はいずれも東廓付近
推測の域を出ないが、御徒町時代に出張所があったのかもしれない。
いては、公園内の営業時期をうかがえる関連資料を確認できておらず
○年代撮影の可能性が高い。かたや「金沢公園内」版の撮影時期につ
頃に御徒町へ移転したと推測できる。これから「観音町」版は明治一
一年『石川県下商工便覧』に御徒町店が紹介されており、明治二〇年
云々とみえることから明治一一年一〇月頃と認められ、また、明治二
に「吉田好二が観音町の冩眞場ハ御巡幸の頃よして營む業の繁昌し」
る。観音町での開業時期は、明治一一年一〇月二四日付「石川新聞」
真は住所から「観音町」版と「金沢公園内」版の二種類に分類でき
その根拠となるのが写真裏面に印刷された住所である (∞)。吉田写
る。
し、吉田撮影の写真は一部、明治一〇年代にさかのぼる可能性があ
二七年」の墨書きがあり、多くは明治二〇年代と判断できる。ただ
撮影年代は、手札写真の一部に「明治廿 年」の印刷、また「明治
二・小池兵治の名がみえるのは、金沢の芸妓と判断できるだろう。
京・大阪の芸妓も含まれるようだが、裏面に金沢の写真技師の吉田好

金沢では浅草の展覧会から三年後、明冶二七年六月に司様の写真展
ろう (1)。
を創出するために収集が必要となり活発化したと指摘する。卓見であ
のような紋切型のコードをもたないことから、統一的な美人イメージ
この展覧会が生まれた経過について佐久間りかは美人写真は浮世絵
めた明治二四年の浅草・凌雲閣における百美人展覧会とされる ^{(2)。}
する全国的なきっかけとなるのは、東京の人気芸妓の写真を一堂に集
顧客との特定の関係を超えて大衆がひろく容姿美/芸妓写真を消費
に、華やかな正月の晴れ姿写真を活用した可能性がある。
ちは新規顧客の取り込みや馴染み客の繋ぎ止めのためなどの手練手管
正月や節分に東廓の芸妓が大挙して撮影に訪れたという (๑)。芸妓た
撮影の時期は正月だろうか。小池兵治の写真館の回顧録によれば、
思える。
最大の得意先であったどころか、双方は半ば提携関係にあったように
一二月二〇日「北陸毎日」)。高山の営業状況をみると、廓は写真館の

だろうか。当時、一般の女性が自らの容姿を衆目にさらす機会はな明であるが、実施されていたとすれば、どのような女性が応募したの年六月一二日「北國」)。 その後の経過をうかがえる資料がみあたらず開催の詳しい状況は不 が開催される。「金澤市中の百美人」を投票で募り「見世物」にしよ

く、またさらすことは非道徳的とされた時代であった点、「金澤市中」

ろうか。

柳田國男は昭和九年

「田植えの話」

で女の標準は美醜よりも

たからでなかろうか。たとえば、日本初の西洋裸体画展示で論争を呼
像画が展示されていた経緯があり、そのなかには芸妓の絵も相当あっ
博覧会へ芸妓写真が出品されたのは、もともとさまざまな人物の肖
存在だったと想像できる。
が、すでに「赤襟」(半玉)時代にその評判が吉田の耳に届くほどの
おり、咲は東廓の芸能発展に尽くした明治後期を代表する名妓である
へ出品している (明治二七年五月二九日「北陸」)。下編で報告すると
の海老屋咲の写真を長さ五尺幅三尺の大額にひきのばして富山博覧会
なお、同年五月には写真師吉田好二が、一三歳当時に撮影した東廓
は高まっていたことを認められる。
である。一般女性を美人として消費する欲望がすでに明治二〇年代に
なし」(四月五日「北國」)。販売員として働く様子を見てもらったの
人の出入を禁じ會場の出入口には巡査を配置して警戒せしむることに
所に堅固なる下女を附け置、親子兄弟なりとも男子は一切入れず又他
由の觀覧を與ふる方法なり。扠又會場外には一棟の監督室を建設し此
「集産場の如き店を開き右の美人をして出品を賣らしめ入場者に自
いものだった。
女性を調べ、四〇〇人を選出した。紹介方法は以下のように前例がな
開催しようと県下をかけまわり士農工商の別なく二万五〇〇〇余人の
福岡県では明治二七年に大神常吉が東中洲の共進舘で美人共進会を
できない事例が同時期に他県で見出せることを注記しておこう。
といっても芸妓が前提となったと想定できる。ただし、そうとは断定

月の夕涼みシーズンには「山三」の発起で「金澤藝妓百美人展覧會 Ŀ 列する計畫なりといふ。 像は來る三十五年大阪に於て解説せらるべき内国勸業博覧会へ出品陳 陳列上を設け、 が催された。「山三」とは材木町の山本三右衛門の略称で、 が確認できる最初の記事である 品 画が出品されている。 たとわかるが、実際の展示会場は、境内ではなく「元勸工場跡の階 て汎く投票を募集する筈なるが、其高点者には賞品を贈り百美人の肖 ては野町泉野神社境内に、一方浅野川口にては橋場町ト一亭脇樓上に て調整中なり」(明治三三年七月五日 人を撰抜し、之れをブルマイト引延しの寫眞に調整し、 んだ明治二 (大正七年六月二五日 時花開いた卯辰山芝居の興行主も務めた金沢の興行界の重鎮である 境内地を展示会場にした点、いまだ見世物の延長という意識 はたして当時の人々は芸妓の写真をどのような思いで見つめたのだ 展示の概要は以下のとおり。「金澤東西北三廓藝妓中より百名の美 明治三〇年代に入っても百美人展示の人気は続いた。 (明治三三年七月一二日 と説明しており、 一八年の第四回内国勧業博覧会には、 入場者をして投票有權者となし、 「北陸」)。 管見のかぎり、これが「金沢美人」という言葉 新聞は肖像画について「金沢美人の肖像美術 因に右ブルマイトは目下當地寫眞師小池方に 「北國」)だったようである。 (明治二八年四月一〇日 「北國」)。 東廓の竹米小 二ケ月間の豫定を以 一方犀川口に 明治三三年七 「北國」)。 維新期に 梅 があ の肖 0 像

また楼主の葬儀の様子を伝える記事には「野邊送りをなしたるより	また楼主
◦ ([⁷	「北國」)。
くる鼻下長連」も少なくなかったとみえる(明治二九年一〇月一九日	くる鼻下長
明治二九年の記事には卯辰山へ出掛けた東廓芸妓の「見物旁出掛	た。明治二
(明治二〇年三月二三日「中越」)。秋の遊山も格好の見物機会となっ	(明治二〇)
ころ、「藝娼妓の後を慕ひ數百の鼻下長連をも見受け」たとある	たところ、
の楼主一同が大乗寺山で凧上げ遊びをするために芸娼妓を連れ出し	廓の楼主一
れば、意気込んで出掛けた。たとえば、明治二〇年の記事には西	わかれば、
とうぜん廓に行けない庶民は芸妓を無償で目にできる機会があると	とうぜん
女性とは一線を画す存在感を大衆は感じ取っていたのである。	女性とは一
顧客の男をお供に入浴に来ていたとわかったというものである。一般	顧客の男を
か若奥様」。あとで聞くと、「北の新地」の芸妓で、同楼の女中と	令嬢か若奥
仕舞ひさう」な魅力をもった。身なりも豪華で、どうみても「豪富の	仕舞ひさう
一九、二〇歳くらい。笑うとえくぼができ、「中へ家も人も捲込んで	一九、二〇
稿者はそこでひときわ目立つ「美形」の女性を見つける。女性の年は	稿者はそこ
ある(二月一八日「北國」)。話の舞台は金沢郊外の西念の温泉場。投	ある(二月
芸妓の美に対する大衆の感覚を物語るのが明治二七年の投稿記事で	芸妓の美
	る。
に当時、芸妓とは圧倒的な美をほこる存在であったと想像でき	かった当時、
う。日々の労働に明け暮れ、美装に時間・金を費やす余裕などな	かろう。日
仕事と考えられたと指摘したが (2)、それは農村に限ったことではな	仕事と考え

欲張ツた色男連は

時間幾何々々と云ふ高直い美人を今日はロハで見

思い思いに着飾り街中に繰り出した。新聞は、 四日 我先きにと駆付けたる看客非常に夥しくて大入」(明治二八年九月) 見られる機会となった。たとえば明治二八年に 治 らるると其行列を遥々の處より慕ひ來りしものありたり」とあり、 葉で表現できないほど美しかったと伝える(明治二七年一二月二日 ら街中を歩く様子を 町・犀川河原の芸妓は祝賀の雰囲気を楽しむために一丁羅の帯着物を 星の如く時ならぬ花を咲せて色香を競ひけるが、又た之れを見んとて 寄せることとなった。「二十日は東廓藝妓の惣見物とて場内宛ら綺羅 まで伝えた。 九日「北國」)とあるように、 妓見物目的で楼主の野辺送りに出掛ける連中がいたことがわかる 園を会場に催された官民共同大捷祝賀会の際は、 いて見えたというわけである 日は舞臺を見るより見物場を見る方がよからう」(明治二八年九月一 は母衣町の美形が何れも總繰り出しにて見物に行くと云へば、 北國」)。 芸妓がそろって贔屓役者の芝居見物に出かける総見も芸妓を間近に また休みのそぞろ歩き姿も見物対象となった。 結果、以下の通り、 |七年||二月||三日「北國」)。 「北國」)。地味な衣類をまとう観客のあいだで芸妓の姿は光り輝 「花爛漫、 劇場は芝居ではなく芸妓見物目当ての客が押し 新聞は大衆の期待を受けて総見の予定 嬋妍とも窈窕とも實に比へん」と、 麝香の香りを放ちなが 「明日は東廓、 東西北三廓及び主計 明治二七年に金沢公 此の二 明後日 言 丽 芸

林葉子は、芸妓は一時期、美を通し「絶大な力」をもったと指摘し	全国各地に頒布された写真は一万種。被写体は販売する地域におうじ
たが(Ё)、その指摘を敷衍すれば、一連の記事は、芸妓の美は、庶民	て地元の芸妓から選ばれた。
があこがれても、決して保有できない力であったことを示そう。とす	金沢からは東・西両廓の芸妓が数一〇人採用された(明治二九年四
れば美人写真展示の会場の雰囲気も察しがつく。その開催目的を主催	月二六日「北國」)。この戦略が評判を呼んだのか、翌三〇年には別会
者が「見世物」と語ったように、展覧会は庶民には縁遠い「美」を感	社が「鷹錨印寫真付葡萄酒」を売りだし、「全国到る處の有名なる美
受できる、さらには廓という異世界をのぞきみることができる、また	人の寫真」を商品にはさみこむサービスを行った(明治三〇年七月九
とない機会として受容されたと想像できる。それは神仏のご開帳に通	日「北陸」)。写真の具体的な規格は不明だが、花札サイズのようなも
じる視覚体験でなかったろうか。	のだったのだろう(図)。
しだいに写真技術の発展により写真自体が珍しくなくなることもあ	明治三〇年代にはいると全国的に芸妓写真が商品として流通するよ
り、大正に入ると美人写真展の開催を確認できなくなる。しかし、戦	うになる。たとえば、明治三二年一〇月一〇日付「北國新聞」には大
前期まで庶民相手に細々と各地で催されていたのだろう。昭和一一年	阪の敬業社が「新奇絶妙 活動美人珍寫真」を三〇枚セットで甲六〇
には、金沢市の英町商工会が納涼売り出しにあわせ、「金澤美人冩真	銭、乙三六銭で発売するという広告が載っており、大坂の芸妓写真が
五人明し」と銘打ち、各店頭に主計町の芸妓の写真を掲げた(昭和一	出回るようになったと想像できる。ちなみに商品名にみえる「珍写
一年八月五日「北國」)。	真」とはなにか。広告の惹句には「活人間の如く」「自ら舞ひ自ら踊
	る光線學上不思議の発明」とある。レンチキュラーのような仕組み
(二)絵葉書と写真集	だったのだろうか。
①絵葉書	実際に大衆レベルにまで芸妓写真が出回るのは、明治三三年に私製
明治二〇年代、美人/芸妓写真は展覧会という場で消費されたが、	葉書が認可され全国的に絵葉書が人気を集めるようになってからだろ
明治三〇年頃になると、写真を個人的に消費できるようになる。当初	う。石川県では明治三八年頃に大流行を迎え、美術絵葉書・美人絵葉
は商品ではなく景品として入手できた。	書、風景絵葉書、ポンチ絵葉書などさまざまな種類が出回り(明治三
明治二九年、東京日本橋の清水開花堂は、「美人石鹸」の消費を促	八年九月二五日「北國」)、宇都宮書店が発起人となり絵葉書交換会も
すため、芸妓の写真をおまけとしてはさみこむサービスを開始した。	組織された(明治三八年一一月一六日「北國」)。



図 美人写真付葡萄酒の広告 明治30年7月9日「北國新聞」

なる ⁽¹⁴⁾。 内の役割をもったと想定できる。 西廓百美人寫眞帳」 沢でのさきがけは明治三七年に蛤坂 \mathcal{O} 三枚合わせの裸体半身美人写真、 たという(明治三五年四月一〇日 三〇銭で販売。 かだが刊行されている。 せた江戸・ 確認できず内容は不明であるが、 ブームはポルノグラフィの消費も日常化させていったと判断できる。 入者は兵士・学生で、 体美人」絵葉書である。 発行している(明治四四年六月二一日 の人気募集を行 取り締まりをうけている ②写真集と観光案内 このような美人絵葉書の流通とともにひそかに消費をみたの 明治三〇年代後半になると芸妓を一覧できる写真集が登場する。 また明治三八年には花魁を描い 右の流行を受け金沢の芸妓を被写体とする絵葉書も流通するように のような廓案内の源流をたどれば、 明治四四年には北國新聞社が「金沢芸妓十秀」と題し芸妓 東京の 市内の写真師も盛んに密売していたようで、 V, 「吉原細見」 である 上位一〇人の絵葉書を森下町の能村商店の調整で ウラジオストックまで密輸出するものも多く 明治三五年、 たとえば、 (明治三七年六月一八日 (明治三八年四月 があり、 春画を描いた陶器も販売され、 特定の廓を舞台としている点、 た絵葉書や、 「北國」)。 ٠ 原本は所在不明だが、 「北國」)。 南町の勧工場で一 島田写真館が刊行した「金沢市 妓楼 金沢でも同様の案内誌がわず ____ 芸妓 すか 日 せば陰部がみえる 「北國」)。 料金を一 「北國」)。 枚 |〇銭から おもに購 天保二年 一覧化さ 原本を 絵葉書 が 警察 廓案 裸 金 い

(一八三一)には集雅堂から「廓のにぎはひ西廓之部」が発刊 (カ)。同
年、藩により廓は閉鎖されたため、以降しばらく案内誌はみえない
が、慶応三年(一八六七)の営業再公許後は、『菊くらべ(新両地案
内)』(金沢市立玉川図書館蔵)が刊行される。
刊行ラッシュを迎えるのは明治二〇年代。同二〇年、吐香情史が序
文をつづった「金澤芸妓見立」(明治一九年鶴見兵太郎『金澤芸妓風
俗』か)を東廓の人気芸妓・江戸屋鉄が出版する(明治二〇年七月一
二日「中越」)。その後、二四年『金城三廓花の見立』(金沢市立玉川図
書館蔵)、同年『三遊廓色員録花つくし』(西尾市岩瀬文庫蔵)、二五年
『ひたちおび』(石川県立歴史博物館蔵)、三九年『廓案内』(玉川図書
館蔵)が、また番付としては明治二五年『東新地藝娼勉強クラへ身立
鏡』(個人蔵)が出版される。これらの出版状況をみると、廓の消費は
明治二〇年代に急速に拡大したと想定できる。なお『三遊廓色員録花
つくし』は二四年一〇月に風俗壊乱の影響があるため内務省より発売
頒布禁止指示が出ている(明治二四年一〇月一〇日「自由の警鐘」)。
ユニークなのは『ひたちおび』で、金沢の「東新地・西新地・北新
地・犀川・浅野川」、「七尾常盤町」、「富山桜町」、「福井塩町・魚町」
の芸妓計八三人のほかに地役者一六人の名が列挙されている。当時の
人びとは視覚文化にかかわる人気者として芸妓と役者を同じ位相に位
置付けていたことが読み取れよう。
これらの案内記は文字での紹介にとどまり芸妓たちの容姿は不明
だった点、既述の西廓の美人写真集は画期的な案内誌として消費され

編『金沢とその周辺/Kanazawa and its environs』を刊行する。 編『金沢とその周辺/Kanazawa and its environs』を刊行する。 編『金沢とその周辺/Kanazawa and its environs』を刊行する。 編『金沢とその周辺/Kanazawa and its environs』を刊行する。 編『金沢とその周辺/Kanazawa and its environs』を刊行する。 知知れたと判断される。 のは に写真を掲載する工夫が初めて行われた影響があろう (%)。 に写真を掲載する工夫が初めて行われた影響があろう (%)。 に写真を掲載する工夫が初めて行われた影響があろう (%)。 に写真紹介されるようになる。明治三六年、金沢実業界が杉本利平次 なったのだろう。
明治三五年に東京・吉原で、集客減少対策として案内誌「吉原細見」
に写真を掲載する工夫が初めて行われた影響があろう(Ё)。
二つ目に明治三一年に鉄道が敷設され、廓とは馴染みのなかった加
賀南部や金沢近郊の豪農、県外から旅行者の利用を期待できるように
なったことをあげられる。金沢の芸妓に関する事前情報をまったくも
たない遠方の客にとって写真集は芸妓を見定められる唯一の媒体と
なったのだろう。
同時期には、芸妓は写真帳だけでなく金沢の観光ガイドブックでも
写真紹介されるようになる。明治三六年、金沢実業界が杉本利平次
編『金沢とその周辺/Kanazawa and its environs』を刊行する。

出版協会)は、「金城の名花」というタイトルのもと、東一八人・ |六人・北一二人・主計町九人・愛宕一五人計八二人の芸妓を四ペー 金沢の名所や有名人を紹介した明治四三年『金沢景物大観』 (北陸 西

げ

(北陸戦報社)が刊行される。

明治三八年には右書の表紙と表題をさしかえた西村弥三郎『金澤みや ボ三人)、西二七人(内ターボ一二)、北八人が紹介された(写真2)。 Kanazawa」のタイトルで計一七ページにわたり、東二三人(内ター 想定した石川県初のガイドブックであった。

日本語と英語を併記し、

左表紙の体裁をもつ同書は外国人を読者に

芸妓は「Beauties

in

編

— 87 —



写真2 『金沢とその周辺/Kanazawa and its environs』 明治36年 上段見出しは「Beauties in Kanazawa」。



写真3 芸妓写真アルバム 縦13.0 横18.5 厚4.0cm 石川県立歴史博物館蔵

絵葉書や写真帳などを見てきたが、芸妓の容姿鑑賞をより身近にし(三)新聞連載される芸妓
百美人寫眞帳』掲載写真と重複するものがあるかもしれない。
が西廓でしめられる。もしかしたら、明治三七年刊行の『金澤市西廓
で、西廓二五枚、東廓四枚、主計町一枚、小松一枚であり、ほとんど
り、撮影年代は明治三六年頃と断定できる。注目されるのはその内訳
その画像は明治三六年刊行の『金沢とその周辺』と一部合致してお
三一枚貼付されている。
○センチメートル、最小四・○×六・○センチメートルの生写真が計
の芸妓写真アルバムである (写真3)。折本に最大一四・○×一○・
売された可能性がある。それを示唆するのが石川県立歴史博物館所蔵
た時期である。案内誌に掲載された写真は絵葉書や生写真としても販
これら観光案内で美人が紹介された時期は絵葉書が大ブームを迎え
న్ం
○年代半ば、観光案内誌の刊行をもってその成立が促されたといえ
ながっていく表現である。つまり、「金沢美人」イメージは、明治三
Kanazawa」・「金城の名花」はあきらかに金沢美人・加賀美人へとつ
これら観光案内誌の写真ページのタイトル「Beauties in
నం
を指す可能性があるが、写真は娼妓なのか芸妓なのか職域は不明であ
ジで紹介した。愛宕とは冒頭にしめしたように娼妓を本位とする遊廓

三第) 麻 東 歴史(金に 年秋)	(写真4)。つまり、マスメディア自体が廓案内誌の役目をもつようにに加えて、芸坂一人ひとりを写真入りて紹介する話事か堆加していく	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	紙面の少なからぬスペースがそれで埋められた。津幡・七尾・輪島など県内各地から芸妓にかかわる艶種が寄せられ、	恋である。新聞社には金沢にとどまらず大聖寺・小松・松任・金石	ゴシップが報じられていた(ご)。とりわけ情報の中心となったのが色	新聞紙上では明治二、三〇年代にかけて毎日のように芸妓の近況や	究でも等閑視されてきた資料群である。	た媒体として看過できないのが新聞である。従来の美人イメージ史研
音羽の娘で、	ように	フ記事	られ、	金 石 ・	のが色	近況や		ン史研



写真4 明治44年9月27日「北陸新聞」 「浅野屋音重」は名妓とされた浅野屋音羽の娘で 自身も名妓と称えられた。

ロフィールの内容を参考までにあげておこう。「殿初初榮(西りで紹介する(四四年八月一七日~一一月二九日「北陸」)。
陸新聞」が見出しなしで石川・福井の芸妓八四人を写真・プロフィー
治四四年一〇月三一日~一二月二四日「北國」)。同年八月からは「北
の芸妓計四六人を写真入りで紹介する「色ごろも」の連載を開始(明
明治四四年一一月には「北國新聞」が金沢の東西北三廓及び主計町
越濱女将だった(一一月一〇日~一一月二三日「北國」)。
性が九人、ほかはすべて芸妓でしめられた。ちなみに第一回は東廓の
いの連載を実施。掲載された人物三三人のうち軍部や政財界の有名男
新聞」が「寫眞判断」というタイトルで顔写真を掲載し、人相骨相占
三年一月二二日~一二月二四日「北國」)。また同年一一月には「北國
の芸妓二四二人を写真入りで紹介する長期連載が行なわれた(明治四
明治四三年一月からは一年間をかけて「花くらべ」と題し北陸各地
る(七月三一日「北陸」)。
喉を器用に振り回はし」云々と芸能者としての能力を高く評価してい
芸妓については「縹緻は二の町だが、義太夫父子は至つて上手、よい
たずまいについてコメントしている(四月二五日「北陸」)。また別の
むにさも似たりで、何處やら可愛い氣のする妓だ」云々と容姿美やた
回目は西廓の平田屋茂で、「何となく愁いを帶た所は、海棠の雨に惱
ているため総人数は判断できないが、七月末で七六人を数えた。第一
け「花柳月旦」と題し、県内各地の芸妓を紹介した。八月分が欠落し
そのさきがけは「北陸新聞」で、明治四一年四月二五日より夏にか

早々全盛の名を唄はれたのは西廓に居つた時のこと、 芸妓らしき女性の写真が連載途中に掲載されている(大正三年六月二 半以降は「春すがた」、四月三〇日以降は「百姿百態」と題し人気芸 衆から怨みを受けたことがないと云ふ」 る。 の藤の家ぽんたについて「藝妓の投票に第一の高點を占めて突出 性や成長ぶりを紹介するユニークな連載 **妓を紹介。紹介人数は計九三人。ほかタイトルはつかないが洋装した** 月中旬までは「初すがた」で襟直ししたばかりの芸妓を紹介。同月後 村屋へ轉じ更に姉と共に一旗擧たのが藤の家ぽんた。 を紹介(大正五年六月六日~九月二二日 七日「北國」)。 の全身写真を紹介する連載を開始。 は東西北三廓及び主計町のほか小松・松任・七尾・山中・ を見て取れる。 「北國」)。「徳川美人」に似ているという評価に明治ならではの時代性 、徳川時代の美人に酷似して居るとて若い道樂の畫工連に騒がれて居 このような連載は大正以降も続く。 大正五年には芸妓の幼少・赤襟時代と白襟時代の写真を並べその 顔の輪廓の圓いのと同じく性質もまた圓く出來て居て、 タイトルは季節ごとにかわり、 たとえば大正三年には北國新聞 「今昔姿くらべ」で計四四 「北國」)。たとえば、 (明治四四年一二月一七日 呉座谷の樓主が 其後主計 山代の芸妓 曾て朋輩 主計 町の野 個 l 町 人

数へらるる達者さ殊に近來は大鼓に丹精を凝して指頭に血汐の花を咲

仕込んだだけに踊は主計町でも鈴子ぽんた(森龜)、

初枝と四

一人組に

かすこともある(後略)」と、

その芸の精進ぶりを紹介している(六

大正期の美人写真の特徴としてこのような豪華本のほかに芸妓の水

百美人花揃ひ(六月號」、表表紙に「金澤百美人花揃ひ」とある。下下巻の発行は同年六月一〇日。背表紙に「城下の百姿(下巻)改題
身像を撮影構図とする。
数は、西一九人、東一二人、北一二人、主計町八人の計五一人で、全
て下巻に一、二流の芸妓を掲げることにしたとある。掲載された芸妓
真を使いたかったため、上巻にいったん五〇人だけを載せ、あらため
予定だったが、締め切りまでに写真が準備できず、また新年撮影の写
は「幸正重太郎」。その緒言には、当初、一〇〇人を一冊にまとめる
「金澤藝妓の粹」、表表紙は「城下の百姿上巻」とある。「発行並編輯」
上巻の発行は大正三年一月二七日。値段は一円五〇銭。背表紙には
二巻にわたって掲載する豪華版だった。
成だったが、『城下の百姿』は市内四廓の芸妓を一頁に一人あて上下
its environs』などは一ページに複数の芸妓写真をならべる紙面構
明治三〇年代に出版された『金沢とその周辺/Kanazawa and
に入ると、かつてない写真集『城下の百姿』が刊行される。
かかわる写真が急速に消費拡大をみせたことを見て取れるが、大正期
絵葉書、写真集の出版、新聞連載から明治後期以降、美人/芸妓に
(四)『城下の百姿』の出版
いる(三哥一三哥~丘哥一丘哥「比國」)
とえば昭和一一年の春には「艶色春姿」と題し、計一〇人を紹介して
月二八日「北國」)。昭和に入っても芸妓の紹介は定番記事であり、た

報を刊行する予定とみえるが、その後の刊行実績は確認できない。
ロタイプにして写し出し、さらに若手新花や県下各郡の美人を加え画
挟まれており、写真集のなかから一〇名を投票し、当選した芸妓をコ
なお、同書下巻の巻末には朱印を押した金沢十美人投票用紙四枚が
だったと想像できる。
ように、被写体となったのは、容貌だけでなく芸も優れた一流芸妓
その五分の一以下の一〇二名である。野村屋愛子の紹介文からわかる
大正三年の金沢の芸妓総数は五三八名で、写真集に紹介された数は
長唄を習つてあらゆる席へ現はれて嬌名を轟かしたものである」
る、此妓は幼少より多くの師匠に就て踊、太鼓、三味、生花、端唄、
院して漸と此間退院したばツかりだつたが、又々藥瓶と親しんで居
ので一時全盛を極めたが好きな酒が過ぎてか病氣を起し金澤病院に入
紹介されてゐた有數の藝者である。至つて温順な表情に富むだ人氣も
美人とまで唄はれ、曾て三越呉服店のモデルや花屋敷の菊人形などに
は野村屋の養女で新八田屋女将などと兄弟である。此妓は金沢代表的
かなり詳しく紹介している。一例を紹介しよう。「野村屋愛子 愛子
下巻は上巻と異なり、写真のあとに芸妓一人ひとりの特徴や経歴を
各一人の計一〇九人。
計町一二人、北一三人、金石二人、七尾・松任・小松・飯田・大聖寺
巻の大幅な増補改訂版といえる。掲載人数は西四六人、東三一人、主
巻本という位置づけだが、上巻掲載の写真も再録しており、実質、上



金澤花屋敷絵葉書「金澤芸妓濱遊び」個人蔵 写真5

6

月 澤芸妓濱遊び」 園の霞ケ池池畔を背景に人形を飾った。 られた。 \mathcal{O} 人の何つちが美しいか」比べてみようと関心を誘った(大正二年 写真商品にも金沢美人が多用されるようになる。 -七 日 人形は同年秋、 「北陸」)。 が飾られ 大正元年一〇月にも登場。 (写真5)、 新聞は さらに翌一〇年には 「金澤の美人と東京の美 このときは 前掲の豪華写真 新作 は 兼 六 公 $\overline{\bigcirc}$ 金 貨

分

貰うことになるだらう」とあり、まず東廓・主計町の芸妓三、 る。 が選ばれたとわかる 妓の葉書が去年あたりから流行して

來た。 新聞広告には「金澤美人花揃ひ」と見出しが躍る 「北國」)。 被写体については発売予告記事に 金沢美人という言葉は大正初期以降に定着したと判断できる。 大正五年には「金澤美人」と題した葉書写真が発売され (大正五年三 月 二九日 「市内東廓と主計町での若手藝 西廓と北廓とは追々撮して 「北國」)。 (大正三年六月八 これらの 四〇人 動 向 か

Z

日

舶

Ξ 美人言説の歴史

美人零落論の時代

のは明治半ばより増加する金沢の女性全般を対象とする批評記事であ を一からげに美人と批評する言説である。 きたが、 ここまで写真を素材とし大正期までの美人イメージの展開を追 写真消費の拡大とあわせて注目したいの その源流として注 が 定の ±. 目した 一地の女性 しつて 5

る

し、家で働けるよう家庭工業の発展を期すべきだと説き、また石川県
売り歩いたり、また芸娼妓が随分多いと印象を語り、女は家で起居
明治四二年の「金澤女」は金石往還で車力をしたり、頭に桶をのせ
を批判する。
優美を男子がもとめることから上から下まで赤色を好むと、品のなさ
人は凜乎として気高くあろうとするが、一方、金沢の娘たちは妖艶・
また明治三五年の「金澤の女界風俗」は、男子の望みから関東の婦
夫婦関係が不安定であり、その要因は女性の気質によると指摘する。
を取替へて」云々、あるいは金沢には「女の破戸漢が多い」などと、
らでもある。女の方でも離縁をなんとも思はず、男の方でも矢鱈に妻
る外來人がいつた。十九の花嫁さんは今度で三度び目だといふのが幾
評である。明治三二年「女」は「金澤に出戻りの婦人が多いとサ。或
批評の内容は三種類にわかれる。第一が良妻賢母規範にもとづく批
(一〇月七日~一二月二二日/四〇回連載)などを掲載している。
(一二月一六・一八・一九日/三回連載)、大正二年に「北陸の女」
美人」(一月二〇日~二五日/六回連載)、明治四四年に「時代美人」
風俗」(一月一八日)を、また「北陸新聞」は明治四三年に「北陸の
の女」(一二月一一日~一四日/三回連載)、明治四三年に「金澤の女
一一日)、明治四二年に「金澤女」(九月三、五日/二回連載)・「金澤
年に「女」(九月二九日)、明治三五年に「金沢の女界風俗」(一月
子」(九月一三日)・「名古屋女と金沢女」(一二月一三日)、明治三三
地元新聞を通覧すると、「北國新聞」が、明治二六年に「金澤の女

嘆く内容で「日本全國中婦人の産物を以て有名なる處を名古屋とな
同年の「名古屋女と金沢女」も、右掲記事と同じく、美人の不幸を
に身を落とす者が多いと嘆く。
此上もなく、其苦界に沈淪せる金澤女子の不幸憫然に堪へず」と苦界
ん。而して其石川縣中の九分強は金澤女子なるからは、金澤の不面目
別中、高點を占むるものは何縣ぞ、誰れか其石川縣たるを知らざら
とはいえ、個々の人生をみると、「東京の遊廓に於て其娼妓の府縣
女性は才色兼備であり京都・越後・名古屋を上回ると絶賛する。
き、金澤の女子の如く善く教育せられたるものは稀れなり」と金沢の
に羨むべきかな。殊に女子教育の上より見るに、三府四十餘縣の多
有するものは金澤の女子歟、金澤の女子が生れ得て天福に富める、洵
雅致を欠く、唯だ其の細からず太からず、嬌婉優美にして雅致風韻を
京女は細きに失し、越婦は太きに過ぎ、名古屋の婦女に至りては風韻
出す處は京都を第一とし、越後、名古屋之れに次ぐと稱す、然れども
治二六年の「金澤の女子」は「関東は美女を出す處にあらず、美女を
いる。第一段階は美人零落論ともいうべき内容である。たとえば、明
第三が美人を主題とするものである。その趣旨は二段階に変化して
見せ方・着物の色彩が東京にくらべ遅れていると指摘する。
風俗」は、女の風俗は上方から江戸風に変わったが、髪型・背負揚の
第二は装いの流行の遅れを指摘するもので、明治四三年「金澤の女
と、女性の労働形態や経済能力を批判する。
が元大藩でありなら、貧乏になったのは妻女の経済思想の影響による

す」と始まる。内容は藩主徳川宗春が京都の島原を模して廓を設け楽	クル人種が全滅して、風力と海潮によって漂着した天降人種とアイヌ
しんだことから、名古屋の人々がひろく遊蕩を好むようになり、内妾	人と蒙古人種が混合した状況にあるため身体的特徴はさまざまである
外嬖盛んにおこなわれ、結果、倫理道徳の廃頽滅却が甚だしいと批判	とした上で美人の平均的特徴を説こうとしたものである(明治三〇年
した上で、明治以降、金沢の士族の女性が東京など各地に浮かれ女と	六月一五日「北國」)。
して売られている状況に触れ、「金沢の士風人心遂にいかなる魔界に	具体的に地域名をあげた言説が登場するのは以下の明治三四年の記
運ばるべきか」と糾弾する。	事からである。「飛騨高山の婦人は肌膚細膩にして容姿美なり。能美
ちなみにこのような美人薄幸観を土台とする批評は、明治三〇年代	郡白峯村の婦人亦眉目好し。白峯には平家の落人ありしによると傳
以降、見かけなくなるが、世間話的な記事では生き続けた。たとえ	ふ。果して然らば高山の民族は何人の血統にや」(明治三四年三月二
ば、明治四四年の記事「薄命の美人」は父を亡くし独り身となった金	二日「北國」)。
沢市内の娘ショウの人生を紹介する。金沢・福井・岐阜と各地で悪徳	柳田國男の山人論とも通底する視点を見出すことができよう。つま
ロ入屋に娼妓となるよう強引に契約され、貸座敷から逃げ出すという	り、混合民族論にもとづく視線を基本としつつも、かつ都市の発展や
生活を繰り返し、最終的に岐阜の料亭の住み込み酌婦に落ち着くとい	鉄道路の拡大への反動から、それらの影響が及ばぬ山の民に歴史的な
うものである(明治四四年一二月七日「北國」)。	ロマンチシズムを感じ、地元女性を美化するようになったのである。
	ちなみに白峰村や高山を美人の産地とする視線はその後も衰えるこ
(二)混合民族論からご当地比較へ	となくむしろ強化されていく。明治四一年には「美人村」という見出
明治二〇年代の美人言説は写真と同じく芸妓を批評の前提としてい	しで、白峰村桑島の女性について「美人系と聞こえた北國の美人を代
たが、明治三〇年代にはいると、芸妓という前提を超えて地域の女性	表する」とし、どの女性も「第一髪の毛は漆のやうに真ッ黒で色は雪
一般を対象とするようになる。対象をひろげる回路となったのが日本	のやうにクッキリと白い」と報じた。
人の系譜を多民族・多人種と想定する混合民族論である ^{(E)。}	注意したいのは素人の女性を美人としてイメージするものの、芸妓
明治三〇年ころには美人と混合民族論を関連させた視点がひろがっ	を美人の前提とする通念が深い影響をもたらしていたことである。
ていったことは金沢医学会通常会で行われた止善堂病院長・山田博士	「美人村」桑島の女性の特性についてこう記す。
の「美人論」講演会からうかがえる。内容は、日本は元来のコロボッ	「女は大概遊藝を知らぬ者はない。甚麼女を掴まへても一寸した手

(人村」桑島の女性の特性についてこう記す。
美人の前提とする通念が深い影響をもたらしていたことである。
注意したいのは素人の女性を美人としてイメージするものの、 芸妓
やうにクッキリと白い」と報じた。
する」とし、どの女性も「第一髪の毛は漆のやうに真ッ黒で色は雪
で、白峰村桑島の女性について「美人系と聞こえた北國の美人を代
なくむしろ強化されていく。明治四一年には「美人村」という見出
ちなみに白峰村や高山を美人の産地とする視線はその後も衰えるこ
マンチシズムを感じ、地元女性を美化するようになったのである。
道路の拡大への反動から、それらの影響が及ばぬ山の民に歴史的な
混合民族論にもとづく視線を基本としつつも、かつ都市の発展や
柳田國男の山人論とも通底する視点を見出すことができよう。つま
日「北國」)。
果して然らば高山の民族は何人の血統にや」(明治三四年三月二
白峯村の婦人亦眉目好し。白峯には平家の落人ありしによると傳
からである。「飛騨高山の婦人は肌膚細膩にして容姿美なり。能美
具体的に地域名をあげた言説が登場するのは以下の明治三四年の記
月一五日「北國」)。
した上で美人の平均的特徴を説こうとしたものである(明治三〇年
と蒙古人種が混合した状況にあるため身体的特徴はさまざまである

目ニーヨ「比國ン。軍とは東遠な也或こちるとり、也とりて生が衰支い所から自然の勢ひで遊藝熱が高まつたのだといふ」(明治四一年六踊りや三味線を知らぬ者はない。是れは畢竟村の若者等が遊び場がな
の役割をもったと紹介しているのである。つまり、芸妓の代替え的な
存在として山の女性を価値づけることで美人とイメージしたわけであ
S°
明治四〇年代になると、混合民族論にもとづく視点を保有しつつ、
国内各地の美人を比較する言説が増加する。この言説パターンで注目
されるのが、タイトルや説明に頻出する「美人系」という言葉であ
る。当該語彙は現在死語となったが、国会図書館デジタルライブラ
リーで検索すると明治三九年刊・栗島狭衣『日本美人史』(尚友館)
をさきがけにし、昭和二七年まで確認できる。ちなみにその適応範囲
は日本にとどまらず、昭和二年の記事には「南米の美人系なるボリビ
ア出身の艶にあでやかな令夫人」(昭和二年七月二〇日「神戸又新日
報)とみえ、世界各地に及んだ。
その言葉を定義付けした記述は確認できず意味を明示できないが、
初期資料の『日本美人史』の場合、「わが三千年の歴史を貫いて今に
傳へられた美人系」とあり、前後の文脈から歴史や風土との関係性の
中で美人をまなざす意図をかたどった言葉だとわかる。
「美人系」は当時の流行語に近かったのだろう。人気作家の徳田秋
聲もその言葉/視点に魅了され、明治四一年「趣味」に「美人と美人
系」を発表している ⁽³⁾ 。内容は東京式女と上方女を対比させなが

系とする根拠は、右掲記事では、人種が日本海側は純粋・古体、太平をここに見出すことができる。日本海側を美人系、太平洋側を非美人野在もVEE」に演進する日本洋作に美ノカ多いといい言語の原点
現在もWEB上に流通する日本海側に美人が多いという言説の原点二六日「北國」)。
きによる結果ならんと説く人あり如何のものにや」(明治三八年四月
駁にして且つ新らしきに依り日本海岸系の美は人種の古きと純粋に近
似たり。而して斯くのごとき現象を造りたる所以は関東系は人種の雑
系、否な非美人系統に屬し、日本海岸は一般に美人系に屬するものに
布の跡を察するに太平洋岸は名古屋以北以東の地青森に至る迄が醜人
際に多くの美人を出すこと非定すべからざる。(中略)其地理學的分
處にして這は獨り此地方の女子が藝娼妓に出稼ぎする故のみならず實
「我日本に於ても越後や京都、名古屋の如きは美人系と稱せらるる
年四月二六日付の批評記事「美人系」の説明の一部を抜き出そう。
民族という視点から美を批評する点に見出せる。たとえば、明治三八
時期の叙述パータンは、列島を日本海側と太平洋側にわけて、人種・
するような叙述構成は異例である。石川県の新聞などで見る限り、同
ただし、徳田秋聲のように東京と上方を対比させ最後に金沢を言及
る斬新な視点をかたどった言葉として歓迎されていたと想像できる。
がみられており、美人系は従来の芸妓を前提とした「美人」とは異な
る。美人の対象となる女性は芸妓にとどまらず、「女学生」への言及
後に「金澤美人」について「色が白く、皮膚が細か」など評価してい
ら、容姿や性格、着物などについて女性美の特徴を説いた随筆で、最

洋側は雑駁・新体であると指摘するが、これと真逆の言説もある。明
治四四年の記事「時代美人」は、日本海側に美人が多いのは人種の混
交の結果と説く。つまり、古代における日本海交流の影響から朝鮮人
が漂流してきた土地に美人系統が多いという(明治四四年一二月六日
「北陸」)。
このような日本海側美人論が浮上した背景はなにか。日露戦争後、
異質の価値をもって表日本と対峙しようとする裏日本イデオロギーが
沸騰したことを大前提としてあげられるが「ヨ」、太平洋側ではなく日
本海側が美人の産地となったのは三つの理由を想定できる。
第一が混合民族論との相性のよさである。つまり、日本海を介し大
陸と対峙する地理的位置ゆえに、人種・民族の相互影響関係を説明し
やすかったことがある。第二が、日清・日露戦争を経て、日本海を国
境とする意識が拡大していったことを想像できる。太平洋側からみた
とき境界に位置する日本海岸、そこは都市住民が山村を美人村として
まなざすのに似て、ロマンあふれる場所と目に映ったのであろう。
第三に新潟美人の影響がある。新潟美人の著名さはたとえば、全国
各地の名妓を紹介した明治四一年の『日本名妓花くらべ第一集』で、
掲載人数一〇〇人のうち、東京以外では新潟七名、京都五名、長崎四
名、名古屋二名、大阪・広島各一名を数え、新潟がほかを凌駕してい
ることからうかがえ(ミ)、新潟美人の名声にひきよせられ日本海沿岸
全域が美人の産地とイメージされた可能性を指摘できよう。

(三)「美人となれ」の氾濫

般女性も、 者の視線を日常的に意識するようになったことがあろう。 にあがるようになった理由は混合民族論の影響が大きいが、 明治三〇年代以降、 社会に進出したり、 言説上で芸妓以外の一般女性が美人の批評対象 都市への外出機会が増大したりし、 ほ かに 他

告が次々と掲載される。 目立つ広告は化粧品関連である。 美装をめぐる意識の拡大は、 新聞広告の増加で看取できる。 明治中期以降、 美顔水の新商品の広 とくに

國」)、 Ę 妙劑」 美白丸」は服用によって「白色艶美」(一一月二〇日 美人となるには此藥に限る」 し」(一月二三日 人は最も人に愛せられる」「色を白くし艶を出す」(四月一六日 その惹句をみると、明治二八年の 白い肌となることを煽るもので占められる。 明治二九年の「つやの水」 (四月五日「北國」)、 「北國」)、明治三〇年の「キレー水」は 同年の (四月二日 が 「美人泉」が、 「艶顔水」 「肌をやわらかにしつやをよく 「北國」)、 が 「顔の色白美にする 翌三一年の 「美人となれ 「北國」) 「眞の白色 「肉體 など 北 美

女顔の色を白くつやをだし」(四月五日「北國」)、 かったことをあげられる。たとえば、明治二八年の (四月二日 当 水 時の特質として、広告で肌の白さを煽る対象は女性にかぎらな は 「北國」) 「男女を問はず眞の白色美人となるには此の藥に限る」 などとある。 明治三〇年の 「艶顔水」は -+ 「男

このような男女共有の商品が流通した背景については林葉子の鋭 ĺ١

-96 -

3外科手術」という見出しで一八歳の少女の手術 明治ニナセの言葉に「新聞の場所に不明たた」
よる。明台二九丰の記事こ、丙完の昜所は不明ごが、「魄帚を矣人こう」とした。 ほうごう しゅうごう ごうしょう しょうしょう しょうしょう いっぽう ディインネン・・・
ちなみに明治半ばになると美人をめざし整形手術も行われるように
五日「北國」)。
に色白に」のイメージとして新橋芸妓の照葉を紹介している(一月一
並べられ、また大正三年のツバメ洗粉では「こんなに美しう、こんな
うになる。明治四四年のクラブ石鹸広告では一五人の芸妓の顔写真が
明治末期になると、石鹸広告は挿絵にかわり芸妓写真を多用するよ
陸」)、愛用していると宣伝している。
國」)、あるいは「各新聞が選定せる百美人」が(一〇月一六日「北
倶楽部「クラブ洗粉」は、「素顔の東京美人」が(三月二九日「北
石鹸」だつた(一一月三日「北國」)。また明治四〇年には帝国化粧品
明治三四年に青草町の越次郎平が発売した石鹸の商品名は「金城美人
このため、化粧品の商品名や惹句には美人が積極的に活用された。
く美容効果を求めて利用されたとわかる。
ひ粉 雪肌」が販売される(四月五日「北國」)。当時は美顔水と同じ
には「色を白くつやをだしきめをこまやかに」にする「新発明御あら
化粧品の広告で美顔水のほかに目立つのが石鹸である。明治二八年
S°.
ば白色への憧憬の背景には、性病の蔓延があったといえるわけであ
だけでなく、性病を意味する黒色の反対の意味をもった。いいかえれ
指摘がある(33)。つまり当時の顔の白色とは単に肌の美しさをしめす

1	5	
c	2	
	0	

* 檀 * 種)) っつ こく っ / 。 くち くち ・ 、 らく きよ頁 こ 〕 長 さき ・ っ果に ついて、「 今まで 高く突出で 居たる 頬は 見事に 圓みを帯び云分な	内容は手頬骨や顎骨を削りとった手術経過を記したもので、その結
○ ○ こよっ >。 只はて店 こ、 らざ ► 一 - 一	く 「 ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

國_)。 か。 な頬は桜色に染まり、 紹介されている。美人菌は細菌学者が実験により発見したもので、こ 初である。 いう の菌を肩先に皮下注射すると、菌が血液に混入して活動を始め、蒼白 くなった女性の写真が公開されている(明治四一年二月二八日「北 このほか明治後半には美容注射も行われるようになったのだろう 明治四二年には美人菌の注射で美人となれるという処方が新聞で (明治四二年八月二五日「北國」)。 市内河原町に開院した金沢整鼻院に注射手術をして鼻が高 皺は消えさり、「花恥かしき美人」となれると

(四 四 北陸美人と美人ツーリズム

本海沿岸を舞台とする美人系批評が登場したことを紹介したが、明治 ふたたび言説の変化に視点をもどす。明治四〇年以降になると、日

かで育つので、「容貌の上にも自然に其感化が現れなければならぬ。そして「北國美人」が生まれる理由について、厳しい自然環境のな「北陸」)。
も的爍としたのは多い」などと批評している(明治四四年一二月六日
美人は「京都よりも幾分か長く、多少神經的なところもあつて眼など
く、又體格も發達して居らず、皮膚の色なども綺麗でない」、名古屋
た、京美人については「北國美人に較ぶると強く締つたところがな
が優美であるから美人の顔も何となく悠暢として居る」とする。ま
國美人」の代表地域として新潟県をあげ、一方、「太平洋沿岸は景色
明治四四年に北國新聞に掲載された「時代美人」なる記事も、「北
に、北国美人といえば新潟美人を代表とする意識が強かった。
について「噂に高き北國美人」と説明がみえることから明らかなよう
三六年刊行の羽仁もと子『家庭小話』(内外出版協会)に新潟の女性
一等の八百八孀の名ある越後国」とみえ(三月二八日「中越」)、明治
したわけではない。明治一九年の中越新聞の娼妓関連記事に「北陸第
だった。ただし、美人批評における北国・北陸は当初、北陸三県をさ
名があがることはなく、北国・北陸という地方レベルの設定が一般的
このような地域間の比較のなかでは、当初は金沢や富山などの都市
ことが背景にあろう。
流となっていく (ユ)。鉄道網の拡大により都市間の往来が活発化した
り、列島内の各都市や各地方との比較を目的とした内向きの言説が主
末以降になると、大陸との交流を視野にいれた外向きの視点にかわ

の 着	した	て氣	何と
の着目はまったくみられない。	視点が	象も世	なく対
よつた	が初め	なし	秤 經 的
にくみ	て登	じくな	な相
られ	場す	つてい	があ
ない。	るわけ	來る」	つて明
	りだが	と説	眼など
	~、 現	< <	し は 釣
	した視点が初めて登場するわけだが、現代のように美肌との関係性へ	て氣象も雄々しくなつて來る」と説く。自然環境と美人の関係に着目	何となく神經的な相があつて眼などは釣り上り、
	よう	環境	り、
	に美町	と 美	、締つた強い顔になつ
	との	の関	に強い
	関係	係に	顔に
	性へ	着目	なつ

窓口となり、 世界一を決めるコンテストを計画した。日本では東京の時事新報社が ゴのツリビューン新聞社は世界各地から一般女性の美人写真を集め、 Ł とする言説も登場してくる。 明治四〇年代になると、新潟ではなく のように北陸美人といえば新潟美人の異称という側面をもち 各県の新聞社に協力を要請した。 その初見は明治四〇年。 「北陸」三県を美人の産地 アメリカ・シカ うつ

出しているが、その広告に の称あり」とみえる(明治四〇年九月七日 石川県では北陸新聞社が九月に、 「北國」)。 「北陸三県は由来美人系に属し東邦美人國 北國新聞社が一一月に募集広告を 「北陸」、 同年一一月一七

日

に対し、 宮市ほか出身の上位一二人の名前を発表した。 讀者と共に遺憾とする所なり」と悔しがった 「北國」)。 ちなみに全国からの応募を踏まえ、 「由来美人系を誇れる本縣選出五美人の遂に落選を見たるは 新報社は小倉市・仙台市・宇都 北國新聞社はこの結果 (明治四一年三月七日

摘するように実際に素人が容姿を人前にさらすことは社会的にいまだ 人を対象とした初の美人コンテストとされる このコンクールについては井上章 一・佐伯順子が指摘するとおり素 25 0 しかし、 井上が指

非難された時代であり、あくまで日本の社会通念とは関係なくアメリ
カの要望を無理に引き受けて実施した感がある。実際、石川県で、実
質、素人を対象とする類似事業が実施されるのは戦後を待たなければ
ならなかった。
このコンクールの場合、あくまで全国からの募集をすすめるにあた
り便宜的に北陸を美人の産地としてくくった観があったが、明治末に
なると、北陸三県の芸妓を対象とする細かな美人批評記事が登場す
る。その最初は明治四三年の「北陸の美人」で、五回にわたり金沢・
富山・高岡・福井・武生・小松・七尾の芸妓を以下のごとく紹介し
た。
「山田屋の小金は金澤の名花、水月の鹿の子は富山の美人、堀江の
お浦は福井の尤物と稱せられて居るが、金澤にも富山にも福井にも此
の地に相應の美人が居る。若し格式と番附でいふならば小繁と金八は
富山の元老、越又虎、月見時は金澤の横綱、吾妻樓小雪と酒井のお勇
は福井の首領だ」と云う具合に、北陸各地の芸妓を具体的に紹介・批
評する。
また、この記事では一記者の批評だけにとどまらず、当時、他県か
ら訪れた別の記者の以下のような批評も紹介している。「去年東宮殿
下が行啓あらせられた時、東京大坂の新聞記者が澤山入り込んで、此
處に端なく三縣の美人論が起つた。金澤がよい富山が上だと甲論乙駁
の盛観を呈したが、歸する所は富山には金澤よりも美人が多いという
事に一決した(中略)」。

所は、 ば勿論美人ではない。之に反して富山では番附に重きを置かずして二 装などに工夫をしなければならないと説く程度の軽薄なものだが、 内容は金沢の女性に関して、「美人」となるために、教育、 を四〇回にわたり連載する(大正二年一〇月七日~一二月二二日)。 流でも三流でも構はぬ美人ばかりを選抜した、 の目から見ればお虎や時や鈴や小富は名妓であるが、旅の客から見れ は何時も千篇一律で、 摘する言説が登場することは注目できる 下のとおり、 は北陸各県の旅行途中に見かけた女性の印象をつづった「北陸の女」 を重んじたためというわけである。 の國でも姐さん株には美人が尠くて、塩茄子の様な女が多い。金澤人 「北陸」)。つまり、 富山 て記事はこう続ける。「金澤では北間屋でも鍔屋でも宴會に出る女 大正に入ると、連載はさらに長期化する。 金澤女の美は、 富山の方は頗る陽氣で見榮があつた」(明治四三年一月二一日 が金沢より美人が多いと盛り上がったわけだが、 雪が美人を生みだすという自然環境・風土との関係を指 芸妓を座敷に出す場合、 亀田鵬齊のいつた半歳一 所謂姐さん株といふものばかりであつた。 日の晴なしといつた、 金沢は芸を、 大正二年、 故にズラリと現はれた その 「北陸新聞 富山は容姿 表情、 理 由 何 に 定 服 以 處 0

を発端とすると判断できる。「小学にのかって、シートラン・シートのなき北國日和と、山水美と、雪の降る寒い國であるために涵養されめなき北國日和と、山水美と、雪の降る寒い國であるために涵養され

— 99 —

したときの
はない」と、新潟市で開かれた北信市長会議の宴に金沢市の課長が参
潟芸妓は縹緲も能いが第一衣裳に金の掛つて居るのは金澤芸妓の比で
大正五年には「驚いた日本一の美人金澤に」という見出しで、「新
月一七日「北陸」)。
ば北陸代表的の美人は新潟に限られて居る」と補足した(大正四年七
より一段劣等だ」とけなし、「北陸は美人國ぞと昔から呼ばれて居れ
限る」と評し、さら生まれ故郷の名古屋はどうかという問いに「金澤
はば締りがない、粋な風采を欠いて居る、矢張り藝者は花のお江戸に
として「總じて衣裳の着科なしと帯の結び様が如何にもダラしなく謂
帰りの汽車のなかで、望月や北間屋で芸妓から接待を受けた際の感想
ば、のちに内閣総理大臣を務めた加藤高明が大正四年の金沢訪問後、
者らの廓遊び体験をネタにした記事がしばしば掲載された。たとえ
この後も旅行記という体裁はとらないものの、県外から訪れた有力
人通であることを自慢する風潮が当時生まれていたのだろう。
一二月四日「北陸」)。県庁所在地ではない小都市の芸妓を話題にし美
には美人が多い」といふ評話を聞くことがある」とみえる(大正二年
一月二五日「北陸」)、「北陸の女」には「時々知人から「越前の武生
く、福井の紳士連は態々武生へ足を運んだ時代もある」(明治四三年
は昔より美人の産地として知られて居る。曾ては福井よりも名花が多
して興味深いのは武生美人である。「北陸の美人」には「越前の武生
以上て紹介した連載「北陸の美人」「北陸の女」て共通する記題と

至つては道玄坂だ」(大正八年四月二七日「北國」)と、東京の芸妓をるとわかると、集まってきて「金澤には日本一の藝技で何んな美人ですか」と尋ねたという。課長は誰かと聞き返すと、「大何んな美人ですか」と尋ねたという。課長は誰かと聞き返すと、「大不一の、大正八年の「北陸美人観」では、野田逓相に同行した秘書官が北陸大正八年の「北陸美人観」では、野田逓相に同行した秘書官が北陸の美人について「新潟は赤坂に比すべく金澤は烏森に比すべく富山につ美人について「新潟は赤坂に比すべく金澤は烏森に比すべく富山にの美人について「新潟は赤坂に比すべく金澤は烏森に比すべく富山に

ムを基盤とした言説が主流化した点にみいだせる(ぎ)。して紹介する、軽妙な旅行記的な言説が、言い換えれば美人ツーリズ学術的な言説と異なり、各地の芸妓との遊興を観光経験として物語化このように明治末から大正期にかけての美人批評の特質は、旧来の

たとえに批評している。

内の性格を強く残す点、旅行記型言説の初期形態といえる。 判記』(西村活版印刷所)を例示できよう ⁽³⁾。内容はかつての廓案明石の芸妓を調べたという明治四二年刊吉田隆一編『花柳界美人の評 のお、美人ツーリズム言説は全国的に人気を集め書籍としても販売

歩いて遊興する様子を面白おかしく紹介したもので、はしがきには本書院)がある。全国の代表的な廓を、「気まぐれ者」の二人が飛び本格的な廓旅行記としては大正五年刊柳原煙花『諸国廓巡礼』(日

たとえば、松川二郎は「美人國巡禮」で、京・名古屋・越後・伊
のような視線は旅行記型の言説にも表出するようになる。
北の美人とアイヌ民族との関係性を実証しようとしたものである。こ
俗研究誌『高志路』二五・六号に発表した「越後美人」は、越後や東
内にとどめた混合民族論である。昭和一二年に喜多貞吉が新潟県の民
一方、美人ツーリズムに適合するように流通したのが、視野を列島
て関心をひこうとしたのである。
みに混合民族論が馴染むように能登の福浦という具体的な湊町をあげ
めという。国内各地の美人比較のなかで浮上した北陸美人という枠組
に盛んに貿易をしていた関係で、女真族の血が北陸一帯にひろがるた
北陸美人が多いのは、その女真族と日本が古くから能登の福浦を窓口
根源地とする。その理由はかつて女真族が占拠していたためである。
した記事がみえる (九月二日「北國」)。北朝鮮の會寧付近は美人系の
帰ってきた矢部市視学は、「北陸美人」が生まれた背景について力説
新たな変化をみせる。大正一〇年には北朝鮮各地の学事視察を遂げて
美人ツーリズムが普及するなか、混合民族論にもとづく美人批評も
した。
花街めぐり』(誠文堂)・昭和七年『三都花街めぐり』(誠文堂)を著
巡礼」『珍味を求めて舌が旅をする』(日本評論社)・昭和四年『全国
みえる。さらに旅行ライターだった松川二郎も、大正一三年「美人国
観察に依つて正鴻を得たものはあるまい」とその画期性を誇る言葉が
「遊廓に中心とした書は、澤山あるけれど、恐らく此の書ほど兩君の

起つて、 すめ、 勢・長崎などを美人所としてとりあげ、 を基点とする日本海美人論を説いた。 を例に出し「混血」と指摘し、また「日本の美人系は裏日本の出雲に に終つてゐる。 さらに松川は昭和一〇年「全国女氣質」で、全国の女性の比較をす 美人どころとして「今の北陸道一帶、 越前・越中・越後を經て庄内に入り、 確かに、斯く日本海沿岸を走る一脈がある」と、 美人が生まれる要因を長崎 即ち越路は随分美人國の 秋田となり、 津軽平野 出雲 県

その歴史的背景にアイヌ先住民や出雲との交流などを説いた。で一番最初の美人國の折り紙が付けられたものと云つてよい」とし、さ前であると云はねばならない。否寧ろ、高志(越)の国こそは日本すめ、美人どころとして「今の北陸道一帶、即ち越路は随分美人國のすらに松川は昭和一〇年「全国女氣質」で、全国の女性の比較をす

美の要因をもとめるようになったわけである。との交流やアイヌ民族・出雲民族といった内なる異民族との関係性に大陸との関係性はもはや思慮されなくなり、長崎貿易を介した西洋

んだ様子が報じられている(大正五年七月四日「北陸」)。 議士が金澤遊覧を思い立ち横山代議士のもとを訪れ、芸者遊びを楽し 玉年七月には「金澤美人遠征」という見出しで、岐阜・愛知選出の代 大正期、北陸地方を舞台とする美人旅行記が人気をみせるなか、記

むらくは表情をご存じないと、いわれても貴方がたは一言もあるまいら「金澤美人」と呼ばれてゐらつしゃいます。(中略)「金澤美人」惜の美人系として知られてゐる金澤にお育ちになつて貴方がたは天下か

フェーにも影響を及ぼす。昭和九年、香林坊地下のカフエー「金澤パ
このようなご当地美人消費の高まりは昭和初めの人気をみたカ
大関と位置付けている(※)。
賀美人系の中樞たる金澤の兩大關が残されてあり」と、金沢と盛岡を
ども、尚ほ東北方面では南部美人系の本場たる盛岡、北陸方面では加
田、長崎、博多などの大物は殆んど網羅されて居るかの觀があるけれ
告において「前篇には三都を始めとして美人系の名古屋、新潟、秋
であった。結局前編のみの刊行にとどまったが、最後にみえる後編予
同書は前後篇の二冊からなる予定で、金沢市は後編で紹介する予定
『全国花街めぐり』である。
資料は全国の花街を紹介したガイドブックの昭和四年刊松川二郎著
なっていく。管見のかぎり、そのイメージの全国流通をしめす最初の
昭和にはいると、金沢美人のイメージは県外にも知れ渡るように
確認できる。
ら「北國・北陸」を舞台とする美人ツーリズムの市場拡大があったと
でまわるようになったと指摘したが、その背景には以上の言説状況か
さきほど大正に入り「金澤美人」を商品名とする絵葉書や写真集が
べきと批評する(昭和三年四月七日「北國」)。
はどんなに美しく見えるでせう」と「金沢美人」は豊かな表情をもつ
色々の關係から兎かく陰鬱になり勝なこの北陸地方で女の生きた表情
よりも遥かに劣つてゐると思はれます。気候や家屋の構造やその外
と存じます(中略)とにかく無表情な事は同じ北陸系の「新潟美人」

大衆が出会いをもとめるご当地美人。その欲望がたかまるなか、金当地美人と出会えることを売りにしたのである。
--

四 美人のモダニズム

顔として官民あげて売りだしがすすめられていく経過をみていく。沢美人はあらたな消費段階にはいっていく。次章では観光都市金沢

 \mathcal{O}

(一) 容貌から姿態へ

たが、基本は芸妓を前提としつづけてきたといえる。た。美人イメージは、混合民族論の影響で素人に拡張した時期があっ明治後期から大正期にかけて美人をめぐる図像・言説を紹介してき

だったのだろう。記事はこう伝える。当時の人々には相当の衝撃頻場大衆座の女優が選ばれたのである。当時の人々には相当の衝撃妓以外の職業女性、具体的には金沢近郊にあった粟ヶ崎遊園地の付属のが昭和四年の北國新聞社主催の美人投票である。選出者に初めて芸しかし、このような前提は昭和に入ると崩れていく。それを物語る

て金澤市から當選した者には一人も藝妓がまじつて居ない」(昭和四して居る。これは確かに非常な變化である。(中略)当選者中にあつたものである。それが今度はそのレコードを破つて女優が一等に當選「今日まで、美人投票の一等當選者はことごとく藝妓に限られて居



写真6 『日本代表美人』 昭和5年 日本電報通信社 右頁中央には入選20人の1人である東廓の吉力清子を掲載。

降、「健康」や「運動」が注目を集め、さらに健康的な生活を営む空
また身本をめぐる新たな社会理念が生まれた影響もあろう。大正以スージョンそなフライ原性を欠素です。いって同じておりてき、
ポーションをまなざす感生を定着させていったというわけである。
ようになったことを指摘する (3)。つまり写真は容貌からさらにプロ
のオブジェとして人体のフォルムやプロポーション」に意識を向ける
は、写真により「全身像という新しいフレーム」が与えられ、「一つ
姿態美に重点が置かれるようになった背景について、佐久間りか
を感受できる女性を前提とするようになったというべきだろう (ヨ)。
四月一二日「北國」)。昭和初期、美人とはより「姿態美」「肉体美」
のダンスホールのモデルダンサーが被写体となっている(昭和一一年
に注意が必要である。昭和一一年の金沢市商工祭撮影競技会では新町
ただし、女給が芸妓にかわり美人の前提となったわけではないこと
加している(六月八日「北國」)。
昭和七年の九師団管下凱旋祝賀行列ではカフェーの女給三〇〇人が参
つて都市祝祭の練り物行列では美装を凝らした芸妓が注目されたが、
美人観の変化は行列にも訪れる。後編で詳しく紹介するとおり、か
る(昭和八年七月三一日「北國」)。
座会館」となっており、カフェー間で盛んに引き抜きがあったとわか
七年八月五日)。ちなみに翌年も同じ女性が選ばれたが、所属は「銀
三日「北國」)。結果、初代のクイーンには赤玉信子が選ばれた(昭和
もでき、新聞社に写真を応募しコンクールも行われた(昭和七年八月
身をつつみ、日傘をさして砂浜を歩いた。このときは自由に写真撮影

さらに戦争の影響もある。	ようになるのである。	間として「郊外」が発見され
林葉子は日露戦争当時、美人絵葉書が人		間として「郊外」が発見される。生き生きとした身体性が重視される

存在にならざるをえなくなった事情もあったのだろう(w)。や慰撫する存在どころではなく、兵士にかわって家や国土を守る強いた死をもって恩に報いるに値する相手として、やさしい女性イメージたらに戦争の影響もある。林葉子は日露戦争当時、美人絵葉書が人

(二) 麗人・鄙の美人・加賀美人

は、美人といえば芸妓というイメージが色濃く残っていたからだろと称える場合、おもに「麗人」と称した。美人という言葉を避けたのどまらず、一般女性にまでひろがりをみせる。芸妓以外の女性を美人美人イメージの変質のなか、その対象は女給や女優、ダンサーにと

う。

もので、「選定されるミスは其土地の婦女會または女子青年團或は町の麗人交驩リレー」を企画する。内容は「四名の社会部記者が自動車たとえば、昭和八年には、北國新聞社が各町のお嬢様をめぐる「町

「同年、リレーに参加した麗人を一人ひとり紹介する記事「あえかなの、していた」のであった。 「明年、リレーに参加した麗人を一人ひとり紹介する記事「あえかなのだった(昭和八年六月九日「北國」)。 「二、「四和八年六月九日「北國」)。 「二、「四和八年六月九日「北國」)。 「二、「二、「二、「二、「一、「二、「一、」」」」」 「二、「二、「二、「一、」」」 「二、「二、「一、」」」 「二、「二、「一、」」」 「二、「二、「一、」」」 「二、「二、「一、」」 「二、「二、「一、」」 「二、「二、「一、」」 「二、「二、「一、」」 「二、「二、「一、」」 「二、「二、「一、」」 「二、「二、「一、」」 「二、「一、」」 「二、「二、「二、」」 「二、「二、「二、」」 「二、「二、」」 「二、「二、」」 「二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、
もりごった(召布八手六手一八手「比國ン。かしく咲き誇る時、太陽は光と熱とを與へるだらう」としめくくった
町の麗人」が連載される。トップを飾ったのは鶴来町の老舗金物商の
金田静子二一歳。経歴には二年前に金沢第一高女を卒業し、その後裁
縫教務所に通い、昨年から家事の手伝い傍ら生け花の修練をしている
とある(昭和八年六月一八日「北國」)。また昭和一一年五月二六日か
ら「麗人青春報告書」が一五回連載される。第一回目の紹介者は第二
高等女学校を卒業した令嬢だった(昭和一一年五月二六日~六月二五
日「北國」)。
昭和一一年には三年前の麗人リレーの発展版といえる「加賀能登賽
ころ點取り競争」を北國新聞社が企画する。内容は「加賀、能登の爽
涼線に麗人をもとめて東西おの / / 十五ケ町村で大賽ころを振りなが
ら得點しつつ明日の吉兆をもたらす平和の象徴、傳書鳩に通信を託」
すものであった(昭和一一年七月二六日「北國」)。各町の麗人は「町
村長・婦女會・女性青年團・學校長」など有力者が推薦し、「人格・
學歴・資性・品行・容貌孰れ」の点でもすぐれた女性が選ばれた(昭

國」)。 ジをわたし、時局に対する感想・覚悟を聞いたあと、サイコロを二つ 当主は紋付で出むかえ一室へ通し、そこで麗人とされる娘へメッセー 表現し、 は、 海村や山村の女性にも波及していく。たとえば、 和 美は全く裸女彫刻の群像である」と紹介する 和になると激変する もない」と(一一月一二日「北国」)、好奇の目で報告していたが、 振るという具合だった 役員、北國新聞販売店主、小学校児童が社旗を振って出迎えた。家の 五〇分に到着。 て「かくしゃくと陽に輝く肌の黒い艶、 言説の変化をみると、明治四一年のレポート「奇習奇俗 昭和六年には羽咋の滝町の海女の働く姿を このような一般女性を対象とする美人イメージは令嬢にとどまらず 実際に記者が麗人を訪ねる様子をみると、 舳倉島の海女について「皮膚は皆な赤胴色で斬つても斬れそうに 年八月二日 また昭和七年 目的の麗人宅の前には愛国婦人会の幹事や女性青年団 「北國」)。 「舳倉島遊記」なる旅行記は海女の姿態につい (昭和一一年八月四日 子供の頃から水泳による均整 山代町の場合、 「北國」)。 「水底に人魚は踊る」 (昭和七年八月六日「北 海女の身体をめぐる 能登の蜑 午後零時 昭 と

病人はゐないといふのも事実と思はれる」とその強靭な肉体を称えた のは娘達の胸の幅であり、 「成田知事一行の舳倉島巡り」では「たくまし 厚さである。 島に育つて島に働くものに

Ŋ

「陸では眞ツ黒に陽焼けした海士の身体が、

度水に潜れば、

眞

5

昭和一四年の視察記

ツ青に白く光つて、それが魚のやうにすいすいと泳ぐ様は、まこと人
魚である」と海中の海女を光り輝く姿としてとらえるようになる(八
月七日「北國」)。
このような海中の労働美や身体美を称える表現/視線は昭和二七年
七月二二日付「北國新聞」掲載の「へぐら島ルポルタージュ」での深
田久弥の「海女の美は水中にある」という発言へ、さらに近年の輪島
海女にかかわる有識者の発言などへと継承され続けている。
明治後期に芸妓の代役のように紹介された白山麓の女性も昭和五年
の新聞では「霊峰白山の萬年雪に洗ひ清めた桑島美人」「京美人に劣
らぬ奥床しさと聡明さ」などの見出しで独自の美をもつと伝えられ、
美の要因は糸紬ぎと都会地への出稼ぎで野良仕事につくものが少ない
ためという区長のコメントを紹介している (33)。
かかる昭和初期における美人観の拡散を受けて生まれる呼称こそが
「加賀美人」でなかろうか。管見のかぎり、加賀美人を確認できる最
初の資料は、既述した松川二郎の『全国花街めぐり』で、実質金沢芸
妓をさす言葉として使われている。
ただし、加賀美人は金沢美人の異称として使われるようになったわ
けではなかろう。加賀美人の系譜を探る上で看過できないのが加賀女
という言葉である。たとえば、明治三二年の田植を報道する記事に
「早乙女や加賀はをみなの色白く」という俳句が添えられている(明
治三二年五月一七日「北國」)。
昭和初期の記事にもこれに似たことばがみえる。既述の昭和五年の

定着の契機のひとつとなったのは小唄でなかったか。昭和六年に金メージが溶け合うなかで、定着した言葉だと推定できる。つまり、加賀美人は、芸妓を前提とする金沢美人とい明治期以降には鄙の美人をさす言葉として「加賀女」が定着していた明治期以降には鄙の美人をさす言葉として「加賀女」が定着していた。

在イメージではなかろうか。 定着の契機のひとつとなったのは小唄でなかったか。昭和六年に金

(三)キャンペンガールとしての金沢芸妓

澤は北陸一の大都會であり所謂百萬石の名邑である、 られて居る、 提とした金沢美人なるイメージはどのような展開をみたのだろうか。 書館蔵)が発刊される。はしがきには シュである。 くては叶はざらまし、 では、昭和以降、美人コンテストから芸妓が漏れるなか、芸妓を前 大正末以降の芸妓の状況として注目できるのは写真集の出版ラッ 雪の國 大正一五年、 實に然り美人雲の如く集まつて

居るには毛頭相 雪の膚、 紅筆社から『金澤美人選集』(石川県立図 誠に其所に一脈の連絡が有るらしい金 「由来北國には美人が多い傳 豈此所に美人無

内四廓の全芸妓四〇〇名を網羅したグラフ誌の刊行が計画される。

違は御座らんが、未だ此れを世間に紹介す可き何物も無いのは誠に遺
憾であつた」とある。金沢美人が多くいながら紹介した本がないから
出版したというわけである。
紹介されたのは東西北三廓及び主計町の芸妓で、紹介数は東三八
人、主計二三人、北一七人、西一七人である。主計町の掲載数は西北
両廓を超えており、その発展ぶりがうかがえるが、興味深いのは巻頭
の写真である。「兼六公園」の風景に溶け込むように複数の芸妓をや
や引き気味に撮影した写真が掲載されている。
昭和四年には紅筆社から『金城名花揃』(石川県立図書館蔵)が刊
行される。はしがきには美人を「先年此れを世間に紹介なせしも餘り
美形を紙上より逸し去りし」ために刊行にいたったとあり、大正一五
年『金沢美人選集』の改訂版とわかる。
その掲載数は前書を大幅に越えて西五一、主計町三五、東二五、北
二〇である。西廓にいたっては三倍に増えており、西廓からの強い要
請があって改版にいたったと想像できる。この写真集でも冒頭には兼
六公園の雪見橋・福神山を背景にして芸妓を引き気味に撮影した写真
が飾られている。
昭和八年には、名勝を背景に芸妓を撮影する構図をもとにした「新
名所絵葉書」が販売される。従来土産物用に金沢駅で「金沢名物絵ハ
ガキ」を売っていたが、景勝ではあまりに月並なので、金沢を印象的
にするために東西北三廓及び主計町の代表的な「金澤美妓」や名産品
などを紹介したという。発行元は金沢旅行協会。三枚一組一五銭。現



写真7 『花かが美』 昭和11年

の芸妓を紹介した、過去	計町八〇人、北五〇人と	○人、西一三○余人、主	妓数について同書は東九	真7)。当時の実際の芸	り六人ずつ掲載した(写	北二九人を一ページあた	西九九人、主計七二人、	博物館蔵)で東七五人、	かが美』(石川県立歴史	協会が刊行したのが『花	結果、同年に金沢観光	年五月一七日)。	説明している(昭和一一	地と併立して榮える」と	は良い風致をもつた観光	る、好い女のゐる觀光地	の効果が大いに左右され	ス女達によつて観光誘致	会は「その土地のサービ	発行元の金沢市観光協
		町八〇人、北	町八〇人、北五〇人	町八〇人、北五〇人	町八〇人、北五〇人人、西一三〇余人、	町八〇人、北五〇人、西一三〇余人、	町八〇人、北五〇人、二九人を一ページあ	町八〇人、北五〇人九九人、主計七二人	町八〇人、北五〇人、市八〇人、北五〇人	町八〇人、北五〇人、北五〇人、北五〇人、北五〇人、北五〇人、北五〇人	町八〇人、北五〇-	八〇人、北五〇人、北五〇人	八 八 八 一 七 日 二 し た の が 一 七 日 に つ い て 東 七 五 - 、 西 一 三 〇 余 人 、 主 計 七 二 の が 一 、 日 年 に 金 沢 細 し た の が が 一 、 二 4 一 七 日 の に 金 沢 細 し た の が が 一 に つ い て 同 年 に 金 沢 細 し た の が が 一 、 二 十 七 た の が が 一 、 二 十 七 た の が が 一 、 二 十 七 た の が が 一 、 二 十 七 た の が が 一 に し た の が が 、 二 十 七 た の が が 、 二 十 七 た の が が 、 二 十 七 二 た の が が 、 二 十 七 た の が が 、 二 十 七 二 し た の が が 、 二 十 七 二 し た の が が 、 二 十 二 二 七 二 、 二 一 ジ 本 一 、 七 二 、 二 二 一 ジ 本 一 、 七 二 一 ジ 本 一 二 一 ジ 本 一 二 一 ジ 本 一 、 七 二 一 ジ 本 一 二 一 ジ 本 一 、 七 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 一 二 一 一 二 一 二 一 一 二 一 二 一 二 一 二 一 一 二 一 一 二 一 二 一 一 一 二 一 一 一 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 二 一 二 一 二 一 二 一 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 一 二 一 一 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 二 一 一 一 一 一 二 一 一 一 二 一 一 一 一 二 一 一 一 一 一 二 一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	八〇人、北五〇- 、西一三〇余人、 北五〇- とのが している(昭和一 について同書は たのが している(昭和一 三〇余人、 七五- について同書は たのが	八 八 八 い て に つ い て 同 年 に 金 沢 親 し て い る (昭和 一 七 日)。 、 西 一 三 〇 余 人 、 七 二 の が 男 、 同 年 に 金 沢 観 、 同 年 に 金 沢 観 、 一 七 日)。 の が 、 当 時 の 実 際 の が れ し た の が 、 当 時 の 実 際 の が れ し た の た の た の た の た の た の た の た の た の た ろ し た た ろ し た の た の た の た の ち の た の た の た の ろ 、 わ し た ろ 、 か ち て 、 た ろ 、 わ ち ら の ち の ち で し た の の が た の ち の ち の ち の ち の ち の た の ち の ち の ち の ち の た の ち の ち の ち の ち の ち て う ち の ち た ろ し た の ち の ち	八〇人、北五〇人 、西一三〇余人、 北五〇人、北五〇人	八〇人、主計七三人、 、西一三〇余人、 北五〇人、 東 について同書は 東 の 大 の た の が 『 代 し た の が 『 代 し た の が 『 代 し た の が 『 の に つ い て に 金 沢 観 、 四 十 二 し た の が 『 の に の か 『 の に 金 沢 観 、 四 十 二 し た の が 『 の に 金 沢 観 、 四 十 二 し た の が 『 の れ 一 七 日)。 の 、 二 一 七 日)。 の に 金 沢 観 一 に 金 沢 観 一 に の か 『 の が 『 の に の か 『 の に の か 『 の に の か 『 の が 『 の に の が 『 、 一 、 二 、 二 一 に の か 『 、 一 、 一 、 一 に 一 の か 『 、 一 、 一 の ら に 金 沢 観 、 一 の 一 に 金 沢 観 、 一 、 一 三 し た の が 『 、 、 二 、 一	八〇人、北五〇人 、市一三〇余人、 市一三〇余人、 東 について同書は東の が 間 について同書は たのが 『 二 について同書は たのが 『 二 に ついて同書は たのが 『 代 二 に つ い に 二 に 人 に の が に し た の が の に の が の に し た の の の る に 約 に の に の の の の の の の の の の の の の の の	八〇人、北五〇人 、市一三〇余人、 北五〇人、北五〇人	八〇人、主計七三人、 市一三〇余人、 北五〇人、 東 について同書は 東 の 大 の た の が 開 一 七 日)。 当 時 の 実 に 七 て い 名 」 (石 川 県 立 し て 栄 え る 」 (石 川 県 立 し て 栄 え る 」 の わ る 、 昭 和 一 七 日)。 、 当 時 の ま た の が 、 前 に た の 花 観 光 の に た の 花 観 光 の に た の た の で 載 光 、 に た の で 載 光 、 二 、 二 七 日)。 、 二 、 二 七 日)。 の た の た の だ 、 二 七 に に 定 た の で 東 七 五 の た の が 『 に 金 元 、 二 、 二 十 二 し た の が 、 二 、 二 一 七 日)。 の 、 一 七 日)。 の に を も つ た の が 、 、 二 十 七 日)。 の 、 一 や ー で 見 一 た の が 『 、 二 、 二 十 二 二 五 人 、 二 十 二 二 ん 、 二 十 二 二 ん 、 二 二 一 七 一 の が 二 、 一 、 二 一 七 一 の の が 一 、 一 で 一 、 一 、 一 、 一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 の が 一 の 一 で 一 で 一 、 一 一 一 一 一 三 の 一 、 一 、 一 一 一 一 一 三 の 一 の 二 、 一 、 一 、 一 、 一 一 三 一 、 二 一 一 二 一 一 二 一 、 一 一 一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

に例のない規模の写真集とわかる。
当初は芸妓全員を紹介する計画だったのだろう。なかにわざわざ
「各廓を通じてこの冩真帳に洩れた姐さんが數十名ありますが、それ
はお願しても冩真が頂けなかつた爲」云々と未掲載の理由を記した張
り紙がつく。名勝を背景にした芸妓写真はないが、冒頭に兼六園など
の名勝地を紹介し、また「はしがき」には、お国自慢として兼六園や
卯辰山の眺めのほかに「金沢美人のあるを忘れては」ならないと記
し、兼六園と金沢美人を同等に位置付けていることに留意したい。
以上、昭和初期の美人写真集をあげてみたが、大正期と比較し、芸
妓/金沢美人をめぐる二つの視線の変質を読み取れる。ひとつはキャ
ンペンガール化である。大正一五年の『金澤美人選集』や昭和三年の
『金城名花揃』は、基本的に大正期に成長をみせる美人ツーリズムの
延長上に位置するものであるが、冒頭にかかげられた兼六園を背景に
した写真から芸妓を観光都市のキャンペンガールとして位置付けよう
とする意識が芽生えていたことをうかがわせる。
このような芸妓のキャンペンガール化は、芸妓の出自、いいかえれ
ば、キャンペンガールとなり得る正統性をあらためて問う発想をうみ
だす。たとえば、『花かが美』は「金沢美人の標準」が「俄然として
高まつた」画期として「廃藩に伴つて武家の娘が花街に身を沈めるも
の多きに及」んだためとする。明治二〇年代の美人零落論と内容は同
じだが、昭和初期には歴史的な正統性をものがたる逸話となっていろ
のである。

載されたコラム記事「東西芸妓比較論」では、東京は名古屋種が多芸妓の出身地についても注目が集まるようになる。昭和五年七月に連地域に古くから根差す歴史的存在というイメージの成長とあわせ、
く、新潟がこれにつぎ、大坂は徳島者が非常に多く、富山に至っては
地元出身はきわめて少なく金沢・東京・大阪出身が多く雑然としてい
るなど、他地は芸妓の出身が多様であるのに対し、金沢は地元出身で
固めていると評価している。また身体的には肌がよく色が白い、心情
的には玄人かと思うほど男に惚れてしまうという。この特徴は城下で
はぐくまれた金沢人の特色であるとする(昭和五年七月一五日「北
國」)。
金沢美人をめぐるもうひとつの視線を物語るのが芸妓情報の集覧化
(データベース化)である。金沢の芸妓をすべて網羅掲載しようとし
た『花かが美』はその視線をかたどった典型的な写真集といえるが、
プロフィール紹介内容にもその傾向はみられる。
従来、芸妓のプロフィールは美辞麗句をならべた文章スタイルが主
流だったが、昭和八年以降になると、情報の羅列となる。たとえば、
昭和八年刊行の金沢観光協会の雑誌『観光の金澤』をみてみよう。同
雑誌には金沢の人気芸妓を写真入りで紹介する「観光緋帳」という
コーナーがある。そのプロフィール紹介は、写真下に名前・身長・体
重を掲げ、写真脇に好きなものとして「馬鈴薯、三十四五から四十歳
までの男」など、また嫌いなものとして「犬の遠吠え、塾柿臭い息」
などを列挙したものだった (ヨ)。

とまず指摘できるが、廓消費の実情をみると、ことはそう単純でな	の背景には既述のとおり、昭和以降における美人観の変化の影響をひ	いずれも姿態にかかわる情報を重視するようになったとわかる。そ	月五日「北國」)。	貌・風采・身長・肉付・特長や旦那の有無などに及んだ(昭和九年六	は、遊廓名・家號・芸名・生年月日・本姓名・出生地・特殊技能・容	観光地の各駅長に「北陸代表美人の戸籍調べ」を行わせた。調査項目	また、昭和九年には、金沢運輸事務所が観光客の案内とするために
--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	-----------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------

(四)ミスの時代

写真二〇〇枚が郷土の兵士に送られたという(%)。 大平洋戦争が苛烈になると廓はさびれ、昭和一九年には石坂遊廓の芸妓 れつづけられたのかもしれない。昭和一六年七月には石坂遊廓の芸妓

五人が最終候補となった。候補者はユリ、バラ、スミレ、サクラ、ボで、写真審査で二一人を選出し、さらに審査員によって二〇歳前後の工祭の関連事業としてミス金澤の選定が行なわれた。応募者一六三人ふたたび美人イベントが実施されるのは昭和二二年である。金沢商

でその姿態情報を収集し発信するとはいかなる欲望がひそんでいるの

下編で、あらためてデータベース化をめぐる背景を検討しよう。

د ک

芸妓を金沢のキャンペーンガールとして脱

「廓」化しつつ、一方

か。

タンと命名され、写真家島田逸山による写真を一五商店のショーウイシンと命名され、写真家島田逸山による写真を一五商店のショーウイシン
「彩風舟」の支優七ノカ選におた(昭和二三年一〇月一一日「北國年
昭和二五年以降になると「ミスラッシュ」と称されるほどさまざま
なミスが登場する。昭和二八年の新聞記事は、先日誕生したばかりの
ミス金沢、ミス百万石をあわせ二○数人の「ミス美人」がいるとす
る。 ろ。
ラッシュのさきがけとなったのは全日本宗教平和博覧会協賛の北國
新聞社主催「観光美人」投票である。その得票者約一五〇人をみる
と、繁華街の飲食店店員、美容院店員、芸娼妓でしめられる。現在の
ように学生や主婦見習いのような女性はいまだ見当たらないが、美人
の前提は芸妓やカフェー・女給からさらに接客業の女性全般へとひろ
がったとわかる(昭和二五年四月六日「北國」)。このとき一位となっ
たのは石坂遊廓の二五歳の娼妓だった。
昭和二八年の新聞記事によれば、選ばれた娼妓は、その後を一番の
売れっ子となったが、半年後の一〇月に仕事をやめ尾山商店街の飲食
店の接客婦となり、さらに同年一一月に石坂時代の馴染み客だった男
性と心中未遂をはかり、その後行方知れずとなったという(昭和二九

年五月二 日 「北國」)。

屋外モデル撮影会」を実施 ようになる。 が開催された(昭和二九年八月二七日 金沢クラブ写真会八〇人によってミス金沢とミス百万石を招き撮影会 和二六年七月一一日 女性を北陸写真連盟の三〇人がさまざまなポーズをつけ撮影した(昭 七月には金石の海浜で「海の女王撮影会」を実施。二〇人の水着姿の 昭和二六年頃からは北陸写真連盟がさまざま女性撮影会を開催する 同年六月には兼六園で着物姿の女性を被写体に 「北國」)。明治二九年八月には金沢駅屋上で国鉄 (昭和二六年六月一八日「北國」)。 「北國」)。 「第一回 同 年

介とファッションコンクールの宣伝をかねて、 るようになる。二八年には片町商店街の洋服店が秋のニューモード紹 ションカーニバルを実施。 に美しくと、金色の車にのって市内の目抜き通りを練り廻るコロネー 人と女性店員だった(昭和二八年九月一六日「北國」)。 明治二八年以降になると趣向を凝らした各種コンクールが実施され 車上にのったのは来沢中の松竹歌劇団の五 エリザベス女王のよう

街が通りすがりの通行人のなかから浴衣美人やスタイルのいい人を選 二七人を選出した Š 演の「ミスファッション」コンクールを実施し、 のため北陸服装文化協会・北國新聞社主催の裁縫ファションショー出 (四月二八日「北國」)。昭和二九年七月には北國新聞社新築落成記念 昭和二九年四月には北陸専門店会が 「ゆかたとスタイルコンクール」を納涼祭りにあわせ実施。 (昭和二九年七月五日 「宝塚スターに似た人」 「北國」)。 応募者一六〇人から 翌月には片町商店 を募集 声をか

主題とした画像や言説を細かく通覧すると、消費方法が時代によって
たという流れを指摘するにとどまるものがほとんどだったが、美人を
メージの近代化についてその消費対象が芸妓から一般女性へひろがっ
金沢を舞台とし美人イメージ消費の過程を追った。旧来、美人イ
五 変質する美人イメージ消費
となっていったといえるだろう。
介し花開いたキャンペーンガールとしての美人イメージが戦後の主流
前美人を選んだ(昭和三一年六月二一日「北國」)。昭和初期に芸妓を
月一六日「北國」)、また門前商店街は櫛比神社の夏祭りにあわせ、門
國」)。翌年には鳳至郡町野町商工会がミス観光町野を(昭和三一年四
の港まつりにあわせミス七尾が選ばれた(昭和三〇年七月二五日「北
ミスの選出はその後県内各地にも波及する。昭和三〇年には七尾市
法がとられた(昭和三八年四月七日「北國」)
推薦状をわたし、映画鑑賞に来た人のなかから最終選定するという方
施している。通行人の娘さんからこれはと思う人に映画招待をかねて
体連合会がミスコットンのスカウトを撰ぶために市内デパート前で実
このような通行人から選ぶ方法は昭和三八年にも金沢市繊維小売団
求があれば無料で進呈した(昭和二九年八月八日「北國」)。
け入賞を告げプレゼントをわたす様子を写真でとり、店に掲示し、要

明治二〇年代、写真展覧会という限定機会で人気芸妓の写	明治二〇年代:写真展覧会の時代:限定的消費化	媒体と消費の特性に注目し五段階に整理し少括としたい。
----------------------------	------------------------	----------------------------

とんどなかったと想像でき、神仏のご開帳見物に通じるような稀少な 妓の姿、それも各廓を代表する人気芸妓の容姿を間近に見る機会は ほ するようになる。労働に明け暮れた大衆にとって、美装を凝らした芸 視覚体験となった。 真を消費

明治三〇年代:絵葉書の時代:私的消費化

える。 に消費できるようになる。つまり、美人イメージを私的に、 特徴といえる。ご当地美人イメージの原型はこの時代に登場するとい な機会に消費できる段階に入ったわけである。また鉄道が敷設される ことで旅行客の消費を企図し、観光案内誌で芸妓を金沢の「美」や 「花」にたとえ網羅的に写真紹介するようになったこともこの時代の 明治三〇年代に入ると芸妓の容姿をブロマイドや絵葉書を通し手軽 かつ好き

-111-

明治四〇年代:新聞連載の時代:日常消費化

した事情があったと想定できる。	は元来、富裕層に限定されていた廓消費が中間層や若年層にまで拡	目に触れる状況は、美人消費の日常化段階に入ったといえる。背景	まれる。芸妓の顔写真とそのプロフィールの紹介記事が連日、読者
	した事情があったと想定できる。	した事情があったと想定できる。	した事情があったと想定できる。は、「は、「「」の「」と、「」は、「「」、「」と、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、
.は元来、富裕層に限定されていた廓消費が中間層や若年層にまで拡目に触れる状況は、美人消費の日常化段階に入ったといえる。背景、まれる。芸妓の顔写真とそのプロフィールの紹介記事が連日、読者	目に触れる状況は、美人消費の日常化段階に入ったといえる。背景、まれる。芸妓の顔写真とそのプロフィールの紹介記事が連日、読者	まれる。芸妓の顔写真とそのプロフィールの紹介記事が連日、読者	
.は元来、富裕層に限定されていた廓消費が中間層や若年層にまで拡目に触れる状況は、美人消費の日常化段階に入ったといえる。背景まれる。芸妓の顔写真とそのプロフィールの紹介記事が連日、読者明治四〇年代以降になると、新聞が実質廓案内の機能をもつ状況が	目に触れる状況は、美人消費の日常化段階に入ったといえる。背景まれる。芸妓の顔写真とそのプロフィールの紹介記事が連日、読者明治四〇年代以降になると、新聞が実質廓案内の機能をもつ状況が	まれる。芸妓の顔写真とそのプロフィールの紹介記事が連日、読者明治四〇年代以降になると、新聞が実質廓案内の機能をもつ状況が	明治四〇年代以降になると、新聞が実質廓案内の機能をもつ状況が

に \mathcal{O} 5

大

また混合巨筋論を士合とし

刻々と変化していったことを理解できる。

以 下、

各時代の代表的消費

東アシアを視里にノオて美ノの 済計を

そので、 たちので、 金沢の大 でした での ないの より 国内の 往来が 活発化する ことで、 しだいに 美人への 男い たれた 系譜 分析から 国内各地の 法 岐との 遊興を 固有の 観光経験として 大 正初期以降、 国内各地の 芸妓との 遊興を 固有の 観光経験として 大 正初期以降、 国内各地の 芸妓との 遊興を 固有の 観光経験として 大 正初期以降、 国内各地の 芸妓との 遊興を 固有の 観光経験として 大 正 初期 いた 、 金沢の 芸校は 金沢でしか 出会 えない 独自の ご当地美 人、 つまり 「 金沢美人」 として ブランド化 され、 そして その 後、 鉄道網の 拡大 歴 で あ。 この ような 欲 た の ま の に な る。 いわば 美人ツー
リズムともいうべき観光市場が発展をみせるのである。このような欲「物語」化させた旅行記が大量に出回るようになる。いわば美人ツー
望の変化を受け、金沢の芸妓は金沢でしか出会えない独自のご当地美
120
昭和初期:キャンペンガールの時代:消費の多様化
旅行の大衆化がすすむなか、有名観光地や伝統品を金沢芸妓と一体
的に紹介することで、地域の魅力を発信する動きが活発化する。つま
り、人気の一流芸妓は、脱「廓」化し、観光都市金沢のキャンペン
ガールのような役割をになうようになった。この点、企業やイベント
中辺朝こ形式されたといえるからしれない。一方、美人イメージは芸のキャンペンガールが美人イメージの中心となる戦後の消費形態は昭
妓を前提としなくなり、カフェーの女給や一般女性も含むようにな
る。背景には国家あげての戦争参画システムの強化により、美人を、
兵士を癒す存在から、兵士をささえる存在へと位置付けるようになっ
た影響などがある。

注

(1) この点、 成果は柳田國男の女性論のなかの言及にとどまろう。周知のとおり、 田國男は 文芸分析が中心であり、美人観それ自体を真正面からとらえようとした み解く視点は画期的である。 合民族論が美人言説の主流であった当時において男女の非対称関係を読 た「妹の力」で平安美人イメージが生まれた背景について分析した。 『浮遊する小野小町』(二〇〇一・笠間書院) 美人観はすぐれて民俗学の課題となりえたが、研究は、 「女の咲顔」で女の笑窪・愛嬌が重視される背景について、 など小野小町をめぐる口 錦仁 混 ま 柳 承

- (2)『高松町史』(一九七四)九五四頁。
- 館研究紀要』一三号(二〇一七)。世界思想社)、小林隆幸「新潟美人をめぐるあれこれ」『新潟市歴史博物(3) 浅倉有子「国風の美」小玉美意子他編『美女のイメージ』(一九九六・
- 『加能史料』室町Ⅳ(二〇〇七・加能史料編纂委員会)四三一頁。
-) 美人をめぐる美辞の系譜は張競『美女とは何か』(二〇〇一・昌文社) 中野三敏『江戸名物評判記案内』(一九八五・岩波書店)一一、二四頁。

 $\underbrace{5}
 \underbrace{4}$

6

第七章が参考になる。

- 『浮世絵から写真へ』(二○一五・青幻舎)を参照京博物館研究報告』第一五号(二○○九)、東京都江戸東京博物館編京博物館研究報告』第一五号(二○○九)、東京都江戸東「凌雲閣百美人人工着色写真アルバム」についての考察」『東京都江戸東原書店)二二七頁。また百美人写真の詳しくは岡塚章子「小川一眞撮影(7) 佐久間りか「写真と女性」奥田暁子『女と男の時空Ⅴ』(一九九五・藤
- 判断できる。 (8)吉田好二の住所は石川県営業写真協会、四四頁に、明治四年に観音町開業、明治二四年御(8)吉田好二の住所は石川県営業写真協会、四四頁に、明治四年に観音町開業、明治二四年御

20	$\widehat{19}$	$\widehat{\underline{18}}$ $\widehat{\underline{17}}$	$\widehat{\underline{16}}$	$\widehat{15}$	14	$ \widehat{\underline{13}} \widehat{\underline{12}} $	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
3)徳田秋聲『郷里金沢』(二〇〇五・能登隆市)収録。	新曜者社)、岡本雅享『民族の創出』(二〇一四・岩波書店)を参照。1)混合民族論史については小熊英二『単一民族神話の起源』(一九九五・を参照されたい		八六)二〇六頁。 「明治期の吉原―「吉原細見」の分析を通して」『駒澤史学』三四(一九より、地方の人々にまで購買層を広げ」るためと分析する。宮本由紀子2)宮本由紀子は写真入りの細見の刊行目的について「「馴染みの客はもと	2)竹松幸香『近世金沢の出版』(二〇一六・桂書房)六七頁。る。	東廓の芸妓写真が多く紹介されており、絵葉書市場の拡大を認められ年代初めに絶大な人気を集めた山田屋小金・浅野屋音重・大重辰子などレットの綿抜豊昭「金沢の肖像写真について」(二〇一七・筑波大学図1)知的コミュニティ基盤研究センター図書館情報学図書館共催展示パンフ	2)林葉子『性を管理する帝国』(二〇一七・大阪大学出版会)四一三頁。『経済往来』九巻六号(日本評論社)。1)『柳田國男全集』二九(二〇〇二・筑摩書房)収録一八八頁参照。初出	

21 古厩忠夫『裏日本』(一九九七・岩波書店) 参照

- $\widehat{22}$ 加野十次郎『日本名妓花く良べ』第一集(一九〇八・便利堂) 図書館デジタルライブラリー八、九コマ参照。 国立国会
- 23 前景(13)四章参照

- 24 門を集め文物制度を集中したる反面には諸国の美人も亦其権栄を慕うて 養を経た結果である神戸は此点に於て遺憾ながらまだ苗代時代美人系を 二大美人都市として嘖々たるものは決して偶然ではない実に恁麼した培 植附け今日の美人的豊饒を来さしめた種苗である京都と名古屋が東西の だが、名古屋候の採りたる遊楽的繁栄政策もまた名古屋に多くの美人を 此処に集まり以て今日の京都美人の根源となった事は既に争い難き事実 新聞」掲載の 松江といふ順序だらう」とみえる。また大正四年四月一四日「大阪毎日 に「日本の美人系は第一が京都で、次では名古屋、 たとえば大正四年の鵜崎鷺城『鳥の目だま』(一九一五・興成館書店 ても神戸は適当しないとみえる。 云為する資格がないのである」とあり、 「関西の三大都市」では「京都が我国の旧い首都として権 京都名古屋は美人の産地とでき 新潟、 秋田、 徳島、
- 25 前掲(10)第一章参照

- 26この解釈は橋本和也『観光経験の人類学』(二〇一一・世界思想社) ら示唆を受けた。 か
- 27 国立国会図書館デジタルライブラリーで閲覧可
- 28 松川二郎『全国花街めぐり』(一九二九・誠文社)七四三頁

- 29 このような評価ポイントの変質は全国的なものであったことは、 とからもうかがえよう 募集を日本キネマ史上初めて行なったところ、六〇名の募集があったこ 年に東京の蒲田撮影所が所長の欧米行脚にヒントを得て脚線美女女優の (昭和四年六月一六日 「北國」)。 昭和四
- 30 佐藤 (佐久間)りか「近代的視線と身体の発見」坪井秀人編『偏見とい

二八九頁こ負う。 『石川の女性史』 (35)昭和一五年から	<u>3</u> 4			33	$\widehat{32}$ $\widehat{31}$
『石川の女性史』(一九九三・石川県各種女性団体連絡協議会)二八七~昭和一五年から一九年の廓関連記述は「石川の女性史」編集委員会編	『観光の金澤』二号(一九三四・金澤観光協会)二四頁。にまでいまだ影響力をもっていたことを読み取れる。に関する聴取事例報告であるが、「美人系」という視点が学術的な報告	始まる「小町むすめ」という章がある。民俗誌のなかでは数少ない美人刊江馬三枝子『飛騨の女』には「飛騨は美人系だと云はれてゐる」から置の変化があったといえる。ちなみに、同叢書の一冊である昭和一八年	を美しいとする視線、さらにいえば戦争システムのなかの女性の立ち位性民俗学者がみつめた時代であるが、その背景にはこのような働く女性物語るように、昭和一〇年代とは地方に生きる女性たちの生活ぶりを女	ちなみに瀬川清子『海女記』『販女』など昭和一七年発刊の女性叢書がる女性像』(一九九五・筑摩書房)を参照。	戦争システムと女性イメージの関係については若桑みどり『戦争がつく前掲(13)三〇七~三〇九頁。うまなざし』(二〇〇一・青弓社)一六七頁。

印刷		発編 行集	石川県 平成三十一次
金沢市中村町二八―一四株式会社 谷 印 刷	電 話 〇七六―二六二―三二三六金 沢 市 出 羽 町 三 番 一 号	石川県立歴史博物館	立歴史博物館紀要第二十八号 年四月二十日発行

Bulletin

of

the Ishikawa Prefectural Museum of History

No. 28 2019

Arti	icles		
	The dedication process of tachi swords dedicated from kaga Maeda class	n	
	to Kitano Shrine in the Edo period		
	SHIOZAKI Hisayo		1
	Study in a shipping business establishment in the Kaga clan area		
	and a "merchant cargo ship (kitamae-bune)" north route.		
	HAMAOKA Nobuya		35
	A Study of Uchida Masakaze, the first governor of Ishikawa prefecture	•	
	ISHIDA Ken		51
	The establishment of beauty tourism : The lineage of Kaga beauty		
	DAIMON Satoru		77

Ishikawa Prefectural Museum of History

ISSN 0916-1120